

錢上に止まらず、動もすれば輒ち帝國の安全をも害するに至るべき絶大の關係を有するものにして、若し否らずと云ふものあらば、是れ所謂霜を履んで堅氷至る事を知らざるものに有之候。

加ふるに本件たる、我邦人が夢寐にだも忘れんと欲して尙且忘るゝ能はざる慘愴の歴史と密着の關係を有するものなり。即ち夫の干涉三國は、帝國に向つて不當なりと宣言したる其事自らを、當時帝國が有したる如き正當の權利なくして實行しつゝあり。若し之に對し、帝國が默然傍觀せんには、帝國の名譽は如何にして之を保全するを得べき乎。故に帝國の安全と名譽とを保たんとするには、彼等三國、殊に露國に對して、其侵略的所爲を掣肘するの手段を講せんこと、理に於て最も當然の事なるは、何人と雖も疑を容れざる處なるべし。然れ共若し不幸にして此策成功の望みなく、清國の分割を以て勢已むを得ざるの事態なりとせば、己れも亦其仲間に加はりて分配の利益を享くるか、或は少なくとも、此機會を利用して朝鮮半島を我勢力の下に歸せしめざるべからず。

但し何れにもせよ、帝國は速に此際に處する自己の方針を決定し、之を實行する

ために全力を盡すべきこと頗る緊要にして、若し躊躇逡巡する時は、外界の形勢は日一日に帝國の利益と背馳し去り、後日に至りて之を追はんとするも最早其由なく、結局帝國は百害を受くるも、一利を占むる能はざるに至らん。況んや若し客觀的に觀察すれば、帝國自ら幾分か今日の形勢を馴致したるの責を免るゝ能はず。何となれば清國の自衛力を滅却し、清國の羸弱爲すなきを天下に公示し、他國をして之に乗せしむるの機會を與へたるものは、帝國に外ならざればなり。故に帝國にして、今日の危機に際し自ら爲す處なくんば、是れ恰も美肉を群犬に投じ、己れ却て餓死せんとするものに有之候。

此の如く帝國の地理上に於ける位置と歴史上に於ける關係とは、帝國をして刻下の事態を傍觀せしむる能はず、又其成行に支配さるゝ事を許さず、帝國たるもの宜しく主動者の地位に立ち、此事局を支配するの決心なかるべからず。幸にして我陸海軍は、三國干涉の當時に於けるが如き状態にあらず、若し此實力と形勝とを控へ、縦横の策を回らずに於ては、十分に我目的を達するの望み、決して之れなしと云ふを得ざる義にして、要は、帝國自ら此形勢を支配する事を勉むると否とに有之



事と存候。

## 第二 帝國政府の方針及態度

然るに當地に在りて觀察し得たる處を以てすれば、帝國政府は本件發生以來、専ら緘黙の態度を守られ、自ら發意して他の列強に交渉し以て此難局に處するの策を講せられたる事は曾て之れなきもの、如く、殊に露が其艦隊を旅順に進め、事態益々重大を加ふるに至りて、帝國政府は益々其政略の鋒鏑を藏匿せられ、本使をして御方針の在る處を窺ふに非常の困難を感せしめたる義に有之候。

依て一月中旬と下旬との交に於て、兩回の電信を以て帝國政府の方針及之に關して執らるゝ手段等御開示を仰ぎたる處、之に對する帝國政府の態度は、本件に付きて直接の利害を感せられず、或は對岸の火災視せらるゝにはあらざるかの感想を本使に與へ候。

而も帝國政府は、大體に於て英政府の對清外交方針に同意せられ、唯公然之を贊成する事は、其時機にあらずとの御申聞けに付き、其意を服膺して英當局者等とも應對致居たる儀に候得共、其後幾多の時日を経るも、別に積極的運動を開始せらる

る模様無之は如何なる御都合なる乎と、空しく怪訝の念に堪へざりし處、此疑念は一昨朝接收したる貴信により釋然氷解致候。

右貴書に依れば、絶東事件に對する當初來の方針は、歸局する處は、

一、第一着としては威海衛占領の權利を固守し、其他は形勢の變に應じて之に處せらるゝ事。

二、孤立の勢は帝國の不利益なるを以て、他日一國若くは數國と提携せらるゝ事あるべきにより、其間列強に對しては公平不偏の態度を執り、益々進んで親睦を重ね、他日何れに向つても、進退去就を自由ならしむる地歩を作る事。

にして、大體の對清政策は當時尙御考究中なりし趣に有之、右にて帝國政府が何故積極的手段を取られざりしかの理由も判然したる義に候得共、當時の狀態たる、既に研究の時代にあらずして實行の時代に進み居たるものには無之候哉。將又、前掲二箇條の如きは、此間に處する帝國の方針として見るべからざるものなるが如くに相覚え候。何となれば、何人も我が威海衛占領の權利を妨げんと脅迫したるものなく、又列強と交際を厚くするが如きは、駐外の使臣が平素の心得に屬するも



のなればなり。

且つ夫れ公平不偏の態度なるものは、對手國をして無爲若くは冷情なりとの解釋を下さしむる事往々にして少なからず。例へば甲乙二國の政略が、或る事實問題に對して水火の如くに相反し、而して其事實問題なるものは、帝國の利害に偉大の關係ある場合に於て、若し帝國が永く不偏不黨の態度を守り、其政策を一定せざらん乎、一方よりは無爲なりとして蔑視せられ、他方よりは冷淡なりとして排斥せられん。故に危機目前に横はる場合に於て、此の如き態度を執るは、他の畏敬と同情とを併せ失ふ所以にして、而して今日の事態は即ち此例に適合するものなり。故に帝國政府は速に其方針を確定し、其向背を定められん事甚だ緊要なりし義に有之、然るに帝國政府の方針は、二月の末に至る迄尙決定する處なく、曩に電報を以て申聞けられたる、英の對清外交方針に同意せらるゝとの事も、何れにか埋没して其形跡を尋ぬるに由なきは、本使の甚だ怪しむ處に有之候。(甲略朝鮮及滿洲問題並に威海衛問題に付きては、帝國政府は常に他の先導を俟ちて行進せらるゝ形勢あり、は心外の至りに存候。

抑又帝國政府の方針なるものは、今日に至りては既に決定したるものに有之候哉。例へば、

一、若し露國が滿洲を自由にする時は、勢ひ清國分割の形勢に推移するを免かれざるものなり。故に帝國は「清國境土の完全」なる政策を主持されざる事に決したるものと見て然るべき乎。

二、果して然らば、清國分割に付、帝國は如何なる手段を以て、如何なる分前を得ん事を希望せらるゝや。夫れとも朝鮮に關する協商を以て満足せらるゝ都合なりや。

三、或は又、右朝鮮に關する協商は、露に對する讓與の必要條件サイネカーションと見做すべきものにして、若し露國が此協商に應せざる時は、清國の完全を維持すてふ政策により、英と共同して露の南下を防止せらるべき御決心に有之候哉。

是等の點に付ては、帝國政府の御意向未だ判明せず、本使をして尙五里霧中に彷徨するの感あらしむる義に有之候。



第三 英國との協商

第四 威海衛の處分

(右二項は各々約三千言に達する。共に便宜上前章に掲げた)。

(三) 伯の建築原文その二

(露を捨て、英に行け)

第五 露國との協商(明治三十一年三月二十六日記)

本使は、日英の協商を以て、帝國の利益を圖るに適應なるものなりと確信し、其成立を希望する事熱心なるも、露國との協商亦決して厭ふ處にあらず。何となればこの機會に際し、彼と協商して朝鮮の處分を決定せん事、是れ亦一の政策たるを失はざればなり。要は唯其方案如何に有之候。然るに右の方案なるものは、去る十九日、閣下がローゼン男に與へられたる回答中に明瞭なる義に有之、其要領は帝國政府は露國政府と共に、何れも朝鮮の主權と獨立とを確認したる上、同國の内事に付一切直接の干渉をなさず、而して朝鮮國が、或は其將來に於て外邦の助言及幫助

を要する場合に於ては、其近隣たる關係及現在帝國が該國に於て有する利益とにより、斯る助言及幫助を與ふる事は、帝國に一任せらるべきものと思考するが故に、若し露國が此意見に左袒するに於ては、帝國政府は、滿洲大陸及其沿岸を以て、全然帝國の利害及關係の外に在るものと認らるべしとの事に有之候。

此提案の目的は、朝鮮に於ける露國との衝突を避け、且露國を遠隔の地に驅逐し、帝國の利益を保全せんとの大旨なる由にて、甚だ至當なる御希望に有之候得共、唯此の如き提案を以て、此の如き目的を達せられん事は、全く出來難き事なる様覺ゆるものに候。

何となれば、帝國政府は此提案通り、助言及幫助の特權を得らるゝとするも、一方には直接の干渉をなさざる事を明約せらるゝものなるが故に、而して露國は必ず此明約の履行を主張すべきものなるが故に、右の特權なるものは、實際殆んど何等の效力をも有せざるべければなり。

更に之を細論せんに、若し朝鮮政府が帝國の助言及幫助を求むる事なくんば如何。一旦之を求むるも中途にして之を放棄する時は、如何(中略)。此特權を有效な



らしめんとせば、露國との衝突は依然として之を避くる能はざること、存候。且夫れ露國は一旦朝鮮より干涉の手を引去りたりとするも、是れ唯一時の方便に過ぎず。彼が他日の機會を俟ちて捲土重來せん事は、帝國政府に於ても之を豫想せらるゝ所なりと信ず。果して然らば閣下の所謂露國を遠隔の地に驅逐するも、是れ唯一時のみ。此一時の小康は、間もなく來るべき大害の前驅にして、之を思ふ時は、殆んど『死後洪水』の感なき能はざる義に候。

故に本使の卑見を以てすれば、閣下の提案は、其目的に添はざるものにして、眞に能く我地位を鞏固にし、我利益を保護せん爲めには、朝鮮を以て全然我勢力の下に置かん事必要なり。而して此目的を達する事は、決して望みなかりしにあらず。否な今日は實に之を達する最好の時機なりしなり。何となれば露が帝國より迫られたる事もなきに、自ら朝鮮に於ける彼れの地歩を退きたるは、何が爲めに有之候哉。即ち之を以て帝國の歡心を買ひ、帝國をして彼が滿洲に對する運動を妨害せざらしめんが爲めなりしは云ふ迄もなき事にして、又此際特に右の如き手段に出でたる所以は、英の人心日に激昂の度を加へ、其政府を驅りて斷然たる對露運動

を執らしめんとする形勢あるに由りたるものと察せらる。

果して然らば、是れ實に乘すべきの機にして、若し我要求を容れずんば、英と連合して斷乎たる舉動に出づべき僞勢なりとも示し、以て露國に臨まれたらんには、朝鮮の事は左程の困難を見ずして帝國の意の儘に決したるべければなり。然るに此機を利用せず、極めて遜讓的姿勢を執られ、極めて不平衡なる提案を出だされたるは、如何なる譯柄に候哉、本使の惑ふて止む能はざる處に有之候。

本使は尙一層の疑あり。即ち斯る提案は之を爲さざる事、却て爲すに優れるものにはあらざるかの疑なり。其理由は露國が朝鮮の兵政及財政に干涉せざるべき事は、帝國と協商を俟たず、當事者雙方間に於て決定されたる問題なり。既に露國が既往の條約に基く干涉を放棄したる以上、又將來其運動の主力を他方へ移す以上、朝鮮に於ける帝國の勢力は、假令一手を拱するも尙増大すべき事、論を俟たざるを以て、斯る紙上の要求は、實際其效益少なきのみならず、露國をして却て我肺肝を透見せしめ、即ち我慾望の大ならず、隨て又露の運動に反對する決心の乏しき事を洞察せしむるの恐れあるを以てなり。



況んや露國は此提案を利用し、英國をして我と連合の念を絶たしめ、又清國をして彼が要求を容るゝの外なきを覺らしむるの具となすべきの恐れあるをや。若し英清兩國此策に陥らん乎、露の目的は既に達したるなり。而して中略、露國は此兩國間の祕密に屬する協商案を清國政府へ内示し、以て該政府の屈從を促したる形跡は歴然たり。是れ本使が旁々本提案の如きものは之を爲さざる事、却て爲すに優れりと云ふ所以に有之候。

尤も露は協商の性質如何に拘はらず、好機會を得ば必ず朝鮮に手を延ばさんと勉むるなるべし。然れ共、若し帝國政府に於て、本使が希望する如き條件の下に協商を遂げられ、而して後、我自由の權内を以て、或は海軍根據地を朝鮮沿岸に占據せらるゝなり、或は兵要鐵道を敷設せらるゝなり、其他銳意該半島に於ける帝國の地歩を鞏固にし、且英と相應じて露を掣肘されなば、露も亦容易に其志を逞しうする事能はざるべし。故に本使は、第一に露の勢力を遼東に樹立せしめざる様、勉むるを以て、帝國互久の利益なりと信ずるも、若し此希望を達し難きに於ては、少なくとも朝鮮を以て我完全なる支配の下に置く事を緊要なりと思考致候。

## 第六 將來の政策（明治三十一年三月二十六日記）

故に閣下の提出せられたる協商案なるものは、出來得べくんば之が修正の途を講せられん事切望に堪へず。若し事既に遅く、今に至りて修正の餘地なしとせば、本使も亦黙して止むの外なきも、尙將來に關係ある事にて、茲に閣下の御回示を仰ぎたきは、右の協商たる、即ち閣下の所謂公平不偏の態度を脱し、露國と提携せらるる政策の一端と見て然るべきものなるや、是れ第一の要點に有之候。

虛心平氣以て帝國政府の此際に處せらるゝ處を観るに、如何にも露に厚くして英に薄く、後者は殆んど之を度外視せらるゝかの感有之候。若し然りとせば、是れ果して帝國の爲め利益なるべき乎。

本使は假令へ露國と朝鮮に付協商を遂げらるゝも、尙英とは内々打合はせ、兩國間には常に氣脈を通じ置かれん事、寧ろ帝國の爲めに利益なるべしと思考するものに有之、何となれば、英は帝國の勢力が朝鮮半島に増長する事に、反對せざるべきのみならず、却て側面より露の南下を制するに好都合なるものとして之を歓迎するならんと思惟せらるればなり。且又若し露にして我提案を承諾せざらんには、



帝國政府は如何なる手段を以て露に對せらるべき乎(中略)。平素よりして日英兩國は互に其利害を共にするもの多く、隨て兩國相提携せん事は寧ろ自然の勢にして、固より露國と協商の如く人爲に基く一時的のものにあらず、且英の海軍は將來と雖も永く東西洋上に雄飛すべき事疑なき處なるを以て、彼れとの親交を繼續せられん事は、最も帝國の爲め得策なるべしと存候。

若し夫れ之に反し、一時の安を偷まんが爲めに陰に露と共同し、直接間接に英の政策に反對すべき性質の處置を取られん乎、彼が今日帝國に對して有する同情は、久しからずして冷却すべし。是れ本使の甚だ憂ふる處に有之候。

抑も本使乏しきを受け、任に此地に就きてより以來、常に帝國政府の方針なりとして遵奉し來りたる處は、特に當國との交際を親密にすべき事に有之、前任大臣大隈伯の如きは、就職の當時特に訓令を下し、閣下の御方針も之に外ならざる趣は、是れ亦閣下御就任の際に、御電示相成たる處に有之候。故に本使は常に此意を體して、孳々その職に當り、今日に於ては、當國上下との交情も頗る親密を加へ、閣下の御訓示中に在る「機會到來せば、何時にても、重要な商議を爲し得べき地位」には、既に十分到達致居候。

是れ固より、本使が代表の光榮を有する帝國其もの、威望日に隆盛なると、列國の關係とにより、自ら茲に至りたるものなる事申す迄もなき儀に候得共、若し使臣の力を以て、此勢を助長し得るものとせば、本使は之を勉めたるに於て、敢て人後に落ちざるべしと、竊に自信致居候。然るに帝國政府は今日の機會に臨んで、之を利用せられず、從來の盡力も全く水泡に歸したるの觀あるは、本使の最も遺憾とする處に有之候。

且、從來、帝國政府の英に對せらるゝ感情は、極めて同情的のものなる事を信認致居たるに付きては、英當局者等と應對の際にも、隨分打解け、雙方の意見を交換したる事も有之候は、其時々詳細の報告書を差進置きたるに付、御承知の事に可有之、然るに今回御電報の趣より考察を下す時は、帝國政府の英に對せらるゝ感情は、冷熱甚だ往日と異なるもの、如く、隨て本使が是迄の言動は、或は帝國政府の御底意と相悖りたる事は、是れ無き乎。或は今後尙引續き現職に在らんこと、果して帝國政府の認めて我利益なりとせらるゝ處を、進捗する所以の途に可有之乎。既往を顧



み、將來を思ひ、事情によりては、自ら進退を決せざるべからざる乎と、思考致候。

以上述ぶる處は、實に衷情止み難きが爲め忌憚を顧みず、敢て肺肝を布きて閣下の御裁斷を仰ぎたるものに有之、意迫り情切にして字句を選むに暇あらず、若し閣下の洪量、辭を以て意を害せらるゝ事なくんば、斧鉞の罪敢て辭する處にあらず。謹んで茲に及具狀候敬具。(註——編者圈點)

#### (四) 伯を容れぬ政情

(内争と財政難と事勿れ主義)

何たる壯烈なる、而して理路整然たる論策であつたらう。歸する所、伯の主張の眼目は日英協商にあつた。其外交思想は、後年一時は警語として唱へられた所の、自主的外交と對外硬とであつた。而して政府の方針を難詰した點は、その八方美人式態度に在つた。要は旗幟鮮明に勇往邁進せよと説くのであつた。而して斯かる主張の因つて生れた所以を察するに、第一には其性格——強くして且つ尊大なる性格の發動に依り、第二には日本の實力が極東に於て第一流なることを確信し

たのに基き、第三には露國を絶對に信じない爲に發し、第四には英國と相互利用を交換し得ると觀測した結果に依る。蓋し普通の外交官には、どの途、容易に真似の出来ない藝であつた。

併し乍ら、當時、伯の意見は、野に於ては相當に贊成者を得たらうが、朝に於ては先づ表面には見付からなかつた。第一に元老は恐露病者、或は親露主義者であつた。伊藤首相も露國は恐はかつた。閣僚も、反露親英の方針には先づ二の足を踏んだ。西外相以下の霞ヶ關首脳部も、亦この方針を尙早として容れなかつた。

言論界でも、獨り福澤先生が明治三十年十二月から翌年三月に至る間に『元老政黨に入る可し』以下數十篇の社説を時事新報紙上に掲げ、『今日の政治は只對外の一事あるのみ』と力説して、舉國一致の要を論じ、對議會策の如き此大事の前には小兒の戯にも等しと喝破して、政治家の内争没頭を叱咤した以外には、眞劍に日本の危機を論ずる者が少なかつた。

民論の大部分は第十一議會、その解散、伊藤侯の組閣と政黨操縦、大隈、板垣兩伯の運動等に筆興を奪はれ、政府また、自家の生命維持策に腐心して、極東の危機を靜思



するの餘裕が無かつた。兎に角、明治三十一年一月から同年の十一月までの一年足らずに、三度も政變があつた時代である。日清戦後の財政難に（戦前八千萬圓の豫算は二十九年度には一億九千萬圓、三十年度には二億五千萬圓と註せられた）、伊藤内閣は殆んど財布と首ッ曳の姿で、其所へ政府乗取りの運動が絶えぬと云ふ有様であつたから、外交には、唯だ事勿れの一事のみを願つた。政府が威海衛の繼續占領と、朝鮮に於ける日露對等の地位を精々と見込んで、屈讓敢て辭せなかつたのは、之を責めるにしても、獨り内閣のみを責め得ない事情もあつた。

政争と、財政難と、元老の親露主義と、伊藤首相の事勿れ主義とは、倒れさうな外交舞臺を造つた弱い四本の柱に外ならなかつた。事實、西外相の主張の中で、少しでも骨のあるものは、多くは閣議又は首相に削られて了つた。故に伯の毎度の叱責は、西外相には氣の毒と思はれる點も少なくない。一例を挙げれば、露國公使が三十一年四月十二日に、西外相を訪ねて「三月二十九日の通知（旅大租借）に對し返答され度し」と申込んだのに對して、西外相は返答の必要無しと斷はり、論議の末、「露國が全然朝鮮から手を引かぬ限り之に應ぜず」と突放した。然るに伊藤首相は夫れ

を言ひ過ぎと認め、四月十六日、政府は「露國の旅順大連占領を默過す可し」と通牒して外相の面目を全く吹消して了つた事實がある。

當時外務省の政務局長として、職責上是非共この伯の強烈な主張に、差當り當面しなければならなかつたのは中田敬義氏である。氏は、其頃を回顧して、編者に思出深く語つた。

『當時加藤公使が反露親英論を火のつくやうに催促するに對し、海一つ距てた佛國の栗野公使（慎一郎子）は、親露説を外務大臣に進言した。佛國は露佛同盟の關係上、頻りに日本の對露接近論を焚きつけたもので、栗野公使に親しかつた當時の佛國參謀總長は、佛國が日露協約開談の仲介をするからとさへ申込んで來た。英佛兩國に駐在する加藤栗野の兩公使が全然相反する政策を持って外務大臣に迫るのに、兩公使に對して何一つ確かなことを返事する譯に行かないのは、政務局長として實に辛かつた。

親英か、親露か、即ち加藤説を採るか、栗野説に傾くか、何れか裁斷を下さなければ、出先の加藤栗野兩公使の立場を無くするばかりであるから、私は屢々西外相に向つて、何とか早速裁斷を下して呉れと催促したが、省内では西外相が承諾して行つても、いざ閣議に特出すと、松方内閣（編者註）中田氏は主として松方内閣當時のことを云ふは、内政の不安に脅かされて、外交方針は全然右とも左とも確立しなかつた。随つて加藤栗野兩公使に對しては、何と



も確答を與へる譯には行かない。結局何時でもよい加減なことばかり云つて居なければならなかつた』

こんな有様では、伯の意見などは亂暴至極とでも評されるのが關の山、その一部たりとも容れられる望は無かつた譯である。げにや、伯が政府の外交を“Peace at any price”（平和的屈讓と評したのは、寔に至言と評せざるを得ない。將又、政情は到底、眞劍に外政の陣を布くに適しなかつたのである。

されば西外相が、二月十八日附で伯に送つた書簡中に「退いて國內の事情を察するときは、政治上にも經濟上にも意の如くならざる所有之、目下の情形にては實際、力を海外に用ゆる餘裕は殆ど無之」と言つたのは、よく當時の事情を穿つたものであらう。要するに、「英と協力して露を制するの外交策」は、獨り伯に依つてのみ絶叫されたものである。政府内には贊成者が無かつた。併し乍ら、其獨自の見識に立據し、滔々たる恐露の風潮に逆行して、毅然として露の野望に抵抗せんとした心事は、涙ぐましい程に頼もしい、心強い外交官の回顧録でなければならぬ。

伯は其論策中に「偽勢」の語を使つた。今日のデモンストレーションの意味で

らう。斯んな事は、内閣諸公には寧ろ呆れられた。然るに三十四年五月、伯は外相として、之を用ひて立派に露國を滿洲に屈讓させた手本を示したのであるから、是非は問題でない。また日英同盟も、同時に下相談を開始するの運びとなつた事を顧みると、伯の大論陣は、斷じて空論でも書生論でも無く、堂々たる外交實策の主張であつたこと疑ひ無い。たゞ時の政府に容れられなかつたゞけである。

### (五) 遂に歸朝を申請す

(外相の勸止と條件付留任)

叱責的質問と、全幅の主張とを染めた前記論文の大要は、三月二十三日に電報を以て外相に通せられた。一週間待てども、外相からは何の返電も來なかつた。即ち自説は到底容れないことを知つた。茲に於て、飽く迄も主張に忠實な伯は、その強い性情と、地位に恬淡なる性格とに護られ、また其信念の火に燃えて早速辭意を外相に傳ふるに至つた。

『英國に對する日本政府の冷淡なる態度に徴すれば、自分が此機會に駐英公使の



任務を離るゝも毫も支障なかる可し」と云ふのが、其歸朝理由の核心であつた。宿痾療養と云ふ常套語を末段には用ひて居るが、畢竟、自分の日英協商論が容れられない以上は、最早や英國に駐在するのはお断はりだと云ふ結論であつた。

外相は驚ろいた。英國政府が伯に對して繋ぐ信任の特に敦かつた事は、既に定評のあつた所で、加ふるに形勢の變化に依つては、或は伯の持論が實現するかも知れぬのに、此重大なる時機に倫敦から伯を失つては大變だと思つた。終始、政府の方針を無遠慮に難詰して、外相には随分の『苦が手』には相違なかつたけれども、實力は之を認めて信頼して居たので、何を措いても留任させやうと努めた。四月一日に、外相は長電を發して『病氣が重態にあらざる限り、帝國の爲に留任され度き』旨を述べた。而して（イ）日英協商は未定、（ロ）威海衛一件は伯に賛成、（ハ）露國に對しては尙ほ交渉中、（ニ）韓國に就いても同様である旨を傳へ、最後に

『政府としては、清國償金を全額受領し終らぬ間は、確然たる政策を表現することを欲しない次第である……而して其償金を完全に受領するに就いても、閣下の盡力に俟つこと最も大なるは明白である……此際は閣下が何としても

任地に留まつて帝國の爲に奮闘されることを力説懇望せざるを得ない。少なくとも極東事件の段落が一層明瞭となる迄、政府は閣下の駐英を最重要と確認する云々』

と結んだ。伯は此電信に對しても必ずしも満足しなかつたけれども、『償金を受領の上ならでは確然たる政策を表現出来ぬ』と云ふ一句は、伯を反省させる唯一の材料となつて、遂に暫らく留任に決した。然も夫れには條件を付した。日英協商と對露硬の二つが是れである。四月五日の返答に

『故に本使に於ては、尙ほ自ら留任の必要を見出し兼ね候へども、帝國政府が之を希望せらるゝ所以は、他日必ず積極的方針を執らる可き御所存と認められ候間、暫らく加養して其時期を待つことに決心致し候。尤も外邊の事情は殆んど急流直下的に進捗し、帝國政府運動の餘地は日一日と縮小致し候に付き、速に大策を定められて帝國の威望と實利とを兩全せられんこと切望に不堪候云々』  
と言つて居る。而して、其後も前記の條件を掲げて、絶えず政府に迫つて止まないのであつた。



重ねて云ふ、井上馨侯が林董伯(當時駐露公使)に向つて

『加藤公使は日英同盟論を説いて獨りで外務省を壓迫して居る』

(林董伯のシークレット・メモアール中の原文——Count Inouye then continued by saying that Mr. Kato was always pressing on the Foreign Office the urgent necessity of an alliance with Great Britain.)

と嘆じたのは此頃の事である。偶々以て、伯の主張の強烈さと、之に對する元老の惡感的傾向とを語るものである。

## 第六章 主張の公使

### (一) 外政擴張に關する苦言

(國別加俸と交際費渡し切りの主張)

以上述べた幾多の外交記録を一貫する、伯の著るしい特徴は、『主。張。の。人。』と云ふことであらう。何事にも一家の見識を持つて、然も夫れを發表せずには措かぬ所が、一般とは鮮明に違つて居た。たゞに發表するばかりでは無い。之を通さうとして戦ひ時には外相の言を容れぬ點に迄も發展した。更に、『非常に理窟の強い人である』と云ふ批評は、英國外務省に於てさへ通つて居た程である。本章は、伯の主張人としての姿を描く爲に、其背景を成す事件の中、興味ある數個の問題を選んで略記するものである。

明治二十九年十一月、大隈外相が、外政擴張の爲に海外使臣の給與及び交際費を増加しやうとしたとき、伯は一々註文を發し、また苦言を呈して外相の反省を促が



173  
すのであつた。先づ第一に（イ）増給に就いては、物價の高低と、必要の多少とを酌量して、國に依り其割合を差別すること、（ロ）在勤俸に就いては、我國と利害關係の深い國々に駐在する外交官に對して増額する事、の二點を要求し、長々と、大隈外相の總花式増給の不公平である所以を説き、更に妻加俸を在勤俸の半額まで増加することを主張した（當時の伯の年收は全部で一萬一千五百圓）。轉じて交際費の申告制度に就き、外相への私信として次のやうな鋭い意見を呈した。

『……左りながら増給の方法に關しては、區々たる制限を附せられざる事を希望致候。増給にして若し或は一々其費途を報告し且つ或は宴會等に招きたる人名をも具申せしめらるゝ等無用の制限を相伴ふ等の事ありては、或は招かざる人間を招きたりとも云ひ得べく、費途の僞報をなす事も出來得べく、却て徳義上の罪人を造出せずとも限らず、折角の御盛意も無用に屬し去るの恐なしとせず。仍て御増給有之に付きては、特別の性質ならば單に其精神を示し、渡し切りの性質として御増給相成、其費途は使臣其人を御信用相成るの御方針を執られ度存候。信用なき人物は寧ろ公使に御使用無之様、希望致候。』

随分思ひ切つた痛烈な辭句を用ひて居るが、それよりも外相の「外政伸長の爲に新たに、布暹、伯墨土の五箇國に公使館を設置する案」に對しては、悉く之を否定して、一層勇敢な勸告振りを示した。即ち伯は是等を皆延期し、其金で歐米、清韓に於ける既設公使館の力と地位とを高めるのが當然であると説き、「歐米、清韓が帝國の國權國利に關する度合は、南米の邦國若くは太平洋中の一島邦（註—布哇の意）の比に非ず。絶東局面の運命を左右するものは、英、露、佛、獨の四國にして……其四強國中、其友たるものは之を友とし、其我が利害に反對するものは之を制御して我が國權國利を防禦」するのが常道である。故に何を擱いても、是等諸國に於ける我が公使館の活力を増加するのが急務であると結論したのである。

最後に土耳其との友交條約と公使館設置の方針に對しては、眞向から反對を表明し、「今吾れ進みて土京に公使を置くも、諸強邦の大使と相並びて土帝を恐喝するの權威は容易に得られず、又之を得るの必要も無之、而して翻へつて、土帝の暴政を贊助するが如きは一層無用の事に屬す。畢竟するに、吾は土帝を助くるの要なく、文土帝の助を受くるの要なきを以て」斷然計畫を中止され度いと勸告した。



此數千言の苦言は、外相をして新事業の不急である事を反省延期させた。

(二) 有栖川宮殿下を迎へて

(政府の不洗練に對する忠告)

英國のヴィクトリア女皇即位六十年の祝典は、いろ／＼の意味で、我が駐英公使の人物試験であつた。而して、伯は最優等の成績で其試験に及第したのみならず、主張人としての興味ある物語を數多く残したのである。

明治二十年、女皇の五十年祝典の時は、我が帝室から小松宮殿下が派遣された。然るに、英國政府の殿下に對する接待振りに幾多の不滿があつた爲め、帝國の輕侮、駐英公使の手落ち、政府の不用意、と云ふやうな不快な問題が起つた。そこで、明治三十年の此祝典に、有栖川宮殿下が御參列になるに就いては、伯は第一線の責任者として異常なる注意と努力とを拂ひ、旁々、政府の田舎臭い措置に對しては手痛く抗議もした。就中、隨員中に伊藤公が加はつた事を痛撃した次第は、第一編に特掲したが、此以外にも、伯の面目は隨時發揮された。

『諸事最も好都合、英國政府の斡旋到らざる無し』とは、殿下の隨員齋藤式部官が、六月二十二日、土方宮内大臣に宛てた電信の全文であつた。また同式部官は二十八日、祝典完了の日に當り、重ねて宮相に宛て、『吾々は英國宮廷に依つて著るしい好遇を享けた』と追報して滿悅を表した。有栖川宮殿下の御満足また恐察に餘りありと言へる。

伯は實に、うるさいと思はれる程に、英國當局者を促がして殿下の待遇法を交渉した。英國政府は、結局、前回とは別國のやうな待遇法を講じた。アレキザンドラ旅館には立派な六室を整へ、外務省のシング氏を専任接待役に任命し、皇室からは、公式用のステート・キャリエヂ、夜會用のタウン・コーチ、通常用のキャリエヂと、三臺の馬車を殿下の爲に差出され(他に隨員用一臺)、更に殿下御運動用の乗馬をも用意され、旅館の前に番兵を附する等、鄭重を極はめた接待振りを示した。是等は我が國威の反映ではあつたが、其間、伯の盡力の興かつて力あつた事は言ふ迄もない。さて結果は大満足であつたが、その間の交渉中、伯が大隈外相と大いに争つた事件があつた。それは隨員の過多に就いて政府の無理解を戒しめ、減員を主張した



事であつた。殿下の随員には、式部官二名、海陸軍人三名、外務書記官一名、宮内省屬官三名が任命された(四月二十四日)。伯は之を無用有害の多數と認め、其中から四名乃至五名を減員する必要を電請した。その一節に云ふ。

『遠慮なく本官の衷誠を吐露すれば、前陳の如く多數の随員を伴はるゝ事、歐洲列國の皇族中に於ては其例甚多からず。却て東洋諸邦の王族らしく相見え、恐れ多くも或は其品位を損せらるゝの外觀を呈する事あるべきも、随員の多き爲め之を高かめらるゝ事は無之哉に被存候。我は勿論東洋に邦する事故、東邦諸國の王族らしく相見えたりとて、毫も顧みるに足らざる様には候得共、其實、東洋風と目せらるゝは我上下の共に竊に避けんと欲する點なりと恐察致候。且つ曩には英國に向ひ、態々我特使に對し至當の禮遇を與ふべき哉否やを確かめたる位なれば、我が方に於ても彼の便宜をも斟酌し、而して本官をして、他日萬一彼に於て不行届のこと之ありたる節、之を責むるの餘地を存せしめられたきことなるに、其邊の御用意稍や周到ならざりし如き觀あるは、本官の竊に遺憾とする所に有之候』

併し政府は任命後であるから、素より減員を不可能と答へた。伯は餘儀なく随員九名云々を英政府に申入れた所、果して先方は大いに當惑の情を表示した。そこで伯は最後の案として、随員の半分を巴里に残すか、或は宴會等には二三名を限ることに内定するやう外相に電請した。大隈外相は之に賛成した。然も深く考へずに、其人選を齋藤式部官と協議するやう、伯に回訓したのである。伯は其大きい尻ツ尾を押へて

『前略……苟くも本官の地位に在るものに於て、一式部官と協議すべしとの事は職責輕重の上に於て果して妥當の事なるべき哉否や(中略)……將又假りに人選の上につきて本官に決定の權限を與へらるゝ事ありとするも、既に本邦に於て正式の命令を受けて隨行せる官吏にして、帝國政府に於てすら發表後なりとて是れが省減を敢てせられざるものを、本官に於て取捨採擇するの至難なるは申迄も無之、畢竟……到底能く履行しがたき御回訓なり』

と捻ぢ込んだ。大隈外相は弱つて了つた。そこで窮策を工夫し、在東京の英國公使に對して、九名の中、六名は随員で他の三名は從僕である旨を、英國政府に報告し



て呉れと頼んだ。

英國政府は不思議と思つたのであらう、伯に之を通牒して内容の眞偽を質して來た。伯は、外相が自分に諮らずに、英國公使を通して變則の道を歩いたのみならず、『從僕』の意味をも解しない事を遺憾に思つた。そこで直ちに外相の内報を否定し、『三名のものは從僕に非ず下級の官吏である』と獨斷修正した。

伯は斯う修正した理由を、外相に説明する手紙の中に、『從僕は歐洲君主又は王族の旅行に常伴されるが、それは純然たる身邊の用に供する下男を意味し、隨つて旅館等でも決して紳士の取扱をせぬ慣習であるから、苟くも多少の身分あるものには侮辱を感ぜざるを得まい。即ち其三名を從僕とするは氣の毒で、且つは不當でもある』と書いて居る。危い所で、九名中の三名は、伯の手に依つて、準奴隸に墮落する所を救はれた譯である。

### (三) グラフトンギャレリーの夜會

(附——觀艦式に富士艦參列の專斷の功名)

我が海外使臣に依つて催された饗宴の中、未だ曾て、伯が催ほしたグラフトンギャレリー夜會の如き大規模なる、又盛況なる會合は無かつた。蓋し交際場裡に活動した伯の成功を謳ふものとして、茲に特筆されねばならぬ事件である。

明治三十年六月二十九日、恰かも大祝典に關する公式儀禮の終つた翌晚、倫敦の交際社會は上を下への大繁忙の最中、伯は此ギャレリーを借りて夜會の宴を張つた。つまり、英女皇の六十年治世の光榮を祝ふと同時に、有栖川宮殿下に、世界の名士を御紹介申上げ、兼ねて上流社會に『日本』の記憶を深からしめやうとする意圖であつた。前年、小松宮殿下御渡英の際にも、我が公使館で夜會が催ほされたけれども、其成績は甚だ平凡であつた。伯は之に鑑み、態々此有名なギャレリー即ち私立繪畫展覽會場とでも云ふ可き倫敦社交界の大規模な夜會場を借りて、茲に前回に比して二倍以上の朝野名士を招待したのである。

伯が發した招待狀は一千四百通に達した。交際社會の多忙時であつたから、この半分が來會しても大成功であると考へられた。招待は内閣員、外國使臣、貴族及び上流社會の紳士淑女のみであつたが、當夜は意外にも來會者が一千名と云ふ驚



ふく可き記録を作つた。さしもに廣い會場も、上下各室が文字通りの満員、動きの取れぬやうな盛況を呈した。満員盛況ほど却つて歡ばれる倫敦の夜會に於て、グラフトン・ギャレリの伯の夜會は、正に當時の數多い夜會中で最も成功したものの一つと定評されたのである。

案内の時刻は夜の十時半で、伯は春治夫人と共に玄關口に立つて、一々來會者に挨拶し、十一時、有栖川宮殿下が、伊藤公以下を隨へられて來臨されると同時に、奥の主賓室に隨行し、重立つた倫敦社交界の人々を殿下に御紹介申上げた。歡談響應二時間半、殿下も午前一時までには館を辭されなかつた程である。

その夜は、英皇室に於ても宴會があつたので、皇族の御來臨は無かつた。然も首相ソールズベリイ侯は、常に殿下及び伊藤公の側にあつて歡談し、拓相チェンバレン氏以下は他の會に出席した代りに、孰れも夫人令嬢を特に出席させて會を盛んにした。米國大使、佛國大使以下の外交官は殆んど擧げて來會し、午前二時迄興の盡くるの知らぬと云ふ歡會に浸つたのである。費用も規模も、大隈外相を一寸驚ろかすやうに大きかつたが、其成功の著るしかつた事は、殿下が始終御微笑を

湛へられて、如何にも御滿悅に拜されたと云ふ一事でも明かである。伯は幾倍か滿悅の情を禁じ得なかつた。左に外相への手紙の一節を掲げる。

『之を要するに當夜の催しは頗る盛會にして、且十分の成功なりし事を本使自ら告白する事を憚らず。固より一席の會に過ぎざるも、尙帝國の名聲を一層世に明かならしむるに於て、多少の効果なくんばあらず。或は又來會者の同情をして益々我に密着せしむる等、直接間接の效益は決して一時に消滅せずして、暗の裡、我將來の利益を幫助する一具たらん事は、本使の竊に信じて疑はざる所に有之候』

伯の得意思ふ可しである。モウ一つ、伯が此祝典に關聯して成功を褒められたのは觀艦式に新戰艦富士を參列させ、之を臨時に常備艦隊の旗艦として、其橋上に將官旗を掲揚することを獨斷專行した一事である。

即ち六月上旬に竣工の上、直ちに本國へ廻航の筈であつた戰艦富士を、暫らく留め置いて、六月二十六日の祝典觀艦式(スピットヘッドに於ける)に參列させ、同時に、之を、假りに常備艦隊の旗艦に指命し、御名代宮の御乘艦を願つて司令官旗を掲げる



便法を講じたのである。斯くて當時一流の大戦艦富士は、普通ならば歐洲各國軍艦の後方一隅に投錨させられる所を、海軍少將宮殿下の御乗艦として司令官旗を掲げた爲に、堂々と第一列に其英姿を誇り、一は帝國の威風をも示したのである。政府は六月二十日、伯の此提議を承認急報したのであるが、電信不達の爲め、伯は獨斷で敢行し、後日重ねて政府から其機宜の成功を感謝される事になつた。茲にも、伯の創意と主張と勇氣とがある。

#### (四) 面目を救ふの一路

(政府の訓令に反する確信)

伯の海外に於ける外交事蹟の中、濠洲の日本人排斥法案を、自分一個の見識で承諾して了つたことは、我が對英移民外交の根本方針を、專斷的に拘束した事件として、外務専門家中に、久しい間、伯に對する論評の好目標を形成した。

加州排日以前、濠洲の排日立法は日本の面目に關する由々しい外交問題の隨一であつた。煽動に始まり、洲の立法となり、我國の抗議が遂に不成功に終つた経緯

は、後年の加州問題と甚だ相似て居る。ワシントン政府に幾十回の抗議と懇望とを重ねても、加州の立法を遂に動かし得なかつた如く、倫敦政府との交渉を重ね反覆しても、遂に濠洲の邦人排斥案——白濠洲主義として知らるゝ思想立法を覆へすことが出来なかつた。事件は明治二十九年から三十四年に亘つたのであるが、伯は在英公使として、決定的に此遺憾なる外交に與かつた。

明治二十九年十一月二十五日に、加藤ソールスベリイ交渉の幕は開いた。伯は濠洲在留邦人の現状を述べて、該立法の無意味なる所以を縷々説明した。ソールスベリイ侯は、一々伯の主張の理由に賛成の意を表した擧句、『さり乍ら實際我殖民地は専ら其自治に任せ、本國政府の之に對する實權は甚だ微弱であることを御諒察ありたい』と述べ、十二月十四日、第二回の會合では、『本國政府の實權微弱なるは、彼等殖民地が本國品に對して禁止的輸入税を課するの一例にて御諒承あり度い』と、恰かも頼むやうにして伯の追窮を避けた。その後、伯が此問題で、ソールスベリイ侯以下の當局と談判した數は何回か判らぬ。其都度、伯は (イ)日本人排斥の倫理上の不正不當、(ロ)日本の體面と感情とを害する英國の損害、(ハ)日本移民は



事實僅少にして制限の必要な事等を力説した。併し乍ら、英國は常に微力の一點張りで懇願的に回避した。正に暖簾に腕押しである。グレーヴ・コンセンサスの一句を捉へて逆襲的に突ツ勿ねるやうな國とは違ひ、辭を低うして難を避けるに努めると云ふ風であつた。

日月旋轉するも、交渉は同一の軌道を往復して、明治三十年の秋となつた。その九月一日、最も重要な交渉が、伯とソールスベリイ侯との間に行はれたのである。その長い對話の中で、伯は『我希望の全部が容れられないならば、更に異色若くは異人種たる事を理由とせず、移住民の性質資格に依つて一般の制限を設けられる事を希望する……即ち殖民大臣チェンバレン氏の演説(殖民地會議に於ける)に示されたやうな、廣濶にして且つ一層合理的なる制限を設けられては如何』と申出たのである。

是れ政府の訓令に反することを獨斷専行したものである。政府は飽く迄も、亞細亞人排日法案中から『日本人を除外する』の一點張りで交渉方を訓令したのに、伯は遂に、讓歩の私案を専行したのである。蓋し、伯は邦人除外の主張の決して通

らぬ事を見極はめ、さらば『人種に依る區別よりも、寧ろ能力に依る制限を受ける方が、幾分でも國家の面目を保つだけ賢明である』と確信し、此上は自己の責任に於て獨斷する外はないと、一流の勇氣を振つて、この『九月一日の申出』を試むるに至つたのである。而して直ちに、政府に對して『本使の處置に付き追認を與へられんこと』を懇望し、進んで十月一日には、外務次官ヱリアース氏との會見に於て

『本使に於ては、飽く迄も帝國々民を本法の適用以外に置く事を、重ねて茲に陳述せざるを得ない……併し乍ら、此希望が不幸にも貴國政府の容るゝ處とならない事は、此十箇月の交渉で分明した。即ち我邦上下のアメリカプロパー(自尊心を害せざる様、また兩國の國民感情の衝突を避ける爲め、濠洲の法案を、ナルの法案と同一の規定に改められることを日本政府の最後希望として提示するものである云々』

伯は此會見顛末を大隈外相に報告するに當り、自分のナタル提案を以て『實現の見込あるもの』中で最善の案』である所以を諄々と説いて倦まない。信念の閃めきは、隨所に溢れた。要は、出來ない相談を持ち掛けて、結局は丸潰れとなるよ



りも、國家の面目を救ふの一路を拓くに如かないと断定したものである。

問題のナタル法は（二八九七年制定『試験官の面前で、其指定された歐洲語の一を以て、一定の書式を認め且つ自署し能はざる者』の入國を禁止するものである）第三條。其後、明治三十四年に濠洲聯邦の第一期議會は、移民制限法を可決し（十二月總督裁可す）、其三條にナタル法に倣つた規定を設けて邦人排斥を實現した。其會議中、内閣副議長オーコンナー氏は、曾て西濠洲移住民法制定の際（明治三十年、殖民大臣チェンバレーン氏から洲政府に送つた通告書を朗讀した。其中に『日本の駐英公使加藤高明君は當國政府に對し、已むを得ずんば、せめてはナタル法通りに制定修正されんことを希望せり。英國政府も亦之に則りたる法案ならば何等故障を入れざる可し（濠洲議會議事録第二十八號記載）』と明記されてあつた。而して英國に對する我が移民交渉の歸着は、其後の四年間を通じ、常に前記九月一日及び十月一日に於ける伯の一言に依つて決せられたのである。

さて伯が專斷的にナタル法を提言した爲に、日本移民は永久に濠洲に入る事が出来なくなつたが、之は果して對英移民外交上の失敗として責む可きであらうか。

夫れとも其正反對に、一九二四年、米國の赤裸々なる排日案の成立から追想し、伯が早くもナタル法を提示して、『人種に依らず教育資格に依る一般的制限』の立法を設けさせ、表面上、日本の名を汚さなかつた事を、先見と稱す可きであらうか。

#### （五） 臘肭獸外交も政府案に従はず

（共同勸告の訓令を一蹴した事情）

今では一海邊一獸の小問題も、一八九〇年の交には、英米の國交を危殆に導く程の問題であつた。又我が嬰兒時代の外交上の由々しい事件でもあつた。世界第一の臘肭獸の本場は、今も昔も米領ブレプロフ群島である。同獸は、子を産むや、之を養ふ爲に近海數十哩内を搜餌周泳し、其後また雌雄大群を成して數百哩の遠洋遊泳を試みる。其機を狙ひ、獵船は之を公海で銃殺捕漁するのであるから、此銃殺を許しておけば、ブレプロフ島は聽て種子無しになつて了ふ。露國のコンマンドルスキイ島も亦同じ運命にあつた。然るに同獸の本據地を持たない加奈陀の漁夫は、之を公海で捕獲するより外に途が無いから、米露の公海禁獵説（後年の臘肭獸保



護條約案の骨子とは利害が全く相反する。其結果英米間の抗議と反駁とは酷しく繰返された後、漸く巴里仲裁々判に附することゝなつた（一九八二年明治二十五年）。

然るに裁定の結果に對して不満であつた米國は、二十八年に日英米露の共同踏査案を提議した。英國は斯かる踏査の無意味を主張して應じなかつたのに、日本は之に應じて了つた。その理由は、時恰かも米國が布哇を合併せんとし、日本は米國に緩慢なる抗議を申入れて居た際なので、米國の提議に應じて置く方が、右の抗議を多少有效ならしめる利益があらうと云ふのであつた。然るに伯は、此外務省の措置を輕率極はまるものとして反對した。『臘肭獸と布哇問題と、抑も何の關係有之候哉』と、手酷しく外相に喰つて懸つた。又『本事件は米露二國に對する英國の利害葛藤を意味す。而して日本の利益は寧ろ英國と一致するに拘らず、一も英國の意見を確かめずに我が意見を決するとは、遺憾千萬である』と難じた。

伯は此問題に就いても、一の確信を持つて居た。夫れは日本の千島群島は、世界の三大臘肭獸本據と謂はれたが、その千島は、夙に露國の漁夫の濫獲する所となつて、今では（明治三十年頃）獸影寥々の荒廢状態にある。故に同一の保護條約に依つ

て受ける利益は、米露の百分の一にも及ばぬ。日本は、寧ろ米露本據地から遠泳して來る同獸を公海で漁獲する方が利益である。依つて米國の提議に對しては、英國の參加を我が委員派遣の條件として、日本の見識を示すと共に、英國に對する情誼を一倍濃厚ならしめるのが賢明であると信じた。

故に大隈外相宛の伯の手紙に『敢て僭越を顧みず、帝國政府の御處置を以て躁急に失し、慎重を缺かれたるものなりと批評するの精神に無之は勿論なりと雖も云々』の一句は、之を反語と解する方が、伯の當時の衷情を適切に説明して居る。外相は伯の主張を、なる程と思つたが、今更ら承諾の取消しも出來ぬ。斯くて華府會議は明治三十年十月に開かれ、十一月六日には、『公海に於て臘肭獸及臘虎を捕獲せざる條約』が議定され、日本代表も調印した。伯が決然起つて『僭越を顧みず』に、政府の處置を無効ならしめたのは、之からである。

米國の意圖は、此三國條約を提げて英國を強制し、厭でも後から引摺り込むことであつた。即ち日米露三國の代表が倫敦に會合し、協同して英國に談じ込む方針まで協定した。そこで、大隈外相は此旨を伯に電報し、『可然、米露代表と協調盡力



され度い』と訓令した。伯は、この訓令を一蹴して了つたのである。

十二月上旬、外相に宛て長々と其外交の不當なる所以を説き、管に『帝國の體面上甚だ不名譽』なるのみならず、『我政府の處置を嗤笑せしむ可きは、右の處置が我邦の利益を保護せずして却て之を滅殺するが故なり』とて、臚轔獸獵の真相と、外交の機微とを詳説し、最後に『御訓令の趣には、遺憾ながら應じ得ざるを以て』強ひて必要ならば、別に代表を派遣され度いと突ツ放した。

況んや十二月九日の手紙に『之を要するに本件は必ず失敗に歸すべきものにして』と斷言して少しも憚らず、確信と決意とを以て、政府の措置を相手にせぬ態度であつた。外相も遂に持て餘して兜を脱ぎ、『倫敦に於ける談判に就いては、萬事閣下の裁量に一任する』ことに讓歩した。それから、伯は其所信を思ひ切り振舞つた。露國代表が共同勸告(英國への)を誘ひに來た時には、無駄だから中止しては何うかと、逆に勸告を見舞つた。米國代表からの誘ひも斷はつて一切應じなかつた。米露兩代表は餘儀なく二國だけの意思を英國政府に通じて奔走したが、伯の斷言した通り、『要するに本件は必ず失敗に歸し』て了つた。而して英國政府

は大いに伯の行動を多としたのである。

#### (六) 軍艦の註文と契約慎重論

(伯の關係した十七隻の建艦)

日清戦争の經驗、三國干涉、露國の東漸に面しては、六萬餘噸の帝國海軍力では到底國防の保安は望まれなかつた。茲に於てか、既定の計畫(戰艦二隻、巡洋艦一隻)を促進すると共に、明治二十九年以降十年間に、戰艦四隻、裝甲巡洋艦六隻、輕巡洋艦十隻、驅逐艦二十三隻、水雷艇六十三隻、雜船五百八十餘隻を建造する、未曾有の大擴張案が協賛されたのである。日本海々戰の決勝を齎らした我が艦隊の主力は、日進春日の二艦を除いては、悉く此時の計畫に成つたものである。

而して夫れ等艦艇の大部分と、其兵器の殆んど全部とは、伯が駐英公使として契約の衝に當つたもので、新註文、又は工程促進の契約書に伯の名を署した軍艦は、八島、富士、朝日、初瀬の四戰艦、淺間、常磐、出雲の三裝甲巡洋艦、叢雲、夕霧、曙、雷、不知火、陽炎、薄雲、漣、朧、霓等の驅逐艦で合計十七隻に達した。而して夫れ等の契約に當つては、



伯は綿密な注意を拂つた。武官の話だけで盲印を捺すやうなことは唯の一度も無く、建造の價格に就いても、竣工期限の問題に就いても、細かく突ツ込むのが常であつた。進水式には殆んど缺かさずに臨んで、新興日本の上に加へられて行く護國の一隻が、海に浮ぶ雄姿を眺め、強い外交の保障を見詰めては、無上の満悦に心を躍らすのであつた。

さて前記のやうに、軍艦兵器の註文は、未だ曾て見ない多量に上つたので、海相から外相へ、外相から公使へと云ふ手續は面倒故、之を省略し、造船造兵監督官から直接に駐英公使(伯)に依頼する案が、大隈外相と西郷海相との間に協定された三十年四月。然るに伯は正面から之に反對して、手續の簡便や日數の少し許りの短縮の爲に、此種の契約を輕々に取扱ふのは間違ひであると言ひ、「右様の契約は一口で一千万圓内外の取引に係るものも少なくないから、其取扱ひは出来るだけ鄭重にせねばならぬ。萬一、依頼者の不注意その他に依つて不都合なる契約でもしたら、責任は甚大である」と説き、兵器だからとて大雑把に考へる事の危険なる所以を注意し、契約には從來通りの慎重な手續を取る事を主張した。その結果、遂に兩大

臣も協定を見合せることになつた。

政府の金だから大雑把に使つて宜いとか、国防上緊切な武器だから價格の高低は問題で無いと云ふやうな武士の商法を否定し、ホワイトヘッド會社に魚雷發射管を註文するにも、購入數や今後の註文見込に關聯して成る可く安く契約する事を考へるやうな實務的主張を發表した。同時に、註文方法にも周到なる用意を勸告して、外相の訓令に反省を要求し、大規模の名の下に行はれ易い粗漏の弊を防ぐことを忘れなかつたのである。



## 第七章 歸朝と辭任

## (一) 強要的の歸朝

(賜暇歸朝容れられずば辭職のみ)

威海衛に燃えた日英提携の光は、その儘に消えかゝつて來た。何かの事件でも起らぬ限り、將又帝國政府から主動的に出ない限り、伯の任務の範圍内では、最早や提携の篝火を焚く術も無くなつた。帝國政府は素より動く所ではなかつた。威海衛を英國に譲つたのを、露國から憎まれる事が心配で堪らぬやうな果敢ない心組で居たのである。一方に清國償金完領の大任を、伯は五月に立派に果して了つた。靜かに往を顧み來を想へば、伯が其主張の爲に活躍する題材は、最早や倫敦には見當らない。その爲す可きを爲し終つて、今や萬目蕭條の秋野に立ち盡す身の上を顧みるのであつた。

健康も決して良好では無かつた。肉體的に疲れたのみならず、精神上的の苦闘も、この三箇年半に積つて、伯の靜養を要求すること漸く切なるを加へた。其上に、故郷に残した祖母加奈子刀自の健康は、命ある内に伯に會へるか如何かを怪しまれる程の老衰に陥つたので、伯が望郷の念は自ら一家の空氣となり、日毎に其濃度を増して行くのであつた。そこで伯は、翌年一月下旬、在勤滿四箇年となるを待つて、當時の賜暇規定に依り歸朝し度い旨を大隈外相に願ひ出たのである。三十一年九月十五日附の願書であつたが、外相は十一月八日附で「許可はするが、旅費の都合上、四月一日以後に出發するやう」申送つた。十一月八日は、大隈外相が辭職した當日で、然も其許可は、郵便で申送つた爲に、鶴首して待つ伯の手に届いたのは、其年の暮になつた。

『返済して貰ふとして、旅費は自分が立替へるが差支へないか』と突ツ込んだ所、青木外相は、規則上不可能の旨を答へて、重ねて出發を延期するやう申送つた。其内に、政府は倫敦で公債を募る事になつたので、是非この仕事を伯に託し度いと考へ、二月二十四日附で、鄭重な電信を發した。伯は其電信を、まさか破つて棄てはしなかつたが、心では夫れと同程度の怒を感じたらしく、斷乎として歸朝を通告する



に至つたのである(次節に詳述)。即刻、外相に宛てた電信の大意に云ふ。

『自分の健康と家事都合とは此上の留任を許さない。既に貴電に四月一日以後出發を許可されたので、荷物も大概船積を終へ、船室も豫約し終り、三月一日には當地の名士約七百名を招いて留別の宴を催す手筈まで決つて居る。』

二月二十四日の貴電では、本使の募債の任務を重且つ大と言はれたが、前には本使の一月に出發することを旅費の都合で止められたのでは無いか……。旅費などは如何様にも都合はつく筈だ。それから、閣下は本使の電信を見てから三週間以上も放つて置かれ、其間、當方の歸朝準備を黙認されたのではないか……。その上に訓令は電信に依らずに郵便と云ふ緩慢な道を取られた。畢竟、本使の利害や都合のことは全然顧みられて居らぬ。兎に角、留任して募債に努めることは御免を蒙り度い。夫れでも本使は特命全權公使としての任務を怠るものとは信じない。何となれば募債の任務も畢竟、後から附け足されたものに過ぎぬからである。

左りながら政府に於かれて、若し右の本使の考と異なる見解を取られるなら

ば、事面倒であるから、事態を簡明にする爲に、何時でも辭職する積りで居る。要するに、何んなことがあつても、豫定通り、出發させて貰ひ度い云々』

之には政府も二の句が繼げなかつた。青木外相は山縣首相に諮つた上、二月二十八日附で許可の旨を電報した。

四月十五日、伯は倫敦を辭し、米國、加奈陀を経て、五月八日、晚香坡からエンプレス・オブ・チャイナ號に乗船、二十二日午前四時、横濱に上陸して、茲に歴史多い駐英公使時代は、ペーヂを閉ぢる事になつたのである。

## (二) 世間の非難と真相

(公債募集を断はつた事件の終結)

伯が、政府の訓令に従はぬと云ふ節制上の問題として、山縣首相と青木外相とが、如何に此事件を見たかは、吾々の深く詮索しやうとする所では無い。

伯に對する世上一部の非難は、實に公債募集の國家的大任務を放擲して歸つて來たと云ふ一點に懸るのであつた。主として私の爲に、公の仕事を振り棄てると



は、全權公使の大任を帯ぶる人、特に立派な公使として評判されて居た人に似合はぬ手落ちである。のみならず、事は帝國財政の危急を救ふ爲の緊切重大なる公務では無いか、と云ふ攻撃が、一部の人人から、伯の上に加へられた。

伯が此非難に對して辯明を與ふる機會は、六月二十一日、芝公園三緣亭に於て、日本經濟會が伯を來賓として招いた席上に、最も適切に到來した。然るに、伯は乞はれて一場の軽い演説(駐英印象談)を試み乍ら、遂に募債に關する自己の立場には一言も觸れず、此絶好の機會を、弊履の如くに捨て、了つた。斯くて今、伯は、その傳記編纂者をして、辯明の筆を運ばせるのである。

伯が公債募集を斷はつた當時の事情は前節に述べた。併し乍ら、是等の事情以外に、實は他にも一つ有力なる事情があつた。夫れは明治三十年、松方内閣が募債問題で伯の顔を丸潰しにした経緯である。

財政難甚だしかつた松方内閣は、償金だけでは辻褄を合はせ兼ねた結果、内國債を外國市場で賣り出すことを考へ出した。そこで伯に訓令して倫敦に適當の途は得られないかを調査させたのである。伯は、其一流の理財的能力を動員し、早速

英國當局並びに有力な金融界の人々と相談して、政府の豫期せぬ好條件を以て賣出し得る方法を確かめ、精細なる復命をしたのであつた。然るに其間、奇妙な事情が介在し、伯の折角の復命は殆んど讀まれもせず、公債は横濱のサミュエル商會の手で賣出されて了つた。加藤公使の面目は泥濘中に蹂躪されたも同然であつた。伯は、今後何んな事情があつても、最早や二度と募債の件で倫敦の金融市場に顔を出すことは出來ぬと、痛く立腹したのである。

當時、前大藏大臣であつた渡邊國武子も、亦公然、伯が倫敦に於て募債に關係する事を欲しなかつた内情を新聞に發表したことがある。伯の歸朝は、主として前節の理由に基くものであるが、併し、前任者が公使を遇するの道を誤まつたのに對する怏々不満の感情も、出發際の募債訓令に甦つて、伯の歸朝の決心を「辭職」にまで強からしめたことを想像するに難くないのである。



## (三) 山縣首相を振り切る

(遂に駐英公使辭任と伊藤公への接近)

明治三十二年五月二十二日、夫人と共に歸朝した伯を待つて居たものは、その家族的環境と、故國の山川とであつた。長女悦子嬢の成長、長男厚太郎君(現伯爵)との初對面は、如何ばかり伯を歡ばした事であらう。番町の隱宅に住んだ祖母服部加奈子刀自、夫人の祖母岩崎美輪子刀自、孰れも愛孫夫妻の歸朝を待焦れて居た。叔父彌之助男が、何よりの相談相手として、伯を待つたことは言ふ迄も無い。

其夏、伯は美輪子刀自を奉じ、兩兒を伴つて大磯に月餘の暑を避けた。其間、或は富士に登山し、或は馬入川の鮎漁に興じ、又倫敦で仕込んで來た自轉車の遠乗を試みるなど、悠々自適の生活に浸つた。伯は自轉車を我國に輸入した先覺で、彌之助男に乗り方を實習させたのは、此頃の逸話に屬する。

一方に駐英公使の地位は、この賜暇歸朝と共に擲つての決心であつたが、いよいよ七月十七日、先づ從來の推挽者たる松方藏相に、私的理由で駐英公使辭任の旨を語

り、其足で外務省に青木外相を訪ひ、正式に其辭任を申出でた。外相は一應、伯の倫敦歸任を求めたが、素より伯には承諾の出來ない相談であつた。

併し乍ら、伯が朝鮮支那旅行を終へて十二月に歸朝して見ても、伯の駐英公使辭任及び後任者の任命は、依然高閣に束ねたまゝであつた。而して翌三十三年一月十六日、伯が伊藤公(當時、山縣内閣の外交顧問)の求めに應じて參邸すると、公は青木外相の依頼として、伯に獨逸又は露國に一年位の豫定で轉任の意なきかを訊すのであつた。併し、伯の答は、『家事上お斷はり』と云ふ簡明なものであつた。但し、『外國に行くならば寧ろ倫敦に歸任するであらう。併し、當分外國に行き度くはない』と附け加へて別れた。すると其翌日、山縣首相は伯を自邸に呼んだ。

山縣首相は、先づ、『内地に居残つて何を爲さうと目論んで居るのか』を、伯に問ひ訊した。伯は、差當り特別の目的はないが、子女の教育の爲に内地に居りたいと答へたゞけであつた。然るに一月二十四日、再び山縣首相に呼ばれて行つて見ると、外務次官を頼むとの申出であつた。伯は直ぐに斷はつた。其日の日誌に、『勿論拒絶した』と書いて居る。伯のやうな有爲の外交官を、自家の郎黨に引入れることは、



流石に山縣公の大きい努めた所であつたが、伯は、すげなくも、此元老の懇請を振り切つたのである。それから約一箇月後の二月二十三日『依願英國駐劄被免待命中本俸三分の一を賜ふ』の辭令が下つた。

元老山縣公と反りの合はなくなつたのは、恐らくは、此初對面の時からでは無かつたらうか。絶東政策に對する現政府の外交方針と、伯が歸朝間際の青木外相の措置に對する反感も、此内閣の下に地位を保持するを欲しなかつた重要原因には違ひ無い。併し伯が元來の軍閥嫌ひは、政界の先輩として、山縣公よりも伊藤公を擇ぶ傾向が、殊に其頃強かつたのではあるまいか。元來、伯は大隈侯(當時伯爵)と好く、其頃も先輩中では最も頻々と接觸しては居たが、孰れかと云へば家族的長老に對するの態度であつて、政治上の行動に就いては、寧ろ伊藤公(當時侯爵)と相談するやうな方向に進みつゝあつた。

明治三十年、伊藤公が倫敦の客舎に伯を見た時は、有能なれども生意氣な加藤公使を發見したのであつたが、三十二年、伯が歸朝後、大磯の一夏に兩三度の會見は、伯に於て最も頼もしい外交家を承認せねばならなかつた。

歸朝翌年の二月と三月とに、祖母加奈子刀自と美輪子刀自とは相次で遠逝し、伯が歸朝を急いだ家族的理由、即ち老人への孝養は、その目的を失ふことになつた。斯くて其後の伯は、名實共に放たれたる自由を以て、悠々國際外交界と國內政治界の成行を凝視して居た。會合での演説、學生への講演、郷黨人の親睦、徳川侯爵家の世話及び家族的雜事に、其頃の伯の日記は埋められて居る。

#### (四) 朝鮮支那の視察

(對支經濟發展の力説)

歸朝した年の秋、伯は辭職問題をそのまゝにして、豫て倫敦の空から想ひを馳せて居た、東洋禍亂の醞釀地たる、朝鮮半島と、支那大陸への初めての視察に上つたのである。須磨丸に乗つて神戸を發したのは、明治三十二年十月一日であつた。

釜山・木浦・仁川に於ける日本人の活動状態を視察し、京城では朝鮮皇帝の招待を受けた。牛莊では露國の鐵道材料の堆積に目を光らし、又我が貿易と船運の戦後に於ける急増を喜んだ。北京では慶親王、榮祿氏など總理衙門の大臣達及び隱退



せる李鴻章氏に、伊藤公からの紹介状を持參して會談した。列強の侵迫に怯え、戦敗の新怨をも忘れて、意外にも頗る親日的になつた是等の支那政治家は、何れも異常の熱心を以て、伯の支那内政改革意見に傾聴したけれども、伯は結局彼等の爲すなきを看破せぬ譯には行かなかつた。

但し「兎に角、李鴻章だけは例外として際立つて居る」と、伯が日誌に誌るす李その人に、二時間の會見をしたのは十月三十日である。此支那政界の元老が、伯の談話に熱心傾聴する様は、伯が豫想外とする所であつた。十一月一日北京を辭し、天津の居留地を見て、塘沽より玄海丸に搭じ、南下して上海に到り、十三日招商局汽船江寬號で長江を遡つた。

赤壁の古跡を過ぎ漢口に上陸、武昌に張之洞總督を訪ひ、南京では劉坤一總督と改革論を談じた。二十三日一旦上海に歸り、居留民に對支經濟發展を力説して、更に杭州・蘇州を見物し、三たび上海に立寄つて、郵船支店長の親友永井久一郎氏との舊交を温め、十二月二日、神戸丸に乗つて八日横濱に歸着、斯くて二箇月餘の朝鮮支那旅行を終つたのである。

伯の乗船江寬號が赤壁を過ぎたのは、恰かも陰曆十月の望、即ち蘇東坡の後赤壁遊の當夜で、江上満月を仰いで同船の漢詩人と風流を談じ、武昌では黃鶴樓に上り、杭州の吳山から西湖錢塘の美景を瞰下し、蘇州では畫舫で靈巖山に赴き、吳王夫差美人西施の古事を偲ぶなど、南支の旅行は、伯の隠れたる漢學的文人趣味を刺戟することが多かつた。併し、此旅が煙霞の遊のみで無かつたことは勿論である。

伯の最も熱心に視察したのは、日本人の朝鮮支那に於ける經濟的活動で、殊に日清戦役の後、新たに得た居留地經營の振はぬことは、伯の最も遺憾とした所であつた。上海の居留邦人に對し、又歸京後の日本經濟會席上、伯の演説は對支空論を排斥し、貿易・工業・鐵道・鑛山等の經濟發展實行を力説して頗る熱心であつた。就中、邦人の政府・依頼・癡を痛撃したのは、鋭いものがあつた。專管居留地の問題に就いては、殊に熱心に其振興經營を唱へ、居留民と内地實業家を激勵したのみならず、十二月二十七日、大藏省に阪谷主計局長を訪ねて、此方面に費用を支出するの必要を力説する位の熱心さであつた。

此視察に依つて、伯が對支對鮮政策を實地に裏附けたことは、其翌年、外相就任に



當つて、心強い經驗となつた。殊に外相就任の際、伊藤公に提出した四條件の一に、京釜鐵道敷設を力説して居るのは、此時の實地見聞に基く所が多い。歸朝後の演説でも『工事如何なる困難あるかは知らねど、折角日本人が敷設の特許を得たものなれば、荏苒時日を空過せず、何とか資金を調べて一日も早く敷設に着手せられんこと希望に堪へず』と述べて居る。

英國の實情を見て來た伯は、我が國教育の長年月の弊を唱へ、嘉納治五郎氏等十四年會の親友と學年短縮の案を練つたのを初め、教育に就いては、此頃非常に興味を示して居た。朝鮮支那旅行の際も、到る所學校の視察には頗る熱心で、朝鮮支那の都會に於ては、必ず其地の學校を視察し、殊に支那に於ては、若い學生を通して將來の支那を豫見せんと努めたやうである。此態度は、伯の日記に依つて明かに想見される所である。

## 第六編 第一次外相篇 (伊藤内閣)

### 第一章 外相に選ばれし事情

#### (一) 伯の外相は『伊藤近頃の出來』

(世論は新進氣鋭の外相を歓迎す)

伊藤内閣成立するや、伯は初めて外務大臣の要職に任せられた。明治三十三年十月十九日のことである。之は幾多の意味に於て、政界の話題となつた。内政黨的色彩の點から、外、外交の事態が由々しい難局に面して居た點から、其選任は、重大なる意味を以て迎へられたのである。

思ふに當時の極東時局は、日本にとつて存亡に關する程の由々しい時局であつた。九月二十六日、山縣公が辭職した理由は、將に成らんとする政友會への一種の挑戦の意味もあつたらう、また、伊藤公が外務顧問を辭したのに對する不満もあつたらう、素より健康の勝れなかつた爲もあらう、併し乍ら、『外交無能』の民論を浴び



乍ら、將に開かれんとして居た北京會議の大難局に立つの勇氣を失つたのが、一つの大きい理由であつた。この關係は、十月十三日の時事新報社説が

『抑も今日は如何なる時節なりやと云ふに、尋常無事の場合ならんには山縣も強ひて辭職の必要なく又青木をして事に當らしむるも差支なしと雖も目下容易ならざる一國の大事は外交の形勢にして然かもますく重大ならんとする其趣は、病人の容態次第に重くしていよいよ、險惡の徵候を呈しつゝある場合にこそあれば云々』

と論じた所に依つて、最も明確に描かれて居る。更に同紙が、九月二十九日の同欄に於て『今日の國務は只外交の一事あるのみ。若しも目下の場合に當り外交の機宜に一步を誤ることもあらんには國家百年の利害に關するは勿論、或は立國の安危にも係はる程の次第』なりと言つて、伊藤公が速かに大命を拜し、同時に外務大臣を兼任す可しと主張したのは、外交の危機を深憂した識者の考を代表したものに外ならなかつたのである。

即ち此難局に善處し得る人、また、識者の期待に背かぬ外相を得ることは、伊藤公の組閣中の最難事であると考へられて居たのに、公は何等躊躇の跡もなく、若い加藤高明氏を起用したのである。然も、系統を辿れば、伯は、其頃は伊藤系(政友會より

も反對に大隈系(進歩黨の人と見られ、また政見に於ても、伊藤公の親露的傾向とは相容れずして、却つて大隈侯の親英的傾向に輪を掛けた主張を操守して居たのであるから、尋常ならば、伊藤公が、伯を——然も一度も外相の經驗を持たぬ四十一歳の少壯なる伯を、内閣の死活を制する外相の重椅に据ゑたのは、正に筋違ひであると世間では評判したのである。

更に感情の一點から考へても、前年の倫敦の經緯があり、(概念篇第一章の五六参照)その上に、伯が主義主張の人で、なか／＼上官に屈するのではなく、所謂最も扱ひ難い人物として知られて居た點からも、伯の起用は世間を驚ろかしたものである。然るに真相の祕史は、次節に述べるやうに、伊藤公が、夙に伯に對し外相を豫約して居た事を語るのである。

伊藤公が大命を拜して(九月二十七日)組閣を了する迄(十月十九日)三週間、公を其靈南坂の官邸(外務顧問の)に、或は大磯の滄浪閣に訪れた政客は、連日櫛の齒を引いた中に、伯の名が一度も此リストには上らなかつたのは、之が爲である。斯くて、大學の教養を経た日本最初の大臣が、伯に依つて記録される事になつた。世間は、伯



の任用を意外としたが、然も直ちに其人物才幹を認めるのに吝かでは無かつた。第一に、大隈侯は都下新聞記者に向つて内閣評を試み、薄弱にして頼り少ないものと概評したが、其結論に

『然れども最後に加藤をして外務の要職に當らしめたるは伊藤、近頃の上出来と言はざるを得ず。加藤は世間が想像する如き才子にあらず、實は剛直にして強硬なる意思を有せり。加藤は獨り外務大臣として適切なるのみならず、凡て國務大臣として適切なる人物なり』

と言ひ、伊藤内閣の生色は、伯あつて初めて彩られると、謳はぬ許りに褒め囃した。同系人の評として割引をしても、尙ほ適切なる一面の批評たるを失はなかつたであらう。況んや、外相には伊藤公の兼任を主張した時事新報が、十月二十一日の社説に於て『今の少壯外交家中に其人を求むるときは加藤氏の如き必ず屈指の一人なる可し』と評したのは、最も穩健なる觀察を代表したもので、伯の外相初任の好人氣であつた事を語るものであつた。

195  
(二) 就任受諾の四條件

(四箇月前から伊藤公との默契)

早くも六月二十一日に、伊藤公は、伯に外相を豫約したのである。『豫約』に語弊があれば、默契を結んで居たのである。其日の午後、公は伯を招いて内輪話として『何時かは我輩が内閣を組織せねばならぬ時機が来るであらう。その節には、是非君に入閣して助けて貰ひ度いと思つて居る』

と打明け、伯は其足で岩崎彌之助男を訪れて、此祕話を相談した事實がある。

その『時機』は九月二十七日、伊藤公に組閣の大命が下つた日に到來した。然るに、その日から八日前の九月十九日に、公は、伯を大磯の別邸に招き、『山縣公の辭意は既に動かぬから、いよゝ、自分が出なければならなくなる。其時には君に外相を頼むから其心組で居て貰ひ度い』と告げた。而して午後五時から十一時過まで、二人は、政局、就中、外交問題に就いて語り合つた(伯は最終列車に乗り遅れて招仙閣に泊つた)。伊藤公は、目下の外交の難局には、誰が當つても到底満足には行かぬと云ふ



觀測を繰返したのに對し、伯は、必ずしも公に同意を表せず、多少自ら信ずる所あるを語り、兎に角、贊意を保留して別れた。

伯の日記には『熟考の上、改めて御答しやうと告げて別れた』とある。『待つて居ました』と直ぐに引受けるやうな所謂大臣病は、伯の未だ曾て患らはなかつた所である。況んや出で、之を運動するをや……。

伯は、獨り之を心にして政局の成行を注視して居た。而して二十七日、山縣公辭して伊藤公に大命が降つた日に、初めて岩崎彌之助男に、十九日の内交渉の次第を打明け、十月十二日になつて、大隈侯に之を相談した以外には、肝腎の伊藤公をも二度と訪れる事なしに、悠々黙思の日を送つたのである。いよいよ十月十九日、公から正式に外相就任の依頼があつた時、伯は、改めて四つの條件を提示し、夫れを諒解の上ならば欣然應諾しやうと返事したのである。四つの條件とは何であつたか。之を伯の日記から轉載しやう。

(イ) 全然余に信任を置かるゝは勿論、余が全く黨派的色彩なき大臣であることを承知の上、全幅の支持を與へられ度きこと。

(ロ) 外國の使臣に對し、外交上の應答をせらるゝ場合には、事件の大小に拘らず、一切外相たる自分を通して爲され度きこと。

(ハ) 余が京釜鐵道の敷設論者なることを豫め承認され度きこと。

(ニ) 外務省の官吏は、内外ともに出來る限り更迭せざることを。

が夫れであつた。伊藤公が之を承諾したので、伯は其條件附で、漸く外相を引受けたのである。

(イ)は即ち外相の一黨に偏せざるを可とする當時の伯の持論——政友會創立委員を懇請されて拒絶した事情は、後に『代議士篇』に詳記する——を確保するもの、(ロ)は『外交は外相へ』の主張の表現であり、(ハ)は此敷設權放棄論の多かつた中に、伯は我が對露政策上、この價値を絶對と信じて、無理をしても建設せよと主張した、其對露積極主義に對する承認を求めたもので、何れも輕からぬ條件であつた。(ニ)に至つては、往々元老が外務の人事にまで容喙するのを、事前に斷はつたものと解して差支へ無いのである。

要するに、主張の人、見識の人としての面目は、普通の人が飛付くのを常とする外



相の地位に對しても、重大なる條件を附して初めて應諾した一事の上に、燦として躍動して居る。茲に又、伊藤公の政治家としての偉大もあつた。果然、公の内閣は、伯の見識と英斷とを容れた結果、その對露積極主義の外交陣を進めて、世間の期待以上の成功を収むる事になるのである。

(三) 我が傳統策を覆へす外交

(露國への屈從的妥協から嚴重抗議へ)

所謂新進氣鋭の加藤外相が爲した仕事は、八箇月に満たない短時日の間に、随分多くの分量に上つた。然も、後世まで残されねばならぬ記録は、其分量の點のみでは無く、實に其本質の點にも在つた。伯にして、初めて爲し得たと確認される晴々しい事蹟が、四十二歳の外相に依つて築き上げられたのである。而して之が爲に、從來伯に好感を持たなかつた元老及び官僚が、厭でも其才能を承認せねばならなかつたのは、痛快な現象と言はねばならない。

少壯氣鋭の爲に往々にして功を急ぐと云ふやうな通弊は、伯の場合には綺麗に洗はれて見當らない。情熱的の闘志は満々であつたが、理智的の考索は常に冷靜にして慎重であつた。

外相として第一に出逢つた事件は、極東の危機に一段落を與へる筈の北京會議であつた。北清事變、または義和團事件として知られる支那の排外暴徒から起つた戦争の跡始末で、歐米十箇國の全權の會合に、日本は東洋唯一の國として加はり、幾多の艱難を経験したのである(次章詳述)。それから膾炙問題は、伯に附いて廻つて來た。政務課長から駐英公使、それから外相と歴任する度毎に、此問題は必ず發生し、後年駐英大使の時にも、更に晩年總理大臣となつた時まで、奇縁にも付き纏つたのである。専ら伯の主張を描く便利の爲に、初回外相時代の本問題を、公使時代の同表題下に先述して置いたから、茲には是れ以上紹介の必要は無い。

濠洲の邦人排斥問題も、初めて外相となつた伯の机上に再現して來た。明治三十三年十月、クィンズランド立法部は、砂糖製造所及び鐵道會社に、亞細亞人を使用することを禁止する法律案を通過し、越えて三十四年五月、濠洲聯邦政府は、亞細亞人排斥法案を議會に提出した。



前者に對しては、伯の抗議が認められ、英本國政府は同法案を否認したが、後者は、伯が駐英公使時代にソールスベリイ侯に與へた『ナタル法採用』の言質があるので、正面から抗議の途が無い(濠洲の法案はナタル法に準じた)。伯は既に、邦人が移住しやうとしても先方が承知せぬ以上は、實際問題として入國は無理である、たゞ入國の禁止は、人種或は國家に依つて區別されてはならぬ、飽くまで公明合法の手段に於て爲さる可きである、と考へて居たのである。そこで前述のやうに、ナタル法を承認した次第ではあるが、然も愈々となると、更に最後の手を秘めて居た。即ち五月末、永瀧領事をして濠洲に抗議させた主張の一節に

『若しも人種的區別に依らずに、個人の教育資格を驗する標準として外國語の試験をするならば、其試験用語の中に日本語を加へるやう要求され度い。何となれば、近來我が教育の發達は優に歐米各國と比肩し、而して我が各學校に於ては、凡ての學術を主として固有の國語を以て教授して居るから、日本語を該試験用語の一に添加するのは至極當然だからである』

との旨を述べて、自分がナタル法を認めしたのは、其精神であつて字句の鵜呑では無

い旨を明かにした。されど濠洲及び英本國の當局は、單にナタル法第三條を適用する諒解であつたと主張して、遂に排斥法案を成立させて了つた。

併し乍ら、是等とは到底比較にならぬ程の偉大なる外交事件を、伯は見事に處理したのである。露國に對し、和戰の決を賭けた熾烈なる交渉が夫れである。この外交は、帝國外交の傳統を根底から覆へして、新規、蒔直しの方針を確立したもので、日露戰爭の可能性を初めて此秋に暗示した隠れたる歴史的事件と稱して妨げない。また伯の外交家としての非凡なる實證を、早くも、初回外務大臣の第一着手に於て説明した、思ひ出多い事蹟でもあつた。

假に本書が、ページを省略する必要があつたとすれば、伯の第一次外相としての傳記は、此『露國を屈服させた外交』の一事だけを掲げて尙ほ十分の價値があると信せられる。自己の主張に忠實な人、責任觀の強い人、自尊心が高く、容易に屈せぬ人、相手を見るの聰明を持つた人の傳は、又いみじくも此對露外交方針の表裏に活動するのである。



## 第二章 北京會議に日本を顯現す

## (一) 微妙なる難局

(世界の舞臺に初旅した我が外交)

明治三十年から、一轉急に極東に集中して來た世界の外交視聽は、三十三年十月義和團事件(別名北清事變)を處理する北京會議の開かれるに及んで、緊張の極點に達した。支那分割の形勢が産んだ團匪の外人虐殺事件、而して生じた支那對列強の戰爭、その跡始末の北京會議であるから、舞臺は殺氣に滿ち、背景は險惡の雲に包まれて居たこと必然と云はねばならなかつた。東洋唯一の獨立國として此戰勝各國の一座に列した日本の立場が、極めてデリケートであつたことも亦當然でなければならぬ。非凡の才幹のみが此難局に善處し得るのであつた。

事件には、二つの意味に於て微妙と困難とが織り込まれて居た。一つは此會議が、日本建國以來最初の共同會議で、英、露、佛、獨、米以下十箇國の全權と一座するのは

初めての經驗、而して何れも白色人種の中へ、文明劣ると見られて居た日本が、唯一の黄色を交へたのであるから、主張にも、駈引にも、容易ならぬ困難が伴はねばならなかつた。往年、井上侯の條約改正會議當時も一種の共同會議が行はれたが、その時は、我國が被告の立場にあつたもので、北京會議は全然之とは譯が違ふ。他の一つは、相手が支那一國で、之は敗戦者の立場にあるが、然も我國と極東安危の責を分擔する唯一の獨立國である。我國は戰勝者の列には居たが、列強と共に支那の實力を懲戒的に滅殺することは、纏て我身の上にも唇亡齒寒の痛苦を及ぼし來たらぬとは保し難い。即ち、吾は列強の班に列して、戰勝國の媾和條件に關する主張の間に、巧に振舞ふの必要があると同時に、支那と我身を、極東の獨立國として活かして行く事を考へねばならなかつたのである。

加之、ブラゴエスチェンスク事件を利用した露國の滿洲占領は、暴風の勢を以て進展して來たので、日本は、北京と滿洲とを同時に警戒せねばならぬ破目に陥つた。強敵を、腹背兩面に受けると云ふ形容詞は、恰度、當時の我が外交上の立場を説明するに適切であつた。



さて北清事變は、『扶清滅洋』の主義を掲げた團匪の外人殺害驅逐運動に發し(二種の愛國運動)、中途から清國政府も之に加擔して、茲に支那對聯合十一箇國の戦争と化し、明治三十三年一月から起つて八月の北京陥落まで繼續したものである。聯合軍は屢々團匪に惱まされたが、日本が精銳を増遣するに及んで勝勢確實となり、九月に清國降伏して、之から北京媾和談判に移つた。然も列強は、支那に對して各々異なる要求を含み、中には露國の如く、北京では要求の輕減を主張して恩を賣り、一方では滿洲占領の拳を固めんと企てるやうな國も現はれるかと思へば、獨逸の如きは、談判開始の前提として、同國公使殺害の下手人引渡しを要求するやうな譯で、列國の協調は容易に得られなかつた。

之より先き、十月十七日、日本は極めて聰明なる提議を試みた。『對清商議の基礎となる可き一切の提議及要求は、先づ之を在北京の關係列國代表者會議の協調審査修整に附せん事』を提言し、以て列國の欲する所を悉く披瀝せしめ、腹藏なく論談する方針を主張したことは是れである。理論上最も合理的であつたと同時に、日本は、之に依つて、露國が滿洲問題を北京の商議に附せず、單獨に清國政府と交渉す

るの危険を防止せんと欲したものである。不幸にして、獨伊米の回答以外には反響なくして終つた。その内に北京の會議は迫り、而して佛國のデルカッセ外相は、列國の協調を遂げる爲に六箇條の基礎條件を提議した。會議は之を規準として進められる事になつたのである。

### (二) 伯の協調策と條件緩和の主張

(支那を助けんとした伯の苦心の數々)

斯くて、會議は十月二十六日から開かれたが、清國政府の輕率と義和團の外人虐殺とに對する列國代表の公憤は、炎々として席上に燃えた。公使の多數は、支那の文明國としての政治的獨立を否認し、之を列強の共同管理に附せんとするやうな態度をさへ見せた。此間にあつて、伯が、列國協調の實を擧ぐると同時に、列強の對支要求を穩當ならしめやうと努めたことは、隠れたる事蹟と言はねばならない。伯は、西全權に對して、常に列國との共同を訓令する他方に於て、支那の代表者に向ひ、此邊の所(十一月上旬の形勢)にて、列強の條件を早く承認するやう勸告し、衷心か



ら支那の爲にも考慮したのである。

即ち十一月八日、折から張之洞氏の電報を持參して來談した在京の清國公使に對し、差支へなき程度まで北京會議の形勢を親談した後、語を強めて

『列國の提出條件中には、清國に於て非常に困難と思はれる點もあらうが、然も、此際思ひ切つて讓步應諾し、事局を速に落着せしむるのが賢明である。然らざれば各國の要求は、日毎に増大して事局はいよいよ紛糾し、遂に或は清朝の滅亡を來すかも知れぬ。日本も大いに心配する所である。貴官は此旨を李鴻章、榮祿、張之洞、劉坤一等の諸氏に傳言されて差支へ無い。とにかく速に各國の條件を承諾して了ふが宜い』

と縷々親切に忠告したりした。而して北京の我が全權に訓令し、列強の要求の過酷と思はれるものには、堂々と反對させた。例へば、兵器材料の輸入禁止案や、公使謁見手續きの省略案や、財政の一部管理案等に對しては、反對を主張させた。

伯はまた、各國代表の議が、犯人を死刑に處する其範圍の廣いのを知つて、之を時局紛亂の禍因であると認めた。そこで決然起つて之を緩和せしめやうと決心し

た。即ち十一月十三日、之を西園寺臨時首相に諮る一方に、熱海に病氣療養中の伊藤首相に、長文の意見書を送つて其許可を得、十四日、之を關係列強に提議するに至つたのである。要は列強の最後通牒の形式に依る要求條件中『犯人死刑の一項は範圍廣く且つ實行に適せざるを以て之を後日の要求に残し、劈頭の最後通牒中より除く可し』と主張したもので、在外使臣より各國の外相に口述する形式を執つた。伯の提案の要は次のやうな道理あるものであつた。

『清國駐在帝國公使の報告に依れば、外國代表者は清曆八月二日附清國皇帝の上諭中に列記せられたる人々、並に毓賢及董福祥を死刑に處す可き事を最後通牒の形式を以て要求することに一致したる趣なり。該名簿中には皇族並に高位顯職の人々を包含す。故に(中略)事實上、行ふ可からざるの運命に遭遇すべし。其結果たる、一面には列國其要求を輕減する能はず、一面には清國亦之に應ずる能はざるに至るべし。依て帝國政府は、列國が目下企圖中なるが如き苛激の要求を、不可改易的に主張するに於ては、其結果として清國に於ける外國の利益を障害すると同時に、清國政府をして困難に陥らしむるの措置を、實行せざるを得



ざるに至る可きことを恐る。

帝國政府は、列國が把持する至當の公憤に同情を表し、且つ其聯合列國と共に、輓近の暴動に對し責任を有する者に、悉く嚴重の處罰を加ふる事を希望すと雖も、現下の事局は中和の措置と慎重の用意を要するものありと思量す。帝國政府が其清國の事變中一貫して執り來りたる態度に徴し、いま處罰の問題には論及せずして、單に其既に提議せられたるが如き目的を以て、最後通牒を發せんとする考案を拋棄せんことを勸誘するの眞意は、敢て誤解せらるゝ如きこと之なきを信ず(後略)』

然るに列強の公憤は、伯の道理ある提議を容れなかつた。我が外交は、未だ北京に重きを爲さなかつたのである。而して北京の列國代表は要求の原案を議了したが、其中には我が杉山書記生虐殺の件をも一般外人と同一の項に混入してあつた。伯は之を以て外交官に對して禮を缺くものと認め、聯合要求の條件中に單獨の一箇條を設けて、清國から惋惜の意を表する爲に特派使節を東京に派遣せしむ可きを主張して、列國代表を承諾させ、斯くて十一月二十二日、十一箇國全權は十二

箇條の要求條件を議了したのである。

顧みるに、この重大なる會議に臨んで、伯は新任勿々、東亞の大局に着眼し、列國との協調的態度を保つ範圍に於て、出來るだけ支那の爲にも計ることを忘れなかつた。而して幾度か道理のある提案を試みて公使團の熱憤を冷靜に導くことに努めた。提案の一部は列強の容るゝ所とならなかつたが、然も實戰に際して我が陸軍が示した強勇と共に、極東に日本あるを知らしめたことは、争ふを得ない。

### (三) 第十五議會に於ける伯の處女演説

(總理の施政方針演説に代はるもの)

伊藤首相は、病氣の爲に施政方針の演説が出來ず、二月六日に、自分に代つて北清事變其他の重要な外交問題に關する演説をするやう伯に希望した。依つて伯は二月九日の衆議院に於て初めて『外交演説』を試みた。議會は稀有の靜肅を以て新外相の處女演説を熱心に傾聽した。伯は日誌に、其有様を『模範的靜肅(exemplary quietude)を以て傾聽した』と誌るして居る。



十日附の新聞紙は、一齊に伯の演説と答辯とを賞揚した。其一例として時事新報は『過日來噂ありたる加藤外務大臣の演説は、昨日の議場に於て初めて實行せられたり。同大臣の演説振は快辯と云ふにはあらざるも、言語明晰、諄々として北清事件の顛末を陳べ、尙ほ質問に應じて澁滞なく答辯する所、初舞臺としては天晴れの技倆と云ふ可し』と書いて居る。演説は一時間餘に亙るものであつたが、其中、事件の経過並びに前節に掲げた所を略し、主として伯の考察に關する部分を左に録して參考とする。

『(前略)北京の救援は只今御話申したやうな手續に於て出來ました。是からが私の引受けた外交談判である(註、外交経過は前節通りだから略す)……此要求の條項に就いては諸君が批評眼を以て御覽になつたれば、そんなことは要求せぬでも宜からうと思召す個條があるかも知れぬ。或は此他にも色々要求せねばならぬ個條があるかも知れぬ。又外の方法で請求したら宜からうと思はるゝ點もあるかも知れぬ。其中には拙者も御同意の點もあるかも知れませぬが、と我政府の方針は、成るべく支那今日の事局を速に纏めると云ふことを目的と

して居るのであります。此北京の公使會議なるものも、諸君が御覽になつたならば、頗る進歩の遅いものであると云ふ御感覺があるであらう。それは之に關係して居るものは十一箇國でありまして、其十一箇國悉く同意せぬれば往かぬと云ふ話であるから、各意見を異にする場合もあつて、なか／＼急に抄取らぬのである。従つて此要求を提出するに當つても、各國個々のことを言出したなれば、此議論は何年に亙つて片附くことや、更に見込が附かぬ場合であらうと思ひますから、我政府は、此度の要求は成るだけ各國共通の事に限つて、種々の事柄は餘り言はぬ方が宜からう(中略)。

要するに此會議は、諸君が此議場で持つて居られるやうな武器を持合せない。例へば討論終結の動議とか或は多數決とか云ふことがないから……甚だ手間取るのであります。此手間取ると云ふ缺點があるにも拘らず政府の考では何處までも各國協同と云ふことを維持して行かなければならぬと思ひました。之は前の内閣も同一方針を以て終始したものであります。

次は滿洲の問題であります。滿洲に於ける秩序、平和の恢復が出來次第、露西



亞は滿洲より撤退すべしと云ふことを、昨年九月一日を以て露國政府より我政府に通知になりました。然るに近來滿洲に關して種々な説が世間に行はれ、所謂露清密約と云ふことの評判が高い。是は密約であるか、明約であるか存じませぬが、世間には所謂露清密約に附いて種々な流説があります。政府の耳にも達して居ります。併しながら一も正確な報道として諸君に此場合に於て明言するだけの材料を持つて居りませぬ(中略)。併し此場合に於て諸君に向つて申して置きますのは、我政府は此事局を纏めることに就ては頗る熱心であつて一日も速に落着を告げさせたいと云ふ希望を懷き、又其希望を達するため、我政府の及ぶ限りの力を盡して居ると云ふ事を申上げて置きます。』

### 第三章 米國の福建省租借を拒否す

#### (一) 先づ日本の内意を問ふ

(貯炭所としての三沙澳租借に就いて)

日清戦争の後、世界の外交舞臺は極東に移動し、列強は競ふて争覇の地盤を清國の港灣に占め、上海の港を除いて、悉く其租借の目的物に供された事情は既説の通りである。英佛露獨は既に其望を達し、伊太利は三門灣租借を企て、成功しなかつたけれども、然も機會を將來に延期したゞけで、慾望を放棄したものでは無かつた。この間、列強の班中にあつて、清國分割の大勢の外に超在した國が、表面上二つあつた。澳洪國と米國とが夫れである。

然るに裏面の秘史は、この二國も、實は租借の仲間入りを企て、孰れも未然に――直接に支那と外交する以前に――斷念するの餘儀なきに至つた事を語る。而して此二國を斷念させたのは、何人であつたかと云へば、第一に我が加藤外務大臣を指さ



なければならぬのである。

二國の中、澳國の方は簡単に片づいた。同國は、初めから執着があつた譯ではなく、試みに仲間に入るのも一案であると云ふ程度の、軽い考に基いたものであつたから、我が駐在公使が澳國外相に『友邦として望ましからぬ噂である』旨を語つただけで其儘となつて了つた。然るに米國の租借の希望は、澳國の場合とは異なり、少しく熱のあるもので、而して其目標は支那福建省の三沙澳であつた。

(註—日米往復文書に『三沙澳』とあるが、福建省の海岸で根據地に適するのは『三沙』と『三都澳』の二港と云はれて居る。故に之は兩者併稱か、或は一方の誤稱か、不明である)

さて明治三十三年十二月七日、米國々務卿は、高平公使を招いて、米國は清國福建省の三沙澳を貯炭場として租借し度いが、日本政府に何か異議が在るか何うか、至急回答を得たいと申入れた。國務卿は、其租借の主なる目的は、單に貯炭所を得る以外には無く、旅順口や青島の諸港を、露獨が租借したのとは全然趣を異にする旨を述べた。それから第二の目的は、比律賓が如何にも氣候が悪く、米國海軍々人が駐在するのに幾多の困難を訴へ、是非近傍に加養の地を求める必要を感じて居た

所、恰度、北清事變で、米國が支那から蒙つた損害の賠償を受ける一部として、之を要求(金錢のみでは到底足らぬから)し度いと云ふ意味を述べた。

國務卿は又極東の平和を誠心誠意希望する邦は、日英米の三國だけで、特に日米の親交濃やかなる實情に鑑み、日本が之に異議を容れないことを信じ且つ希望する旨を、力強く附け加へたのである。

米國が、先づ豫め日本の諒解を得た上で對支外交を進めるなどは、今日から顧みれば隔世の感なきを得ない。併し乍ら、その當時は、米國の極東政策は、少しも棘の無い平和策に基調し、對日本關係も肚の底から滑らかであつた。彼は比律賓、吾は臺灣の施設に關し、極東平和の使命を果す爲に、兩國海軍の協調論さへもあつた。この兩海軍が相互に幫助するを可とすると云ふ意見は、軍事當事者の間に於ても有力に信じられて居たのである。是れ亦、六割、七割を争ふて已まぬ今日の海軍關係から考へて、誠に隔世の感なきを得ない。故に、米國が豫め日本の内意を質したのは、毫も不自然では無かつたのである。

況んや日支間には、既に『清國は福建省の土地を一切他國に讓與せぬ』と云ふ自



制的約定が存在して居たから、米國としては、日本の同意を得る必要を道義的に感じて居た。加之、兩國の友好的關係から考へて、其相談が纏まるであらうと信じたものらしい。高平公使も亦「この要求を斷然拒絶するに於ては其感情を害すること極めて深かる可きを恐る」と云ひ、何か米國を満足させるやうな妥協の便法が望ましい旨を縷述して、伯に電請したのである。

### (二) 伯の「斷然反對」の返答

(米國は我が主張の正當を容認す)

伯の『外務大臣』と、米國の福建省租借要求との間に、そも／＼何の因縁ありや。後に大正四年の日支交渉に際し、要求第四號の沿岸土地不割讓、並びに第五號六項の福建省に關する件は、いづれも其當時、米國が同地に海軍貯炭所、或は造船所を得る密約進行中なりとの情報に備へたものである(下卷日支交渉篇參照)。それは第四回目の外相時代、これは初回外相時代、共に福建省問題に就いて米國と應酬を重ねたのである。而して孰れも、率直に反對を宣明して其目的を達した。

伯は敢然として反對を言明した。高平公使が、米國の感情を害す云々と言つたのに對し、叱るやうな語調を以て次のやうな訓令を發して居る。その冒頭の數行は皮肉にして且つ強烈である(十二月十日)。

『帝國政府は、若し好意上の感念のみに因つて行動するを得ば、米國政府の希望に應ずるを敢て難しとせざる可しと雖も、米國政府の企圖の實行せらるゝを望ましからずとする幾多の理由あり。而して是等の理由は何れも極めて重要にして帝國政府が深思熟考せざる可からざるものに屬す。而して米國政府が若し一切の事態を周密に審察するに於ては、必ず同政府の特に取らんとする措置の成功は、到底帝國政府の默視する能はざるものなることを發見す可し云々』而して語を繼いで諄々と反對の理由を述べ、先づ第一に、米國の企圖は、帝國政府が我が領土(臺灣)に近い福建省に第三國の根據地を否定する爲に締結せる日支約定を、實際上廢棄する結果となり、且つ列強の讓與に端緒を開くの危険がある。第二に、米國の企圖は、日米雙方が加盟して居る英獨協商の第三條の適用を促がす結果ともなる。更に第三には、新租借は團匪事件後の戦々競々たる北京の現狀に、重



大なる影響を及ぼさずには濟まない等の理由を説き終りに

『帝國政府の政策は、清國に對し毫も領土上の企圖を有せざるのみならず、却て清國の領土保全を支持するにあり。米國々務卿が屢々同趣旨の宣言を繰返されたるに對しては常に満足に堪へざりしなり。而して帝國政府の所見に依れば、右所望の目的を遂行する最善の政策は、之に同意の列國に於て、他の領土要求の口實を與ふるが如き一切の利益收得を避くるに在りと信じて疑はず。

目下日米兩國の間に儼存する友愛好誼の關係に鑑み、帝國政府が腹藏なく誠實を以て列擧したる前述の理由の存する限り、帝國政府は米國政府が本問題の企圖を斷然放棄せんことを切望するものなり』

と斷乎として勸説した。伯は更に、高平公使に宛て、説明の必要が起つた場合には『賠償の缺損は、各國悉く相當の割合を以て忍容す可きもので、之を領土的に補はんとする結果は、事態を一層惡化する』所以をも附言して國務卿の再考を求めらるやう訓令したのである。

米國は伯の正當なる主張を反駁する根據も無いので、潔よく之に同意し、十二月

十三日、國務卿は高平公使を招いて

『米國が福建省の三沙澳に貯炭所を取得せんとするの意思は、船舶の石炭積載上の便利の爲に外ならずして、毫も領土獲得を企圖したるものにあらず。然れども米國政府は兎に角、本件に關する日本政府の所見を容認す可し』

と明言し、問題は無事に解決を見たのである。伯が、北清事變後の我が外交方針を指導するに當り、常に支那の負擔を輕減すると同時に、その領土の損失を善隣國の爲に防止しやうと努めた一例である。斯くて福建省問題は、伯が第四回目以外相となつた時まで再發を見ずに鎮まつたのである。



## 第四章 對露外交の急轉針

## (一) 露國の滿洲野心と伯の持論

(露清密約問題と滿洲の形勢惡化)

伯が、伊藤内閣の外相に就任すると間もなく、露國の滿洲領有計畫はいよいよ露骨となつて、日本は、今は硬軟進退いづれかに決せねばならぬ立場に陥つた。つまり初めて外相となるや、忽ちにして大臣としての手腕の及落を決する重大問題に直面したのである。否、伯一個人の及落問題のみでは無い。帝國の安危が、同時に外相の雙肩に懸つて來たのである。

北京會議そのものが、既に日本に取つては、外交上の大問題であつたこと既述の通りである。然るに、茲に一層重大なる事件が加はつた、と云ふのは、露國が滿洲を軍事的に占領した事であつた。明治三十三年七月、恰度、義和團戦争の最中、清國官兵の一部は、無節制にも、露領内の一都ブラゴエスチェンスク市に砲撃を加へた。

是れ、國境を越えて隣邦を攻撃せるもの、即ち一地方の動亂では無くて、立派に交戦状態を現出したものと言ひ得る。茲に於てか、露國は奇貨措く可しとして、大兵を滿洲に南下せしめて、各地を陥れ、最後に營口に入り、アレキシーフ將軍は此所に本營を移して、滿洲の軍事的支配者の威を示すに至つた。

十一月末の頃、同將軍は奉天將軍増祺氏を促がして、九箇條から成る一の軍事協定を遂げ、宛然滿洲の軍政を露國の掌中に收めたが、翌年二月に至り、露國外相ラムスドルフ伯は、遂に清國公使楊儒氏を説き伏せ、右の取極めを一層擴充した祕密協定に調印させて了つた。世に謂ふ第二次露清密約なるものは是れである。

事茲に至つて、帝國の外交はいよいよ火急の場合に臨んだ。併し乍ら、是等は要するに、伯が駐英公使時代に、幾度か政府に警戒した所であるから、伯としては毫も急變として驚ろくには當らなかつた。却つて「露國に對する外交には、平和的協商は、結局、日本の敗北を意味する。たゞ實力を以て、或は武力的示威を以て、強壓的に押し進む外に途が無い」と云ふ持論の正當であつた事を、いよいよ確信したのみである。伯は常に唱へた——「露國の野心は西伯利鐵道の終點を極東の不凍港



に求め、此所より海に出でんとするもので、其爲には滿洲を軍事的に支配する事は必須不可譲の要求である。如何なる平和外交も、此野心を抛棄させることは出来ない。親露主義も日露協商も要するに無駄である。日本は結局、露國と滿洲を争はねばならぬ」と。その事態は、今、伯の眼前に展開されたのである。

伯が、日英提携を主張したのも之が爲であつた。已むを得ずんば、單獨でも露國に當るの外は無いが、幸にして、英國は露國の滿洲進出に對して、日本と共通の利害を感ずる強國であるから、之と提携して露國を制すること、最も聰明にして且つ可能的であると信じて居たのである。この伯の意見が、明治三十年このかた、一度も元老或は政府の顧みる所とならなかつた次第は、前篇に明記した。現に三十三年九月、即ち露國の滿洲占領中に於てさへ、山縣内閣は依然として軟弱、或は親露主義を装ひ、英人をして『青木外相の偏露政策』とまで嘆せしめた程であつた。而して、我が國論も外相を無能呼ばはりした。併し、之は青木子には氣の毒で、外相は實は二三元老の説を事務的に處理する以上には、權限を與へられなかつたのである。而して偏露政策は、即ち元老及び政府最高當局の方針であつた。

伯は、その主張に於ても、その性格に於ても、前任者とは全然反對の色を鮮明にした。結局、三十四年四月五日の斷乎たる對露通牒を送るまでの間、飽く迄も親英反露の信念を戦つて、遂に一旦、露國を屈讓させたのである。

## (二) 英獨協商の水泡と伯

(折角の對露牽制の聯合成らず)

滿洲に於ける露國の侵略的行動は、獨り日本を脅かしたのみでは無かつた。英國も獨逸も、竊に危険を感じた。その感ずる脅威の程度は淺くとも、然も、英獨は露國の行動を看過しなかつた。明治三十三年十月二十日、清國の領土保全に關する重要な英獨協商が成立したのは、之が爲であつた。

この協商は、明かに露國の滿洲占領に對する警戒を意味するもので、要は『現下の紛擾を利用して、其自己の爲め、清國版圖内に於て何等領土上の利益を獲得せざる』ことを約し、此主義を列強に追認させ、依つて以て露國の野心を豫防しやうと企圖したものであつた。



日本に取つては、蓋し思ひ設けぬ福音であつた。伯は單に主義の承認のみに止まらず、此協商を有意義に活用して、其對露外交上の一大援軍とする道を考へた。即ち英獨からの主義承認の勧誘に對し、『日本は單に主義の問題として參加するに止まらず、進んで協商の締盟國として、その主義の實行に關する責任を分擔したい』意思を通じ、其前提の下に主義を承認しやうとしたのである。交渉を往復すること數回の後、英獨兩國は、遂に我が要求を應諾した(十月二十九日)。

斯くて、若しも露國が支那に領土上の利益を獲得するやうなことがあれば、日本は英獨の二國と共に『執ることある可き措置に關して豫め協商を遂ぐる(協商第三條)』立場を作り得たので、從來の孤立よりは、幾分でも優る地歩を占めた譯である。然るに其後五箇月を経て、不幸にも、折角の協商は、獨逸に依つて、一片の廢紙と化せられて了つた。即ち明治三十四年三月十五日、宰相ビュローロ公が獨逸帝國議會に於て、突然、『英獨協商は滿洲に適用せず』と聲明したのが夫れである。

是れ我が對露外交の上に、精神的に少なからぬ打撃を與へるものであつた。伯は直ちに、獨逸政府に對し、半ば問責的の質疑を試みると同時に、一方、英國に對しても明確なる回答を希望した。英國のランスダウン外相は、時を移さず、『同協商第二條、即ち兩國政府が、其政策を清國の領土的状態を減損せずして維持するの方向に指導すべき事を誓約せる條項は、英國政府の意見にては、之を滿洲の諸省にも適用す可きものとす』と明答して來たが、獨逸帝國政府からは、之を滿洲に適用せずとの確答に接したのである。

そも、協商成立の事情並びに其本質から見ても、之を滿洲に適用して露國の野心を防止する意思であつたことは明白である。然るに中途、獨逸は、露國の壓迫に會つて遂に屈し、斯かる遁辭を設けて、折角の協商を一片の廢紙として了つたのである。廢紙と化して了つた上は、日本が如何に理窟を述べても致し方がない。帝國の存亡に關することは帝國自ら措置せねばならぬ。露國の横車に對し、帝國は、力と術とを以て巧に押し返すの外に策がないと云ふ信念は、いよゝゝ堅く伯の胸中に築かれて、行くのであつた。



## (三) 露國公使を撃つた一言

(イズヲルスキイ公使の加藤觀)

不思議なことには、當の露國も、前記の英獨協商の主義第二條に賛成し、『清國保全是露國政策の根底であつて、吾こそは同主義の率先者なり』と回答した。但だ第三條に關しては、形勢の變化が政策を變化させることに就いては、行動の自由を保留すると言明した(十月下旬)。伯は、露國の『主義への賛成』を空文と認め、『行動の自由』こそ本音であると確信して疑はなかつた。

この邊が、伯と前任者との觀察の相違する所であつた。前任者と云ふよりは、寧ろ元老及び多數の當路者と云ふ方が至當であらう。露國と是非とも和して行き度いと願つた政客、而して其爲に滿韓交換を説いた政客、其人々は露國の『主義に對する賛成』を聞けば、一應は信を置くのが常であつた。または少なくとも信じた風を装ふたものである。然るに伯は全然之を信せず、且つ信せぬことを露國當事者に發表し、『日本は何時までも騙されては居らぬ』と言はぬ許りの態度を示

したものである。十一月一日、伯が外務省大臣室で露國公使イズヲルスキイ氏と應酬した一節の如きは其代表的の活例であつた。

露國公使——英獨協商に對して日本は既に回答済みの由に漏れ聞いて居るが、事實は果して其通りであらうか如何』

加藤外相——然り、既に回答済みである。而して貴國は如何』

公使——未だ公信には接しないが、本使の考にては無論賛成の回答をなすであらう。何となれば、露國は清國に領土を獲得するやうな意思は微塵も無く、その滿洲占領地撤退の如きも、秩序回復の上は速かに實行すること屢々宣言したる通りだからである』

外相——日本の新聞には、多く貴國の意思を疑ふ語調が見える。即ち露國は容易に滿洲より撤兵するもので無いと觀測して居るやうであるが、貴下の見る所は果して如何か』

公使——本使は、閣下が露國の新聞をも參照されん事を望む……露國の新聞は大概は滿洲領有に反對である。而して露國新聞紙の勢力は強い』



外相——然らば軍人社會の議論は如何』

公使——余は夫れを確知しない。併し乍ら假令軍人社會に異説があつても其勢力は頗る薄弱なものである。現に最も有力なる大藏大臣ウキツテ氏の如きも滿洲領有には反對して居る』

外相——然れども其現に最も有力なる大藏大臣ウキツテ氏は、貴國の旅順口租借には大いに反對せられたる筈なるに、事實は何の効果もなかつた。斯くの如くウキツテ氏を屈せしめたるは何人であつたか、参考の爲に伺ひ度い』

公使——二寸詰りたる後、それはムラビエフ外相であつた。而して其人今や亡し。本使の意見では、將來東清鐵道保護の爲に必要な手段を取る事はあらうが、滿洲領有は財政的にも不可能であらう』

外相——果して然らば日露清三國の爲に幸福此上もない……』

この會談から見ても、露國が努めて滿洲領有の野心なきを頻りに宣傳するに反し、伯は之を信せず、往々斯かる皮肉な質問を發して、日本は容易に瞞されはしないと云ふ事を、言外に發表して居たことが判る。其後、露國公使イズラルスキイ氏は幾回も伯の爲に痛い所を刺された。同公使が三十四年三月中旬、英國公使マクドナルド氏に對して、日本の新聞の調子や、國民感情に就いて批評した序に、『外務大臣は感覺が鋭い人だ』と嘆稱したのは、恐らくは、露國外務當局の加藤觀を代表する興味ある評言でなければなるまい。

#### (四) 露國の韓國中立案を峻拒す

(加藤外交の奇襲に驚ろく露國)

朝鮮を列強保障の下に中立國にしやうと云ふ案は、北清事變の最中に、朝鮮公使から我が政府に提議された事がある。時の山縣内閣は、恐露病に近い外交思想を抱いて居たので、朝鮮の事で露國と争ふ原因を除くのも一策であると考へ、其商議を開かうとして居る内に更迭した。而して伯が外相となるに及んで公式に問題となつた。伯は、流水を逆に掬ふ様な痛快さを以て、之を解決した。

明治三十三年の十二月二十日に、露國公使は伯を訪ね、主として朝鮮問題に就いて會談した末に、『數箇月前に、韓國公使から、韓國を列強保障の下に中立國にする



案を提議して來たが、閣下は何う考へられるか」と質問した。之に答へた伯の言は、僅か數行の裡に、鋭い反問を藏して居る。

「余は、斯かる話を仄聞したことはあつたが、素より研究の價値なしと直覺して何も考へなかつた。そも、韓國人が、中立なるもの、如何を承知の上で斯かる提議を爲したか何うか。夫れが第一に判つて居らぬ……」

是れ、朝鮮をして言はしめた本人は、露國自身では無いかと云ふ反語である。而して、夫れは問題にも何もならぬと考へて研究しなかつたとは、可成り手酷しい皮肉な返事でもあつた。同公使は一寸當惑した態であつたが、直ぐ立直つて、「韓國人は知らぬであらうが、閣下も本使も之を知つて居るから、案を作り得るでは無いか」と、二の矢を番つた。伯は待つて居たと云はぬ許り、「夫れなら貴國の案を承り度い、其上で慎重に考へて見やう」と受け流し、日本からは何も提案の餘地を持たぬと云ふ態度で應酬したのである。

日本の意思を探らうとした露國政府は、全然夫れを得られなかつた。そこで遂に自分の方から案を持出して來た。翌三十四年一月七日、露國公使は政府の訓令

として韓國中立案を議題とし、「然れども本件に關し何等かの手段を執るに先立ち、韓國に於ける日本の利害關係、並びに日露兩國間に現存する協商に鑑み、前顯計畫の實行せらる可き條件を、内密に且つ友誼的に日本政府と協議せん事を申出づるものなり」と口述した。

是れ伯の待ち設けた所であつた。伯は、朝鮮を帝國の獨占的勢力範圍に置くことを、三年前から力説した人であるから、中立案などは素より一蹴の覺悟で居た。寧ろ滿洲を中立地帯にする方が、極東の平和を建設する上に緊急であると信じて居た。故に一月十七日、次のやうな婉曲にして皮肉なる回答を與へた。是れ、曾て日本が露國に對して執つて來た、和衷と云ふよりは禮拜的な應答と、全く趣を一變したもので、伯の面目も如實に描かれて居る。茲に其全文を掲げる。

「露國が遼東半島の一部に對し取得したる用益權は、其期間の一時的にして其性質に於ても制限あり、且其使用地域の韓國邊境に接近せざる部分に限局せらるゝ等の事情あるを以て、右用益權の取得に依て露國が享有する位格は、曩に諸國が奉天省より撤退する事を日本に勸告したる理由の第二項(註)と必ずしも



相牴觸するものに非ざるべし。是れ實に日本が一八九八年四月二十五日の議定書(註二)に於て露國と相約合することを躊躇せざりし所以なり。

然るに滿洲に於ける露國現下の態度は、全然此と別異の觀象を顯はし、自然他國をして不安の念を起さしむべきものなれども、其纔かに之なきを得るは、實に露國が滿洲より撤退するの意思を確然聲明したるに職由するものなり。

抑も一八九八年の議定書たる今尙ほ有效なるのみならず、日本の側より之を視れば其運行宜を失はず、先づ現下の事宜に適應するものと謂ふべし。情勢既に此の如くなれば、帝國政府は、中立の實行より繼發し得べき諸種の推測及び論斷を防遏するの目的を以て、従前の状態復歸し、従て外邊の事由に妨碍せらるゝことなく自由に交渉を遂行する事を得るに至るまで、本案の商議を延期するの得策なるを信す』

(註一) は三國干渉當時の勸告文の『朝鮮の獨立を水泡に歸せしむ』を指す。

(註二) は韓國不干渉に關する日露協約を指す。

右回答文後段の『中立の實行より繼發し得べき諸種の推測及び論斷を防遏す

るの目的を以て云々』と云ふ婉曲の難句は、『日本が今日殊更に韓國中立を約することは、事實上、滿洲の現状維持に對して幫助を與へ、若くは少なくとも之を默視したものと推斷される危険があるから、此種の推測や論斷の生じ得るやうな事態が消滅する時まで——即ち、露國の滿洲撤兵後まで——商議を延期する』と云ふ意味のものであつた。

之を修飾なく表現すれば、請ふ先づ滿洲より撤兵せよ、然る後、初めて韓國中立案の是非も協議せん、と言つたものに外ならない。露國としては、其提議を一も二もなく斥けられて、面目を傷つけられた譯である。そこでラムスドルフ外相は珍田公使に向ひ、『該提案は露國政府の正式の提議ではなく、唯その問題に就き好誼的意見の交換を求めた趣旨である……』。而して中立案は、實に日本の意に副ふであらうと思料し、日本への好意の讓與の積りで試みたものである』と塗り潰し、表面は却つて満足の笑を漏らしつゝ、軽く問題を扱ひ去つたが、實は伯の新外交方針に奇襲されて、胸中少なからず驚ろいたこと、後に明白となる通りである。



## (五) 伯の追撃と露國の警戒

(再び露國公使と論戦した一節)

伯は、露國が韓國問題を持ち出す場合には、韓國を見ずして必ず滿洲を凝視した。空に揚がつた風を見ずに、地上で之を揚げて居る人物を見詰めた。

伯は、露國が韓國問題で、手を代へ品を替へて問題を提出して來る所以は、日本の注意を此所に誘導して、滿洲を忘れさせやうとする爲だと信じて居た。實に、韓國へ難題を掲げれば、日本は之を解くに汲々たる餘り、滿洲の方は萬事黙認するのが我が外交の傳統であつた。故に滿洲經營の都合を見ては、韓國問題を利用するのが露國の手であつた。三十三年十一月にも、アレキシーフ増祺密約が締結されて、滿洲の占領計畫一段と進捗する事になつたので、又も日本を嵌口する常套手段として、前記の韓國中立案を擔ぎ出し、韓國の負擔に於て、何かの土産を日本に提供しやうと試みたのである。

然るに霞ヶ關の主人公は、昔の主人公ではなかつた。そこには感覺の鋭い、強い主人公が新たに坐つて居た。而して、露國が提供しやうと言つて來た土産物などは、其内容も聞かず、『先づ滿洲から引揚げて貰ひ度い。斯くて自分の國境に退いた上、其所から贈つて呉れるなら、お土産を拜見しやう、また御相談も致さう』と申送つた譯である。

一月七日(三十四年)露國公使が伯に韓國中立案を提議した時、伯の之に對して試みた左の應酬は『露國の對日外交方針を一變させた』と言はれたものである。

露國公使——韓國の現状は甚だ不安である。而して日露兩國は最も利害を有するに依り、互に助言其他に仕事の範圍を區分して協力すれば萬全と思ふ』

加藤外相——それこそ却て兩國衝突の恐がある。且つ露國政府の提議する中立と云ふ事とも兩立しない。中立は非干涉を根本の觀念とせねばならぬのに、助言は一種の干涉を意味する。而して干涉は經驗上不可なるが故に現在の西・ローゼン協約が在るのだ。既に同協約に依て韓國の獨立及主權は確認され居るから、韓國の事が今更ら不安であるとは思ふし得ない』

公使——近頃日本の金融業者が韓國に金を貸付け、海關稅の收入を其抵當とする



やうなことは即ち露國の最も不安とする所である』

外相——日本の一臣民の借款を不安だと云ふなら、中立の條約を結んだからとて不安に變りはあるまい。成る程、我が一部の論客中には韓國併合を説くものもあるが之は政府の意思とは最も遠いものである』

公使——政府の意思は然らんも、輿論に壓せられて心にも無き事を爲すは各國にも例が多い。日清戦役も政府が輿論及び軍人に動かされたる結果と聞く』

外相——夫れは誤傳である。政府は他に理由あつて餘儀なく戦争を決心せるのみ。(伯は之より質問を轉じて)さて近頃貴國のアレキシーフ中將の代理と、清國の奉天將軍の代表者との間に、滿洲を露國の保護下に置くが如き協約が成立したと聞くが、果して眞なりや』

公使——地方的の暫時の取極めならば兎に角、斯かる重大なる協約が結ばれやうとは本使の信せんと欲するも能はざる所である』

外相——我公衆の一部は、韓國問題は常に滿洲問題に關聯するものと思考して居るから、今度の貴國の提議も、他日露國が滿洲より完全に撤兵せる後の方が談

判に便利であると信ずる』

公使——否な韓國と滿洲とは全然關係がないと思ふ』

外相——本大臣は政府の説として言ふのではないが、民間の輿論は二者大に關係ありと認める。例へば、露國が名義は兎も角、實際滿洲を併吞する事あらば日本は韓國を併吞すべしとの説を爲す者が多い。然るに、今貴國の提議に係るが如き約定が假に成るとせよ、滿洲に付ては露國が是迄屢々撤兵を宣言せしが故に、將來間違ひは無かるべきも、事實未だ露國兵が之を占有せるに反し、韓國に付ては日本は中立の約を守り、露國は勿論のこと、其の他の國とも同等の地歩に立ち別に優勝の地位を有せずとすれば、日本が大に退讓せりとの惑を世人に抱かしむるは必然である』

公使——露國が滿洲を併吞するの虞あり従て韓國の獨立を危くするとの恐が一部日本人中にあるが如く見ゆるも、韓國を中立と爲すことは、却て其不安心を除くことゝは爲らぬか』

外相——韓國に付てのみ見る時は或は然らんも、公衆は滿洲と韓國とを一途に論



するが故に、滿洲に付ては日本は何事をも言はず、單に露國の宣言のみに依頼し、韓國に付ては中立の約を爲す事は日本が退讓せりとの感覺を起す』

公使——露國の韓國に於ける利益は政治上の利益にして、夫れも消極的である。要は韓國に強隣を有したくなき考だけである』

外相——日本も亦韓國に強隣を有したくない。畢竟露國が韓國に逼ることを望まぬのである。淡白に言へば日本人の一部は露國を實力以上に於て恐れて居るが、露國に於ても亦日本を恐れて居るやうである……(後略)』

露國のラムズドルフ外相が珍田公使に向ひ、『日本の利害は韓國に在る筈だのに、近頃は大きい滿洲のことを氣遣ふやうになつたのは不可解である』と嘆じたのは、伯の右の會話が露都の本省に報告されてから後のことであつた。

最早や朝鮮國境に風を飛ばしても駄目であると悟つたので、露國は之から唯黙として滿洲の軍事的經營を進めるに至るのである。

(註) 是等伯と外國使臣との會談は、伯が小池秘書官に命じて記録させたもので、本文は外務省に保存されて居る筈である。

## 第五章 伯の對露外交の勝利

### (一) 英國を誘ふ努力

(『英國は其片足を縛られて居る』辯解)

伯は露國の術策に基く韓國中立案を一蹴した。此方で弱味を見せれば(従前の我が外交)、何處までも圖に乗つて來るが、其反對に、此方から毅然たる強味を見せると(伯は駐英公使時代に之を僞勢と名付けて主張した)、案外に脆く引ッ込む。伯は、露國のブラッフ外交の本體を、斯う觀察して疑はなかつた。

されば、數代の前任者の傳統した方針とは、餘程違つた態度を以て進んだ。併し、單なる強がりのみでは無く、萬一の場合を審慮して其用意に苦心した。伯の持論であつた日英提携の根本方針を確立することに努め、差當り露國の滿洲野心を防遏するに就いて、飽くまで英國の來援を奔走したのは、其有力なる一證である。明治三十四年一月十一日、林公使をして、英國に對し、『日本と同様の質疑を露國に致



すの意思なきや』を問はしめたのは其發端であつた。即ちアレキシーフ増祺密約並びに増兵築壘の實情に關して、露國に質疑を發した其内容を通告して、英國も同一の行動に出るやう暗に慫慂したのである。

併し乍ら不幸にして英國の態度は、最初は伯の希望する所とは距離があつた。外務次官バーチイ氏は「英國は其片足を束縛されて居ることを日本政府に於て記憶され度い」と告げ、南阿戰爭の爲に、他に力を向ける餘力の乏しいことを諷した程である。露國方面からは、強壓的態度に關する情報頻りに至り、英國方面からは、頼り少ない公報が来る。一方清國側からは、政府當局の腰が枯れ枝のやうに危ふい有様が傳へられる。是等の情報を手にした年若い外相の苦心は、想像に餘りあるものであつた。

既に滿洲占領の決意を定めた露國は、日本の單なる質疑などには驚ろかない。一月十八日、ラムズドルフ外相が珍田公使に語つた言葉の中には「露國の滿洲占領は清國侵略に對する自國防衛の結果なるが故に、其永久占領は露國の權利である。たゞ露國は、秩序恢復の上は鐵道守護、國境保安の協約を遂げて撤兵する」と

云ふ一節があつて、野心の片鱗は漸く言葉の上にも現はれて來た。

矢繼早やに、露國の魔手が清國を脅かすの報は飛んだ。小村在清公使は、露國藏相ウキツテ氏が、一月二十二日、露都に於て、清國公使楊儒氏に迫つた十三箇條の滿洲協約案を報じて來た(註―前年十一月一日、露國公使が伯に對してウキツテは滿洲占領に反對であると語り、伯が冷たく應接した一條に對照して興味あり)。此協約案は滿洲領有の意圖を明示するに拘らず、李鴻章氏は北京談判で露國の扶助を受ける代償として之を忍ぶやうな形勢が見えた。そこで伯は小村公使と相談して、張之洞氏及び劉坤一氏を促がして李鴻章氏を制するの策を採る一方(上海の小田切領事之に當る)、尙ほ凡ゆる方法を以て、清國政府に對し、斯かる協約の調印を回避させやうと勸説したのである。

この間、伯は決して英國との協調策を諦めなかつた。日本の得た情報、觀測及び態度を一々打明けて英國の注意を促がし、進んで清國に對する日英の共同警告案を申入れると共に、小村公使に對しては、常に北京駐在の英國公使との協調を訓令し、飽く迄も英國を味方に引入れることに努めたのである。



## (二) 誠意と決心とは英國を動かす

(英は支那をして露を拒ましめんとす)

英國は片足を縛られて居ると言つたバーチイ氏の言葉は察したが、伯は尙ほ英國の懷に飛び込むの方針を熱心に續けた。然も、窮鳥の態度では無い。小鳥ながらも、若い隼は、荒鷲の咽喉を嚙む程の意氣ある事を暗示して、英國の理解同情協力を希望して已まなかつたのである。その努力は酬いられた。一月二十九日、ランズダウン外相が、林公使に對して嚴肅に語つた次の一言は、伯の満足を禁じ得なかつた福音であつた。

『日本政府が英國政府に對し深き信用を置いて交はることは満足に堪へぬ所である。英國政府も亦、爾今、同一の信用を日本政府に置いて應對する決心である』

斯くて、曩に對露質疑を無効と認めて協力を回避した英國は、二月上旬の伯の對支共同警告案に對し、欣然として應諾した。而して二月十二日、在倫敦の清國公使羅豐祿氏に對し、『英國政府は、清國が、此際或る一國に領土的利益を與ふるが如きは甚だ危険なると同時に、清國も自ら顧みて斯かる取極めを爲す可からざる旨を忠告』するに至つた。引續き更に日本の希望を容れ、獨逸をも誘つて我が對支警告案に力を添へやうと努めた結果、獨逸も賛成して、同様の警告を試みるに至つた。

進んで三月初旬には、英國は日本と前後して、清國に對し、再度の警告と調印拒絶の勸告とを試み、一方に、在露公使をして、個人的に露清密約を質疑追窮させると同時に、更に三月十五日より二十日の間に於て、二回までも清國に向つて威壓的勸告(露に利益を讓るならば英國も他に要求す可し云々)をさへ敢てした。

英國が、右のやうに、滿洲問題に就いて露國の野心を抑制するに努めたのは、自國の利益を擁護するの立場からのみでは無かつた。即ち滿洲に於ける英國の利害は、日本の夫れとは雲泥の相違あり、左まで力瘤を入れて露國と對抗するの必要は無かつた筈であつたのに、前記のやうな熱心な態度を示したのは、實に『滿洲問題に就いて日本と協調する』の方針を、或る程度まで確立した結果と認めて差支へ無い。即ち伯の倦まざる日英協調主義の効果は、その第一次外相となるに及んで、顯然と現はれて來た。素より英國は、滿洲問題で戰爭を賭する程の決意は無かつ



たが、然も、日本を精神的に援助した効果は決して輕少では無かつた。

尙ほ當時の日英接近の漸く濃度を加へて行つた事情は、伯と英國公使サー・クロード・マクドナルド氏との會見談が裏書して居る。常に親しく打解けて語り、對露政策に關しても、度々重要な話をした中に、二月十五日の會談はその著るしい例であるから、其一節を摘録して參考とする。

英國公使——今朝電信に依れば、英國政府は滿洲一件に就いて在倫敦の清國公使を通じ清國政府に警告を與へたと云ふ事である』

加藤外相——本大臣も一昨十三日同様の警告を與へた上、尙ほ「今日の紛擾に關係を有する一切の協商を、悉く列國共同のものとして爲すの主意を以て、清國政府より列國政府に請求するを可とす可し」との勸告をも附言した。實は此勸告も、本大臣が英政府に警告案を提議せる際に添へて置いたのであるが、何故か英政府の警告中には此勸告が無かつた』

公使——何故なりしやを知らず』

外相——若し清國から右の如き申出があるものと假定して貴國政府は何んな態

度を取られるであらうか。貴下の私見は如何』

公使——それは兎に角、肝腎の相手たる露國に當る勢なければ無益であると思ふ。是れ余の屢々本國政府に陳述した所で、露國は相手に勢あるを見れば屈するものである。今日のやうに各國が露國の滿洲經營を袖手傍觀するの有様は、余の大いに齒痒く思ふ所である』

外相——本大臣は貴下の意見と全く同感である。本大臣は目下、貴國に更に一つの照會を發しやうかと考へて居る。夫れは清國が若し前述(協商共同案)の如き要求を爲したる場合には、日本と英國とは協力して之を後援せんと提議を爲さんかと考量中なのである。念の爲め貴見を伺ひ度い』

公使——誠に時宜に適するものである』

外相——若し有望なら、貴下の意見として之を貴國政府に提言されては如何』

公使——熟考の上、成る可く上申して見やう』



## (三) 支那の態度と伯の叱咤一番

(噴火山上に踊る支那の外交を警告す)

對露硬外交の片鱗として、伯が清國公使を叱咤震駭させた一幕は、單なる興味だけの材料ではなく、伯の面目の活躍として紹介されねばならぬ一事件であつた。支那の實權者李鴻章氏の當時の外交は、依然として、明治二十八年の三國干涉の術策と同じ軌道の上に走つて居た。一口に言へば、滿洲を露國に譲つても、尙ほ義和團事件の跡始末に就いて(北京會議、露國の援助を受け、列國の要求を輕減しやうとする肚であつた。即ち、日英兩國が單なる勸告のみでなしに、威壓的態度を見せて其蒙を啓かんとしたのは、事實上、必要避く可からざる手段であつた。

明治三十四年三月一日、清國公使は、伯を訪れ、慶親王及び李鴻章氏からの電報を示した。而して其電文は、最も雄辯に、當時の支那政府の妄想を語つて居た。其要は、列國の勸告は餘計な御世話である、清國は清國の考で露國と協約をするのだと言はんばかりであつた。訓電の要領は實に次の如し。

『露國が清國に對して要求した十二箇條は、敢て領土上又は財政上の讓與を求むるものではない。故に各國が清國に向て種々の言議を爲すも何の益も無い。若し列國にして、各自の利益を保護するが爲に必要なりと思考する時は、直接露國に向て交渉する所ありて然るべし(中略)……故に貴下は其駐在國の外務大臣に面會して以上の意義を通じ、其國が露清兩國間に干渉するは清國の利益にもならず、又各國の利益ともならずが故に、其意味にて然るべく辯解す可し云々』

思ふに、共同警告、或は協商を列國共同にす可しとの勸告に對する回答であらうが、字句精神ともに頗る穩當を缺いて居た。伯は此電文を一讀するや、清國公使に向き直つて語を強うして次の如く語つた。

『帝國政府が清國に對し忠告を試みたのは、一に清國の利益を圖らんとするの好意に出でたものである。然るに、いま慶親王及び李鴻章の答ふる所を見れば、彼等は之を以て無用の干渉を試むるものなりと解するもの、如し。果して貴國にして、我等好意の忠告を無用の干渉と解せらるゝ以上は、最早、我等に於て盡くすべき手段は無い。他國も同様と思ふが、日本は自己の利益のみを目的として相當の進退を爲すであらう。故に閣下に於て此意を了せられ、又必要と思は



る、ならば、此意を慶親王及び李鴻章に通報せられて差支へない』

同公使は顔色を變へて驚ろき、『右は清國政府の意見では無く、李一人の私見と思はれるから左様御諒承願ひ度い』と述べ、一旦大臣に手交して其卓上に置いてあつた電文寫しを、急に取つて懐に納め、頻りに陳謝的の辭を述べた。伯は『電文の解釋は閣下の云はるゝ如しとして可なるも、兎に角、寫しは參考の爲め留め置かれたし』とその電文寫しの提出を要求したが、公使は何うしても承知せず、懐を抑へて、恰かも祕本を親に隠すやうな珍奇なる場面を現出したのである。清國政府の心細さは實に斯の通りであつた三月末に至つて漸く醒めたが、斯かる次第であつたから、伯は清國政府に望を繋かず、三月上旬から、露國と正面直接に交渉を開始する決心を固むるに至つたのである。

#### (四) 伯が閣議に提出して對露和戰の

##### 決を請へる稟申書の原文

(一戰か、屈從か、待機かの三案を論ず)

伯が露國の野心を抑制する爲に取つた前掲の手段は、結局は露國の封豕長蛇の慾望を、聊かも減縮するに足らなかつた。伯は、いよゝゝ獨力を以て、強烈なる外交戰を開く外、日本の活路は無いと見極はめるに至つた。明治三十四年三月十二日、對露和戰の國策を決する爲め、特に閣議を請ひ、兼ねて草案を練つた浩瀚なる稟申書を閣僚に廻附したのである。

書は實に一萬數千語から成る。その文中に、當時の形勢と、伯の心事とは、泉のやうに流露して居る。尙ほ、前文數千語は、前述の外交事情と重複するから之を除き、専ら『態度一決』に關する伯の私案を中心とする、重要にして且つ興味深い部分を紹介するであらう。

『前略』故に帝國政府は、曩に警告を與へたる列國(編者註—清國政府に對し露國との滿洲協約を拒む可しと警告した國々で即ち日英獨)が協同し、清國をして事變(編者註—義和團事件を指す)より生じたる諸種の要求は之を審査調整する爲め、外國代表者及清國全權委員の協同會議に提出せしむるを得策なりと思考して英政府の再考を求めたり。蓋し列國に於て此案に同意せば、其論理的結果として、勢ひ皆な



露の單獨運動に反對せざるを得ざるに至るべきが故に、此手段に依り列國をして我と同一の運動圈内に引入れんと企圖したるなり。

尋で本月一日に至り露國より提出の別紙條約案(編者註——露清密約)なるもの、在北京帝國公使より電報あり。時事新報及倫敦タイムス通信員も亦他の筋より之を得て各其本社に飛報す(中略)……清國公使はまた……其西安よりの電報を送來れり。夫れは前日李鴻章の意見なりとて列國の警告を厄介視したるものとは異なり、大意は列國より警告を與へたる好意は深く感謝するも、清國の獨力を以て露の要求を拒絶する事は甚だ難事に屬するを以て、日英米獨協同し居中調停の勞を執らん事を切望するとの意なりき。

依て英米獨駐在の公使に電報して其國政府の意嚮を確めしめたり。之より先き英國外相は「這般の露國提案は其範圍滿洲のみに止まらずして、土耳其斯坦にも及び、其關係極めて重大なるものなり。茲に至りては露國反覆の宣言も最早信賴するに足らず。依て閣僚の同意を得たる上、露國に向つて正式の質問を試みんと欲す。其場合に至らば日本政府も亦共に質問すべきや承知したき」

旨を我が公使に語れり。然れども事既に茲に至りて單に質問をなすも何等の效力なかるべく、且つ帝國政府は曩に既に質問する處ありたるに由り、之を再びするの必要を認めず。要するに、列國は此明白なる事實に對し如何なる決心を以て之を處置せんとするか。恰も西安より居中調停の申込ありたるに際し茲に重ねて列國の決心を確めんと希望したるなり。

然るに、英當局者は露國に向つて有力なる抵抗を試むるの決心なき事を自白し、輿論も亦極めて沈靜にして、要するに南阿戦争の爲に餘裕を存せず。獨は本問題に關し全然日英兩國に向つて同情を有するも、其行動たる勢ひ制限的ならざるべからずと云ひ、米は本問題にして一層進行せば、更に列國の注意を喚起するの必要と認むる事あるべきも、目下の處其既に執りたる措置の外新に何事も爲し得ずと答へたり。

如此、帝國と利害共通の諸國に向つては我執り得べき丈けの途を執り、盡し得べき丈けの力を盡したりと信ずるも、遺憾ながら満足の効果なく、又清國に向つては「露國は既に事實上滿洲地方を占領せるを以て、假令彼の要求を拒絶する



も此上の實害を蒙るべき筈なく、況んや條約締結の結果は、露に與ふるに滿洲に於ける正當權利者の名義を以てするものなるが故に、寧ろ之を拒絶し、露をして篡奪者の地位に立たしむるに若かざる旨」を再三忠告せるに拘はらず、露の恫喝に畏怖し遂に該條約の締結を見るに至らんとする形勢あり。尤も英政府は露國に向つて、強ひて條約案の寫を要求しつゝ、ある等、今後事件の進行上多少の變化を見る事なきに限らずも、雖も、目下の状態にては、何れの國よりも有力なる援助を得べき望なきが故に、帝國政府に於ては之を恃とせず、獨力以て本問題に處する方針を決定し置くの必要に迫れり。

惟ふに其方針は左の三種の外に出づる事能はざるべし。

第一、露國に向つて公然抗議を試み、若し目的を達せずんば、直接に勝敗を干戈の上、に決する事。

抑も露の滿洲占領は、夫れ自體に於て直接に我利益と大衝突を來さずと雖も、其結果、露の勢力は朝鮮半島を支配し、延て帝國の自衛上に危険を及ぼすや明白なり。且つ純然たる外交手段を以て滿洲條約の成立を妨げ若くは之を

破壊するも、右は滿洲占領の權利を認めざるに止まり、占領の事實を如何とも爲す可からず。故に若し我方に於て十分の勝算ありて加ふるに滿洲地方を自ら領有する事を永久の利益なりと認むるに於ては、第一策は寧ろ適當の解決法なるべし。但し滿洲に於ける露の立脚地は既に甚鞏固なるが故に、之を動かして掃蕩の功を奏するは容易の業に非ず、亦差當り莫大の費用を要すると共に、同地占領は永く怨を露國に結ぶものたるを覺悟せざるべからず。而して同地の資源が能く此費用を償ひ得べきや否や等も必ず大いに研究の餘地あるべし。

第二、露國に向つて平衡上且自衛上帝國に於て適宜の手段を執るべき事を宣言し、韓國に關する日露協商を無視するの行動に出づる事。

韓國は早晚獨立を失ふべき運命を有するもの、如し。若し露國をして該半島に據らしめんか、帝國の安全は常に其脅迫する處となるや必せり。殊に韓國は實利上より見るも帝國に於て之を放棄する事能はざるものたるが故に、此際に於て同國を占領するか又は保護國となすか其他適宜の方法を以て



同國を我勢力の下に置くを第二策とす。右は直接に露と交戦するものにあらざるも、場合によりては交戦を辭せざるの決心を以て之に處せん事必要ならん。且つ又、同半島を領有する事は帝國の爲め大なる負擔を増すものたる事を覺悟せざるべからず。

第三、露國の行爲に對しては一應の抗議か、權利の留保に止め、後日を俟ちて、臨機の處置を講ずる事。

蓋し滿洲占領が結局帝國の自衛上に危害を及ぼすべきは疑なしとするも、其危害の迫り來るは數年の後なるか又は十數年の後なるか不明なるに依り、今日は露の行爲に對しては一應の抗議か若くは權利の留保かに止め、後日を俟ちて臨機の處置を講せん事又一策たるを失はざるべし。然れども時日の遷延は露をして一層其地歩を鞏固ならしめ遂に奈何ともし難きの形勢を馴致して所謂噬臍の憾を後世に貽す恐れあり。加ふるに露の行爲は列國に於て孰れも之に同情を寄せざるを以て、若し帝國政府に於て十分強硬なる態度を執らば、露は遂に自ら屈し實際戦争に至らずして止むも知るべからず。故

に此際第三の如き穩和なる方針を取るは不得策なりとの見解を生ずべし。また此策は無爲なりとして世上の非難攻撃を免かれざるべき乎。

### (五) 閣議遂に動く

(伯の嚴重抗議の決意に従ふ)

伯の稟申書は三策を擧げたが、その何れを可とするかに關して論斷を避け、以て此未曾有の重大なる國策に就いて、閣僚の討議を遺憾なく盡さしめる材料を提供したものであつた。而して其書の末段に『本大臣の以上三策は孰れも一得一失あらんと雖も、我方針は此三策中の一を、選むの外なしと信ず。若し又閣僚諸公にして他に高案あらば固より之を傾聽せんと欲す』と言つた。伯は『他に高案あらば』とは言つたが、親露的妥協は之を筆にさへしなかつたのである。

閣議は三月十四日から連日、稀有の緊張裡に續いた。果して、何とか露國と妥協の道は無からうかと、首をひねつた閣僚が多く、伊藤首相も、實は何とか穩便な交渉の道あらばと希望した程であつた。斯くの如く、最初は何れも皆消極的であつた



が、伯の主張が日一日と理解されるに及んで、漸く『抗議を發すること』に決した。それ迄に一週間以上を要したのである。而して伯が閣議に於て實際に主張した所は、『帝國が決然たる勢で行けば露國は自ら屈する可能性もあるから、一應強固なる態度で交渉するが宜い』と云ふのであつた。而して閣僚は、成る可く戦争を誘發せぬ事を希望しつゝ、交渉を伯に一任したのである。

明治三十四年三月二十四日、第一回の抗議は發せられた。言語頗る懇懃、その忠告また甚だ合理的であり、決心を有する人の霸氣は、見事に包まれて片影をだに留めない。その全文次の如し。

『日本政府の得たる報道に依れば、露國政府は滿洲に關する一の協定案を清國政府に提出し、而して右協定案は此上毫も變更を加ふることなくして、限定期日内に清國之を承諾し、且つ之に調印すべきことを求められ、而も其期日は日ならずして盡きんとすと云ふ。右協定案中の或條款は、關係領土(編者註―關係領土とは滿洲のこと)に對する清國の主權を毀傷し、又他の條款は清國と關係を有する他國の權利及利益に大なる影響を及ぼすもの、如し。是れ滿洲に於ける露國

從來保有の權利を適當に防衛するが爲め必要なる範圍を超越したるものと思惟せらる。

茲に於て清國政府は、露國要求の修正を得んが爲め、他の列國及日本政府の友誼的調停を求めたり。日本政府は以上の理由に遵ひ、且つは東洋現在の權力平衡をして攪亂せらるゝことなく保存せしめんと、の當然なる希望に驅られ、茲に露國政府に向て、協定案を改め、他列國の權利及利益に適應せしむるの得策たることを、切言するを以て、日露兩國間に存在する善誼に副ふ所以と思惟す。而して日本政府は、右の如き何れの方面より觀察するも極めて願はしき結果を得んと欲せば、本件を北京に於ける列國代表者の會議に提出して、之を協調せしむるに如かざるべしと信するなり。

上記勸告は、偏に日本政府の友誼的且つ好意的衷情より發生したるものなれば、露國政府が之を納るゝの途に出られんこと、日本政府の誠心希望して已まざる所なり。』

之に對し露國のラムズドルフ外相は、翌二十五日、珍田公使に向つて『兩獨立國



間に談判中の問題に關する此種の通牒は、公然に之を接受することを回避せざるを得ず』と斷言した後、語調を軟らげて次のやうな意味を語つた。

『露國は他列國の爲に阻碍せられざる限りは、滿洲より撤退すべしとの決心は今尙ほ毫も變更して居らぬ。而して露清約定を締結する露國の唯一の目的は、滿洲撤兵を實行する手段を求める爲である。』

そも、該約定は一時的性質のもので、清國の主權を侵蝕し若くは他列國の權利及利益を侵害するやうな條款は毫も存しない。該約定締結せられたる上は、直ちに日本國にも通知するが、夫れを見れば日本も満足されること、固く自ら信じて居る。假令日本國にも通足があつたとしても、其時は兩國政府の間に、何等か友誼的の約諾を爲し得ると思ふ。要するに滿洲問題は全然露國に專屬する要件であるから、之を北京會議に附すべしとの日本の提議は露國が從來執つて來た一般原則と相容れぬことを明答する云々』

即ち日本の提議を、文字通り、言下に拒絶し、その上、眞赤な嘘を悠々と列べ立て、居る。その協定案が調印されて了へば、滿洲の實權は露國の掌中に完納されたもので、後から『通知』を受けても我が重傷は癒らぬ。又『友誼的の約諾』などで買収されて引ッ込むやうな日本政府とは、政府の首腦者が違つて居た。伯は、いよ／＼

棘を見せた抗議を疾呼するに至るのである。

### (六) 伯一人の苦心慘愴

(伊藤首相と山本、兒玉兩相との協議)

先づ露國の韓國中立案を峻拒し、續いて其滿洲經營に抗議する積極方針を容れた伊藤首相は、三月二十五日の露國の拒絶を聞くに及んで、少しく躊躇らはざるを得なくなつた。何となれば此上の追窮は、紙一枚で『戦争』を覺悟せねばならぬからであつた。伯は『この外交は屈してはならぬ』と斷言して、首相の承認を求めた。三月三十日の午後である。その時、伯は、露國に送る爲に書いた原文を伊藤公に示して承認を求めた。その原文は

『ラムスドルフ伯の意見に對しては日本政府は遺憾乍ら贊意を呈すること能はず。茲に夫れに對する總括的、不満足 (General Dissatisfaction) の意思を表明せんとするものなり』

と云ふものであつた。伊藤公は之を『危険だ』と考へて承認を與へなかつた。伯



はまた之を『必要だ』と主張して譲らなかつた。斯くて議論は數時間に互つて交換されたが、雙方譲らず、遂に明朝を以て改めて協議する事になつた。その夜、伯は電文を懷にして深夜首相官邸を辭したのである。

翌朝、公を官邸に訪れると、其所に山本海相(權兵衛伯)と兒玉陸相(源太郎伯)とが招かれ、四人鼎座して『對露抗議の追發』を論議することになつた。慎議二時間の後、山本海相は『暫時抗議の提出を見合はせ、其間形勢の變化を見極はめた上に發動する事にしては如何』と提議し、首相も聲援して、二人で伯の抗議即行論を宥めるのであつた(兒玉陸相は中立的であつた)。伯は主張を繰返したが、首相と共に肝腎の軍部大臣が宥めるので、厭々ながら承服するの餘儀なきに至つた。その日の感想を、伯は日記に次のやうに誌るして居る。

『餘儀なく暫時譲らねばならなかつた。抗議は所詮必要であるから、延期しても無益ではあるが……』

即ち、毫も延期の必要はないと思ふが、仕方がなしに其日は讓歩した。軍部大臣をも宥め役に廻はずとは、何たる強硬な態度であらう。兎角の評の多かつた外務

省の『軟弱』の總合計を、此一舉にして相殺した觀がある。然も戦争を欲するので無く、熾烈なる抗議の連發に依つて露國を屈讓させて見せると云ふ見識を持つて居たことは、特筆す可き秘録でなければならぬ。

併し乍ら、伯は、形式は別として、此儘黙する譯には行かぬことを、翌朝、襟を正して伊藤公に再説した。公も黙つて引ッ込むのは不得策とも考へ、且は伯の雷ならぬ態度が氣に懸つたと見え、午後五時過ぎ、省員の歸つた頃、自分から出向いて伯を外務省に訪ねた。伯は、こゝぞと許り、或は説き或は訴へ、一時間餘を費して、公を『厭乍ら承認』させて了つたのである。其時の日誌に 'The consent was very reluctantly given.' と書いてある。但し、公は言句を改訂する條件で承認したので、伯は『總括的不満足』の句を削つて『意見保留』の意味を加へ、その場で送致原案を纏め、山本海相は自分が説くことを引受けて、漸く抗議連發の主張を貫徹したのである。

四月四日朝、伯は山本海相を海軍省に訪ね、前日の首相説伏の経緯を述べて其追賛を求め、直ちに閣議に諮り、五日、伏奏御裁可を得て、珍田公使に電訓が飛ぶことになつた。露國を初めて屈讓させた外交の大捷は、實に斯のやうな伯個人の涙ぐま



しい努力の結果に成つたのである。

## (七) 露國の屈讓と伯の面目

(日誌には『暴風雨の後の静けさ』と書く)

之より先き、『加藤外相強し』とは新聞紙の齊しく想像した所である。而して明治三十四年三月末、陸軍省に參謀次長を加へた密議が長時間に亘つて行はれるに及んで、朝野の空氣は俄かに緊張した。英國の新聞の如きは早くも日本の『主戰的活動』を報ずるに至つたのである。

かねて命じて置いた露國の滿洲に於ける戰鬪力に關する我が武官(在露)の報告は、四月四日早朝、大山參謀總長の許に達し、彼の用兵上の不利益なる立場を報じた。是れ伯の強い外交の萬一に處する用意であつた。四月五日、元帥會議は午前十時から宮中元帥府に於て開かれ、小松宮殿下、山縣、大山、西郷の各元帥の凝議があり、伯は特に其席に加はつて詳細なる報告と意見とを述べた。それより、閣議は午後二時から九時まで續開され、形勢の急迫を無言の裡に發表する如くであつた。翌六

日、伯の苦心に成る我が抗議は露國に致された。其全文次の如し。

『去る三月二十五日ラムスドルフ伯が陳述の勞を執られたる説言に對し、帝國政府は目下の狀勢に於て其意見を發表するを保留すべきも、同伯の表白せられたる意見には遺憾ながら同意する能はず』

と言ひ切つたのである。從來の我が對露通牒の語調、並びに趣旨とは打つて變つた強烈なものであつた。既に耳に達して居た我が決心と對照し、露國は、事態の容易ならざるに一驚を禁じ得なかつた。この通牒を耳にしたラムスドルフ外相は、珍田公使に向ひ、『日本が滿韓交換から、一轉して滿洲問題を重大視するに至つたのは驚ろく可き出來事である』と語つたが、其夜、露國は屈讓に決し、八日イヅラルスキイ公使は、伯を外務省に訪問して正式に次の通牒を手交した。

『露清兩國間に別個協商を締結せんとしたるは、曩に露國の聲明したるが如く、滿洲を清國に還付する意志を漸次に實行するの途に向ふの目的に出でたるものなり。而して此目的を達せんが爲には清國と合意の上滿洲撤退の條件を豫め今日より定め置くの必要あるや明かなり。然るに露國政府の得たる諸種の報道に徴するに、現下の狀勢に於て右の如き協



商を締結するは清國の利害に關する露國の友好的意思を表彰するの手段とならずして、却て各種の困難を隣邦に蒙らしむるなきを保せざるが故に、露國は常に清國に對し協商の締結を主張せざるのみならず、尙ほ進で該問題に關する今後一切の協商を斷念すべし。

露國政府は、不日詳細なる公報により、本問題經過の顛末並に現に清國に於ける一般情勢に對する露國政府の見地を發表すべし。露國政府は其數次聲明したる當初の政綱を終始確守しつゝ、靜に事局今後の形勢を視んと欲す』

是れ明かに露國が日本の外交に屈したものである。然も大國の體面上忍び難い屈讓を掩はん爲め、露國は同意味の通牒を日附を繰上げ、四月三日附として列國に通告した。斯くて日露の戰雲は、凝らずして却つて散じたのである。

伯の滿悦は詳しく描く迄もない。四月八日の日誌には、其冒頭に大きく *Grand Day!* と大書され、*イズラリスキイ* 公使との對談顛末を略記した末 *"A great victory for us!"* と結んで居る。伯は四月九日、天皇陛下に拜謁して、以上の顛末を伏奏申上げた。その日誌に

『天皇陛下には我が對露抗議が満足なる結果を得た旨を御聽取遊ばされて非常にお歡び遊ばされた』

と特記して居る。斯くて伯は對露外交に關する四年來の持論を強行して、見事に奏效した。併し此一二箇月の心勞は他の窺知を許さぬものがあつたらう。今や功を擧げ、重荷を一時に卸す。然も、伯の日誌には一言半句も自分の功勞を諷した字句が見當らない。但だ四月十日に、『暴風雨の後の静けさ——*A calm after a great storm!*』と誌るしたのを見るだけである。



## 第六章 對露外交が伯の政治生活 に及ぼしたる影響

### (一) 己れを知る強硬

(收め得た二重の外交利得)

英國公使マクドナルド氏は、四月八日、白耳義公使夫人の送別會の席上、固く伯の手を握つて對露外交の快勝を祝言して已まなかつた(伯の日記から)。

まことに、露國は伯の思ふ壺に完全に嵌つた。即ち閣議意見書中の後段に於て、『加ふるに露の行爲は列國に於て何れも之に同情を寄せざるを以て、若し帝國政府に於て十分強硬なる態度を執らば、露は遂に自ら屈し、實際戦争に至らずして止むも知る可からず云々』と言つた伯の觀測は見事に的中した譯である。

併し乍ら、一步を誤れば日露戦争を誘發する危険至極の局面に對し、伯は如何な

る信念を以て、如何なる規準に於て、その外交を進めたか。この規準と態度とは、伯の外交並びに人間を考究する上に、極めて重要な材料を提供するものである。此點に就いては、伯の唯一の相談相手となつて居た當時の海相山本權兵衛伯が、最も明確に加藤外相の方針を了知して居る。その談の大要に云ふ。

『斷じて黙止して居ては不可い、さり乍ら藪を突いて蛇を出してもならぬと云ふのが、加藤伯の考であつた。日本は未だ臥薪嘗膽の中途に在り、對抗の内容も充實して居ないから戦争をしては危ない。戦争は成る可く避け度い。併し露國の爲す儘に傍觀し乍ら機會を待つと云ふのでは、結局は彼の滿洲に於ける戦備を無條件に許容する事になつて、日本の立場は益々不利に陥つて了ふ。のみならず、折角隱忍自彊しつゝある國民の意氣も沮喪し、更に外國からも輕んぜられる大損が伴ふ。』

茲に於てか、大體戦争を激發せぬ程度に於て、最強力の抗議を續け、内は國民の臥薪の苦を、意義あらしめて、其勇氣を挫かせぬ方便を全うすると同時に、外は諸外國に向つて、日本も徒らに屈せぬ意圖を把持すると云ふ頼もしさを見せて置かねばならない。即ち濫りに出でて彼を突付かない代り、少なくとも自分の玄關には針を列べて不可侵の威容と決心とを天下に公示する必要がある。加藤外相は大體こんな意味の事を語つて居た。而して其言葉通りに對露外交を進めたのである云々』



即ち其『強硬』が世俗の流行語とは異なつた合理的強硬と稱し得る所以を知るに足る。斯くて非常なる微妙且つ困難な時局を、又閣僚の大多數が心痛した對露外交の新方針を、伯は用心深く、然も不退轉の銳氣を以て處理した。

其間、伯が萬事を英國に打明けて相互の信賴を深め、而して遂に嚴として露國の前進を阻み、『日本恃む可し』の感を深からしめて、日英同盟の成立を促進させた事も、重大なる副作用として牢記せねばならぬ所であらう。

日英同盟を生んだ幾多の原因の中、その極東事件を背景とするものは、北清事變中に日本陸軍が示した威力を第一とするやうに傳へられて居るが、吾々は、以上誌した経緯から、伯の對露交渉中の對英接近と外交勝利との二大現象も、夫れに劣らぬ原因を成したものと想定するのである。

いづれにしても、此成功は、我が對露外交史上の光輝あるページである。また、露國をして日本の意に屈讓させた開國以來初めての史實でもあつた。四月十六日、伯が在清小村公使に與へて其努力を感謝した手紙の中に、非常なる満足の意を表して居るのは、素より當然で無ければならなかつた。

## (二) 外交を元老から外務省へ

(伯に依つて外交は常道に還る)

觀測的的中、主張の成功、對露外交の勝利。それ等の事蹟が、伯の傳記中の光輝あるページであり、又、外交家としての眞價を誇る有力なる證左であることは言ふ迄もないが、茲に此外交が、伯の政治生涯に重大なる影響を及ぼした経緯が二つある。一は、外交を、元老の掌中から外相の手に取戻して來たこと、他の一つは、伊藤公の信賴が急増した事である。

前任外相が、閣外元老の承諾を経ない間は外交せぬことを、外相就任の條件としたと云ふ語は、必ずしも悉く信じていゝか疑問ではあるが、事實は、一々元老の頤使に従ふの外なかつた形跡を残して居る。政策は勿論、人事に至るまで、元老の決定力は無抵抗で行はれたものである。然るに、伯に至つては、全く正反對の立場を主張した。即ち、元老の指揮を仰ぐと云ふ條件で就任するのとは對角線的反對で、逆に其指揮を仰がぬ條件を、伯の方から要求したに等しかつた。事實に於て、伯は元



老の容喙を排し、外交は自分の責任に於て自分が行ふと云ふ方針を確守し、最後まで齒切れよく、夫れを實現したのである。

『外交を、元老の手から外相の手に取戻す』。是れ、伯が外相に就任するや、胸中固く期した所であつた。既に述べた如く、山縣内閣の外交も、伊藤、井上、松方、西郷の四元老の支配を脱し得なかつた。而して伊藤公の新内閣も、普通で行けば、或る程度まで、閣外元老の支配を免かれなかつた筈の所を、伯は首相と計つて『内閣の外交』に迄引戻して了つたのである。無論、喧嘩づくで奪還したもので無い。伯は首相の命を受け、山縣公を訪れて外交の説明をした事もあつた。必ずしも、全然無斷で颯々と對露交渉を行つたものでも無かつた。たゞ、其訪問説明の度數と、其態度とが、『奪還』に近いものであつた事は争はれないのである。

從來なら、當然元老の門を訪ふ可き所を、伯は訪はなかつた。『一體外交は何うなつて居るのか』と、元老が首相に不平を以て質疑した後でなければ、伯の元老への説明は聞かれなかつた。伊藤公が、元老連と何んな應接をしたかは知る由もないが、兎に角、伯は、元老に取つては、甚だ御し難い外相と思はれたであらう。而して、イ

ザ會つて説明となれば、自ら滔々と主張し、元老の意見だからとて必ずしも傾聴しない。誤つて居る所は遠慮なく指摘して餘す所が無かつた。

而して伯から見れば、元老の主張する所は誤つて居た。即ち山縣、井上の二元老等は、露國に強硬な態度を示すなどは、以ての外の外交と史料して居たのに反し、伯は抗議す可きものは嚴重に抗議せねばならぬ、一時の小康を偷む外交は絶対に不可であると力説したのであるから、根底に於て一致は得られぬ。而して『一時の小康を偷む外交』とは、伯が駐英公使時代に、政府の外交を指弾した辭句であつた。而して其外交こそ、元老の外交そのものに外ならなかつた事を思ひ合せれば、元老が、伯の外相に好感情を持たなかつたのは勿論であらう(實力は之を承認したが)。随つて、元老と外務省との往復は自然と杜絶え、『外交』は、漸くその本來の棲家である内閣の外務省に復歸するを得たのである。

尙ほ伯が外相の社交的地位を高めた話は、その氣位と其所信敢行の姿に關聯して描き出される。伯は明治三十三年十二月六七の兩日、三宮式部長官及び戸田式部次長の招宴に列した。然るに其所で、外相たる自分の席次が、同席の外國公使よ



りも下に設けられ、而して、これが宮内省關係の慣例と知つて公憤を禁じ得なかつた。斯かるは我が國家の面目にも關すると考へたのである。

そこで翌日、招宴の答禮と共に、戸田伯に一應の抗議を提示した。されど此自卑の慣例の打破は、容易に行はれぬ事を知つたので、伯は、爾來、宮内省に無言の警告を與へることに決意した。即ち十二月十一日、田中宮相(光顯伯)の招宴にも、十二日、閑院宮殿下の御招待にも、伯は出席を拒み、その後も、此無言の抗議を續けて一問題となつたのである。後年、宮中の宴會に於て、我が外相の座席が、多くの場合、外國使臣の上に置かれる慣例が確立されるやうになつたのは、伯の第一次外相時代、此無言の警告に負ふ所が少なく無いのである。

### (三) 伊藤公の信頼激増

(伯を懐ろ刀と頼むに至る事情)

元老の手から『外交』を取戻した一事が、元老との關係に多少の暗影を投げたとしても、伊藤公との關係を不可分の密接に導いた事だけは、明るい一面の開展とし

て特記せねばならない。

元老は、多くは外交を以て自ら任じて居た。事實、我が外交の方針は、元老の左右する所であつた。其中で、伊藤公は恐らくは第一の外交家として自他ともに許したものである。左れば前首相山縣公が、青木外相を、單なる技術官として使用したやうに、伊藤公も其第三次内閣の首相として、西外相を一事務官のやうに取扱つた。少なくとも、其傾向は著るしいものであつた。而して、山縣公が、主として外交行詰りの爲に其内閣を投げ出し、其後繼組閣の大命が伊藤公に降下した時には、言論界は一齊に、公の外相兼任を勸告した程、世間が公に繋いだ外交手腕に對する信頼は厚かつた。公も亦、自ら任ずる所高からざるを得なかつたであらう。併し、外交局面が如何にも複雑であつた爲め、特に少壯練達の伯を起用したが、然も大方針の裁量には、公自ら當るの意思であつたと信せられる。

然るに、伯は、伊藤首相の斯かる方針を、その儘許すには餘りに見識が高かつた。或る意味に於て、青木、西の兩外相のやうに従順では無かつた。『外交は外相に委せよ』と主張した。是れ伯が、後年自ら首相として其内閣の上に實證した所で、『專管



大臣の権能と責任とを、内閣の政綱に悖らぬ範囲内で最大限度まで認める』と云ふ主張を、其時から固く把持して居た。而して、強い性格の伯は、此主張を具現せずには置かなかつた。即ち、外交の大體の措置を、常に元老の手から奪つたのみならず、首相の机上からも移して、之を外相自身の机上に安置したのである。

素より内閣の死活に關する大方針に就いて、首相の承認を受けたことは勿論であつたが、然も單に諮るのでは無く、之を力説し、以て伊藤公を動かすのを常とした。斯くて對露外交の如きは、伊藤公の從來の方針とは、寧ろ反對の方向に急進したものであつた。

素と伊藤首相の傳統外交は、親露的とは言へぬ迄も、露國とは飽くまでも妥協し、所謂滿韓交換でも出来れば大成功と考へたもので、其爲に英國の感情を害する位は忍ぶに苦しからぬと思料して居た。兎に角、我が外交の基調を、露國と戦はぬ決心の上に置いた。伯は反對に、戦ふ覺悟で當らなければ、露國の外交を抑へ得ないと確信して疑はなかつた。而して、明治三十四年の伊藤内閣の對露外交は、公の傳統策とは反對に、『對露一戰論』の基調の上に、強烈に進められた。是れ即ち加藤外

相が、自己の方針を以て伊藤首相の傳統的對露外交方針を覆へした結果の現はれに外ならないのである。

『あの外交では公も随分心配された。露國と戦ふやうになつては困る。そんな強いことを言ふのは早過ぎはせぬか。うまく先方が回んで呉れ、ば宜いが、果して大丈夫か、と幾度も念を押されて、容易に抗議の強行に賛成はされなかつた。私は、先方の行爲を今から保證は出来ないが、露國のブラッフ外交は、當方の毅然たる抗議に會へば案外屈すると信ずる。いづれにせよ、放つて置けば、一日と彼の根據を有利ならしめて、遂には挺でも動かなくなるから、今ぞ覺悟を決めて強く當つて見なければならぬ旨を、繰返し進言した。遂には、外交の事は私にお任せ下さいと迄主張した。公も漸く賛成されたが、露國が屈した時には、非常に歡ばれた云々』

とは、伯が後日、當時を回顧して語つた一節である。是に由つて觀ても、伊藤公の伯に對する信任が、之を機會として激増した事が判る。

元來伊藤公は理詰めの人で、空論を喜ばない實務家肌の點に於て、伯と性格上に



共通點を有して居た。夫れ故に、一度び相識れば、相互の信頼は極めて固い筈であるとは、兩者を識る何人も想像した通りであつたが、此外交手腕の證明は、一層の安心と信頼とを伊藤公に與へたのであつた。

#### (四) 明治天皇の御信任

(二度までの留任勸告を拒む)

明治三十四年五月二日、後述(代議士篇第一章二節参照)の如く渡邊藏相の事業繰延の頑守の爲に伊藤内閣は倒れ、元老會議は後繼内閣の首班に井上侯を推した。井上侯は直ちに組閣の下準備に着手したが、外務には加藤伯の留任を殆んど既定事のやうに考へ、他に澁澤子を藏相として兩翼を整へやうと計つた。伊藤公も亦、伯の留任を力説したが、伯は遂に聽かなかつた。五月二十日、公を訪れて明確に辭退の意を告げ、内閣總辭職の事情から見て責任を共同に負ふのが當然であると云ふ主張を固執したのである。

二十二日になつて、井上侯は組閣の見込が立たずに辭退し、結局、桂公が推薦され

た。桂公も亦伯の留任を一番適切と考へた。但だ兩人の間には未だ面識が淺かつた爲め、専ら伊藤、井上の兩元老を通して伯の蹶起を促がした。併し乍ら、伯の内閣連帶責任の主張は遂に動かなかつた。その爲に數日を費し、三十一日に、漸く小村駐清公使(壽太郎侯)を外相に起用する事に決まつたのである。

然るに、伯は、小村公使の外相轉任を、時節柄甚だ遺憾であると考へ、出来るなら就任を延期させ度いと希望した。そこで、六月一日、わざ／＼伊藤公を訪ねて其理由を説明して居る。伯は、此重大なる時機に、小村公使を北京から呼び戻すのは我が外交上の一大不祥事であると信じた。即ち當分は、何人かを外務大臣に据ゑ、小村公使には難局の一段落を見る迄、北京に留まつて貰ふのが必要であると主張し、伊藤公の盡力を希望したものである。蓋し、この數箇月の間、小村公使が對支外交の難局に善處した功績は、伯の最も高く評價した所で、夫れは兩者間の公文往復の上にも顯現して居る。斯くて伯は、衷心から小村侯の留任を國家の爲に切望したものである。其日の伯の日記には此事が詳しく書かれてある。

まことに、加藤外相と小村公使とは、對露對支の兩外交難局を處理するに就いて、



完全に一致協力し(後年は意見を異にして争つた事も多かつたが、現に伯が外務省を去る五月三十一日に至つても、伯は列國に對して、日本から一つの重要な提議を試みる事を小村公使と相談中であつた。而して其成立は帝國外交上に重大なる利害を齎らすものであつた。その加藤私案の内容は

『支那が義和團賠償金の全額を支拂ひ終るまで、列國は支那に對して領土的若しくは財政上の如何なる獨占的利益をも獲得せざることを、列國と支那政府との間に約定せしむる(伯の日誌から)』

と云つたもので、伯はこの條約を對露對支外交の保障として贏ち得たいと熱望し、其交渉を小村公使の才幹に頼らうと考へて居たのである。

話は横道に外れたが、六月一日に伯は伊藤公に前記の希望を傳へて後、外務省で、殘務の處理や訣別に時を移して、三時過ぎに山縣公の園遊會に臨んだ。すると其所には井上侯が待つて居て、意外にも再び留任の交渉が開かれるのであつた。その朝、伯が伊藤公に説いた趣旨が早くも桂公に通じた爲か、夫れを確かめる術はないが、兎に角、井上侯は、桂公からの切なる依頼なりとて『小村公使は急に就

任出來ぬかも知れないから、夫れ迄の間でも、是非外相として留まつて貰ひ度い』旨を力説し、傍から田中宮相も口添へして伯を説いたのである。併し伯は特に辭を低うして夫れを斷はつた。

その時、田中宮相は如何にも残念さうに伯に向ひ

『天皇陛下には特に貴君に御信任が厚かつたのであるから、いよく辭職となれば定めし御失望遊ばされるであらう』

と打明けるのであつた。伯は『さう聞いて嬉しかつた』の一句を最後に、外務大臣の日記のペーヂを閉ぢたのである。

顧みるに、若しも此時、伯が井上侯の權勢と懇説とに對して『否』と答へる勇氣が無く、而して一方に外務大臣の榮位に未練があつて、桂内閣の外相に留任して居たら何うであつたらう。伯が、主唱者の名譽を有する日英同盟の美果も必ずや自分の手で收穫され、日露戦争と其戦後外交も、歴史とは違つた形で記録されたであらうと云ふ想像は、當然に許されるであらう。

然るに大臣の椅子に戀々たらぬ伯の恬淡と、立憲政治家の行藏に關するその信



念とは、功名と榮譽とに對する誘惑よりも、一層強く伯を支配した。伯は颯々として去り、我が外交には茲に『小村外交』の時代が開けるのである。而して伯が後年肝膽相照して遂には其政治的衣鉢を襲ぐに至つた桂公との關係は、彗星同志の軌道の如く、此時一度は近づいたが、更に十年の疎隔を見るに至つたのである。

## 第七編 代議士篇

### 第一章 『黨外の外相』を望んだ頃

#### (一) 政友會への入黨を斷はる

(創立委員への勧誘を拒絶した三大理由)

若しもあの時、迎へられる儘に、政友會の創立委員に加入して居たならば、伯の政治的運命は何うなつたか。斯う、深大なる興味を以て回顧される事實は、明治三十三年八月、伊藤公が同會を創立する當時、その産婆役であつた井上侯との伯の會見に依つて記録される(此關係は前篇末の外相交渉と軌を一にする)。

之より先き(三十三年六月二十一日)、伊藤公が、他日組閣の場合を想定して伯に援助を求めた其當時には、公は既に新政黨(政友會組織の計畫を持つては居たが、未だ用心して伯に入黨の勧告を切り出さなかつた。併しながら、政界の企業家が、伯のやうな有力なる存在に對して無關心である筈はない。七月十三日、大阪選出代議士



の伊藤徳三氏が、二十餘年前に安井家の書生部屋で寢食を共にした縁故を以て(成人修業篇第二章第一節参照)伯に伊藤公の新政黨に入黨す可きを諷示したのは、勿論その觸覺の働らきに相違なかつたのである。

果然八月中旬、伯は、井上元老からの招電を、伊香保の避暑先きに於て受取つた。歸京して會見すれば、豫期の如く、新政黨へ入黨して其創立委員の一人たらんことを求められたのであつた。

伯は實に綺麗に之を斷はつた。一は思想的見地から、一は政界の常理から、精しい謝絶の辭を井上侯に語つた。後年、原敬氏と相琢磨して、日本に政黨政治を樹立した伯も、その當時は、自己の進退を、外交の一路に置いて、寧ろ政黨外に超在するの希望に燃えて居た。而して駐英公使以後、同大使赴任までの九箇年間に於ける伯の政治的行藏は、後半の新聞經營時代を除けば、概ね此思想に基準して行動した。政友會内閣の外相となつても、尙ほ此信念は枉げなかつた。

而して伯は、井上侯に入黨を斷はつた會見の内容を、最も精密に其日の日誌に書き残して居る。後年伯が、逆に反對黨の黨首に坐つた事實から顧みても、將又、その

拒絶の三大理由の價值から考へても、吾々は其日記を一句も漏らさじと再讀せざるを得なかつた。茲に全文を譯出する(原文英語)。

『八月十五日午前九時井上伯を訪問。同伯は伊藤侯の政黨觀の變遷と、侯が愈愈自由黨を主とする政黨組織を決心して、一二週間内には之を發表す可きことを語り、余にも其新黨に加盟して創立委員たらんことを求めた。之に對して、余は次の如く答へた。』

「余が從來屢々進歩黨員たる可き機會と、その非公式の勸誘とを拒んで來た理由は、余自身の爲にも、又國家の爲にも、余が從來の經歷通りの道を歩むことを最善と思つたからであつた。現在に於ても、此決心を翻へす可き特別の事情ありとは考へられない。加之、政界に何等の基礎もなく、又自由黨から移つて來る連中の様な子分をも持たない自分が、假りに入黨しても、其立場は頗る弱い。新黨が政權を把持せざる限り、余は何事をも爲し得まい。」

而して、若し余が其政黨に入らんとすれば、先づ斷然、官職(編者註)待命ながら全權公使を辭し、機會を求めて衆議院議員に選舉せられた上、余の名聲、年功、若しく



は資力に依つて、出来るだけ多數の政友とか子分とかを作ることに努力す可きであらう。然るに、余は斯かる手段に出づる積りはない。又斯かる手段に出づることが、余自身又は國家の利益であるか何うかをも疑ふ。

また他方面から考へて、對外政策の繼續性を確立する爲には、外務大臣は、大政黨の黨員でない方が良いではなからうか（新内閣に余が外務省を引受けると假定して）。佛國數次の内閣に連續して外相の地位を維持したアノトー及びデルカッセ兩氏の如きは鑑む可き實例ではなからうか。更に余は現在官吏であつて、政黨に入る爲には之を辭職しなければならぬ。他の新黨創立委員は衆議院議員か華族かであつて、誰も政府の官吏は居ないやうだ。

是等の理由から、余は新黨の創立委員に成り度くはない。併し十分の好意を以て其成功を期待するものである。且つ又、伊藤侯の内閣が出来た場合に、交渉があれば入閣する用意はある。此入閣に依つて、伊藤侯の政黨に對する余の關係が、正式入黨と事實上同一の結果に爲ることは止むを得ないとしても、兎に角、創立委員たることはお断はりする外はない……と。井上伯は余の新黨加盟が

將來の入閣を容易にすると仄めかして、余に再考を望んだ』

伯は其夜、大磯に赴いて、岩崎彌之助男に一應相談の上（男は、全然伯の意見に賛成）、十六日歸京し、午後井上侯を訪ひ、前日の返辭を繰返した（大磯で大隈侯にも會つたが、未だ此件を語らなかつたのは注意す可き點であらう）。次で伊藤公を訪問して同様の意味を語つた所、公は「僕の君に對する信用は、君が新團體に入ると否などに因り毫も増減する處なし。安心し給へ」と答へた旨、日記に書き添へてある。

是に由つて觀れば、伯は思想的には、外政の局に當るのを自分の天分と信じて、其所に外交繼續性の理想を趁ひ、現實的には、子分と勢力とを持たぬ政黨入りの不利益を信じて、其所に黨外の安住を願つた。此一事は、後年、同志會への入黨の經緯を闡明する上にも絶對の好資料を提供するものである。

### (三) 黨外の大匠として

（硬骨と正論で獨歩した姿）

斯かる秘史が繕かれて見れば、伯の人事關係が、政治的には伊藤公に頼り、而して



大隈侯に對しては、専ら家族的長老としての親密を保つて居た事が判る。大隈侯には『親睦の爲の訪問』を試みたゞけで、此公生活上の大事は打明けなかつた。後年、駐英大使の交渉を受けた時も、同侯には最後に挨拶的の語に止どめた一事に照合して、其關係を、政治的よりは家族的方向に繋いで居た事情が明察される。同時に、岩崎男とは何事も第一に相談し合つた相互信頼の一端を示して居る。

さて、斯かる交渉ありとは知らぬ山縣一派の人々は、九月七日、淺田外務次官(徳則氏)を派して、伯に北京赴任を薦めた。伯は勿論簡單に斷はつて了つた。思ふに、小村侯未だ顯はれぬとき、少壯外交官中には伯に匹敵する者は無かつた。都筑馨六男が稍や傑出したのみであつたから、先輩元老の囑目が、伯に集まつたのは當然である。併し乍ら、伯は山縣公一派を振り切つて、敢然、進歩的元老と目された伊藤公に赴き、其月十九日には入閣の默契が成立したのである。而して一箇月後には、外相に就任したこと、前篇に誌した通りである。

既に對外政策の繼續性の爲に、黨籍を拒絶した伯は、伊藤内閣の外相として、唯だ外交に専心し、又其所で可なりの獨斷を振舞つた。随つて、黨外大臣たる地位が、特

殊の役割を要求した場合以外には、所謂高等政策には關係しなかつた。而して比較的自由的立場から、所信を憚り無く言動したのである。

政友會内閣の最初の難關は、第十五議會に於ける貴族院の増稅案反對に依つて捲き起された。議會は二度まで停會を命せられた。元老總出で調停を試みたが、貴族院は尙ほ、峻酷な修正を主張して譲らず、伊藤首相以下、西園寺樞相及び諸大臣は貴族院改造の外あるまいと考へるに至つた。然るに伯は(山本海相と共に)之に反對し、三月十二日(三十四年)伊藤首相に對し、『貴族院改造の如き手段は、此際首相の爲にも採らない。若し首相が果して斯かる手段に出づるならば、自分は首相と行動を共にすることは出来ない』とまで極言した。

併し、伊藤首相は元老會議に諮つた結果、獨斷で、貴族院に對し、有名な副署拔きの勅語の煥發を専行した。茲に於てか、十三日の閣議に於て、伯は伊藤首相を面詰して憚らなかつた。結局は宥められて治まつたが、尙ほ其日誌には、全閣員の進退伺ひを、『御却下を豫期する無意味な行動』と書いて胸中の不快を明記して居る。蓋し、若い黨外大臣として、内閣の樞機には與からなかつたが、勇敢なる批評家として、



伊藤公を憚らずに正論を吐いたものである。

間も無く、第二の難關は、四月上旬、渡邊藏相が、明治三十四年度豫算實行に當り、官業中止の緊縮策を固執するに至つて、内閣の内輪から爆發せんとした。伯は山本、兒玉の兩相と共に、中立大臣として斡旋大いに努め、漸く解決を得た。然るに渡邊藏相が、更に三十五、六兩年度も亦一切の公債支辨事業を中止せんと提案するに及んで、内訌は再燃した。伯は再び調停役に起つた。即ち四月二十六日には、原遞相の依頼で、渡邊藏相に讓歩を勸説し、三十日には、特に伊藤、渡邊、山本の三相と共に謀り、更に午後一時から六時に亙り、山本海相と二人で渡邊藏相に讓歩を熱説した。然も藏相は聽かない。また總辭職にも賛成しない。依つて五月二日、伊藤公は一人で颯々と辭職を闕下に奏請して了つた。其結果、内閣は總辭職となつた。

### (三) 伯の民黨聯合の策動

(桂内閣に對する政黨の不振を嘆じて)

明治三十四年六月、外相の任を離れた伯は七月初めて圍碁を稽古した。八月、從

來素謠のみであつた謠曲に就いて、新たに仕舞の型を習ひ始めた。又此月、久し振りで生地佐屋を訪れ、また大磯に暑を避けながら、別莊地を物色すると云ふ閑日月に入つた。併し乍ら、政友會は、常に表門をも裏門をも開いて伯を待つた。例へば三月二十六日、外相在任中にも伊藤總裁以下政友會出身大臣が、兩院議員たる黨員のみを招待した帝國ホテルの園遊會には伯も招かれた。或は九月十三日、伊藤公が、政友會領袖に外遊を告ぐる爲に、末松子邸に催した園遊會にも、伯は、特に招かれて政友會の總務委員と同じ待遇を提供されたものである。

政友會の桂内閣に對する態度は、初めは伊藤總裁の慰諭に基いて、敢て反對には出でなかつた。然るに六月、星亨氏の横死以來は、自由派と伊藤直參派との内訌漸く萌し、而して、伊藤公が日露關係の打開策の爲に、九月十八日、海外漫遊の途に上つてからは、政友會は全く統制の靱帶を失つた。内紛相續き、其衆議院の過半数も權威を失つて了つた。一方に、第二黨たる憲政本黨は、三四俱樂部二十餘名の脱退に依り、黨員七十名に減じて秋風落寞、相率ゐて桂官僚内閣の捕虜となるやうな慘狀を呈した。伯の憲政常道の信念は燃え上つた。



恰かも、伯は政友會に好く、又憲政本黨總理の大隈侯及び其領袖犬養、大石の諸氏に親しいと云ふ在野兩大黨の楔子に逃へ向きの地位に在つた。そこで、此兩黨を聯合して政局を支配せんとする大芝居が、屢々伯の念頭に萌して來た。恰度其頃（十一月十四日）、或る政界策士の奨めもあつたので、伯は數日沈思の後、いよいよ内政的活躍の處、女航海に上つたのである。

十一月十八日、伯は先づ此企畫を政友會の留守總裁の形であつた西園寺公に持ち込んだ。すると公は非常に其趣旨に賛成し、早速、尾崎、原の兩總務に相談しやうと約した。越えて二十日に公を再訪し、政友會方面には絶對的暗礁は無いとの見極はめをつけ、其所で岩崎彌之助男に、此兩黨聯合計畫を打明けた。

翌二十一日、伯は轉じて憲政本黨側の犬養毅氏に此計畫を説いた。犬養氏は、憲政黨分裂以來の経緯に徴し、聯合策の難點を數へ上げたけれども、然も、眞面目に此問題を考へて見る事を約した。同日、伯は更に原敬氏にも會つた所、同氏も、政友會側が眞率な問題として考慮す可きを誓ひ、同時に、犬養氏と同様に、此企圖には種々の困難が伴ふ可きことを語つた。

民黨各派の聯合、乃至、合同計畫は、斯くして愈々主動者たる伯の手を離れて、兩黨領袖の實際問題に移つた。されど氣運未だ熱せず、三十日、原氏が伯に齎らした最後の報告は、『政友會領袖連の意見では、會員の態度を確かめる必要上、聯合計畫は一時延期した方がよい』と云ふのであつた。伯の企てた民黨聯合は斯くて不成功に終つたが、然も、夫れは一年後に於ける伊隈提携運動の素地を耕したのである（次章参照）。一體、官界の出とは云へ、伯の出處は寧ろ異例であつて、所謂官僚系の人々との親しみは、毎月、星ヶ岡茶寮に開かれた鹿鳴會など、謠曲の席上で同座する外には、私交に於ても餘り見當らない。却つて伯の知己は民黨兩派の方面に多かつた。政友會内閣以來は、當時の内閣書記官長、鮫島武之助、警視總監、安樂兼道の兩氏と私交を厚くし、また原敬氏との相互認識も此間に發達し、殊に此民黨聯合策以來は頗る親密を加へたのである。

伊藤公を繞る是等の人々の間に所謂三河屋會なるものが結成されたのは、十六議會未だ終らぬ明治三十五年二月九日、星ヶ岡茶寮に、原、金子、末松、鮫島、安樂、久我侯以下政友會關係の政客と共に、伯が毎月の親睦會を約したに始まると云ふ。兎に



角、桂、内閣反對の民黨人として、伯の存在が明かに烙印されるやうになつたのは、三十四年秋以來のことである。

(四) 日英締盟と伊藤公宥め役

(無私の外交批評家としての會見談)

多年伯が唱道した日英同盟が、實現の好望を豫表したのは、伯の外相在任中であつた。即ち明治三十四年四月には、伯は我が駐英公使林董伯に對して、之に關する非公式交渉を開くやう訓令したのである。併し伯は、外交の繼續性を尊重し乍らも、尙ほ責任内閣論の信條から、未練なく離任して了つた。

幸に同盟の交渉は、其後引續き小村外相と林公使の手で進捗し、翌年一月三十日、倫敦で調印され、二月十一日附で發表された。伯が獨り營々として素地を耕やし、その種子をも播いた美果の收穫は、他人の手に依つて擧げられたが、然も、伯は何人よりも此國策の實現を喜び、無上の感激を示して當局者を禮讚して居る。同盟條約の發表と共に、新聞記者は果然、伯の邸に蟻集した。而して十三日の各新聞は、何

れも伯の談話を二段、三段に互つて掲出した。その中から、伯の態度及び信念を窺ひ得る諸點を摘録して見やう(時事新報紙から)。

『日英同盟協約は、實に完全無缺、一點の申分なく、我國の威望を高め、東洋平和を維持する上より、大に欣喜措く能はざる所なり(中略)……而して協約の適用區域を限り、單に我國の利害に最も切要なる清韓兩國に對し、日英互に手を連ぬるに至りしは、實に外交上の大成功と評せざるを得ず。』

余輩の如きも、世人よりは英國崇拜熱に襲はれたるものとして、隨分非難を蒙りしことありしと雖も(中略)我國が孤立獨行せば兎も角、若しも提携を要せば、英國を措いて他に無しと信じ、野に在ると朝に在るとを問はず、一日も懷を離れたる事なかりしに、今此の協約に接す。實に余輩平生の希望を達するものにして、此の進行及び締結に直接關係なき余輩は、敢て他人の功を横奪せんとするの野心毫も存せずと雖も、日英兩國の機運をして、茲に到らしめしことに就いては、蹇蹇の微衷、多少は與つて力ありしを思ひ……』

と、自分一人が、孤立無援、日英同盟を力説し來つた數年來を回顧して、無量の感慨を



述べて居る。翻つて、桂、小村、林の三當局者に各々激賞の辭を呈して後、伯一流の訓戒的敘述を次のやうに試みた。

『前述せる如く、富強天下に冠たる英國と、最近十年前までは強國の仲間入を爲さざる我帝國と、一堂に握手するに至りしは、正に我が眞價の彼に認識せられし爲なりとは云へ、此ことありしを以て、恰も鬼の首にても取りたる如く、我事成れりなどと思惟し、枕を高くして安眠を貪るが如き不心得を抱く者あらんか、此協約は却つて我國に不利を來すものなり。若しも斯かる薄志弱行の國民ならんには、同盟の英國も遂には嫌厭の情を惹起し、條文に定むる所の五箇年の年期も或は短縮せらるゝやも計り難し。我國民たる者、宜しく島人根性を脱却して盛んに富國強兵の術を講じ、財政をして今日の如く窮乏せしめず、國費の増加をも、今より覺悟して、他日増稅案出るも之が爲め喧噪囂々たるが如きことなき様切に希望する處なり云々』

而して之と殆んど同一趣旨の敘述は、二月十五日、日本經濟協會に、又十六日、東邦協會の講演に於て、伯が繰返した所であつた。

然るに、茲に一つ、伯の竊かに憂ひに堪へなかつた事は、伊藤公の感情であつた。抑も去年九月、伊藤公洋行の大半の目的は、日英同盟成らざる場合の、或は成るとしても、之と相並んで、韓國保全の爲に日露協商を遂げんとするに在つた。而して此事は、出發前、内閣と確然たる打合せ無く、全然、公一個の(井上元老とは諒解あり)私案であつた。其爲に、後日、桂首相との行違ひを生じ、且つ國際上の疑問をも招いた。

蓋し伊藤公が、日英交渉中を顧みず、一路露都に單行して日露協約を議した事は、日本政府の意思とは全然一致しなかつた。全く元老一存の專斷に外ならなかつた。日本の元老を知らぬ外國の批評家が、之を目して、日本の兩天秤の外交を非難したのは、必ずしも無理とは言へないが、事情は右の如くであつた。而して伊藤公の日露協約案は全然モノにならずに、日英協約は成立し、露都行は却つて倫敦の交渉を促進するやうな消極的效果をさへ齎らした。

伊藤公の聰明は、素より日英同盟の成立を喜んだ。然も、此間の經緯から、他の元老及び政府に對して、多少不快の念なきを得なかつたのは事實である。伯の憂ひたのは此點であつた。近く歸朝す可き伊藤公が、内閣に對する反感の餘り、日英同



盟を中傷するやうな印象を中外に與へては、公が一世の信望を失ふばかりか、同盟の肥立にも悪影響を及ぼす。此思ひは伯を驅つて遙々九州に旅立たせた。

二月二十五日、長崎港外、膠州丸の甲板に、誰よりも先に上つたのは伯であつた。新聞記者に對して公が意見を發表する前に、公に會つて嵌口する爲であつた。先づ「國民が如何に熱心に日英同盟を歓迎して居るかを公に語つた」と自ら誌るして居る。伊藤公は無言。それから三菱社宅で、朝食を共にし乍ら、尙も諄々と伊藤公を説き、更に船に陪して神戸に廻航し、尙ほ三月一日、大磯まで公を見送つて歸京した。此間、伯は伊藤公をして、同盟讚美者の主席に祭り上げる事に努めた。次で伯が新たに完成した大磯の別荘に數日の滞在中、三月二十六日の日記に言ふ。

『午後伊藤侯を訪ふ。公は最近の海外旅行中に堆積した電報及び書信を讀んで呉れと云つて余に手渡した。是等は、日英同盟と朝鮮に關するものである』伯は此書類を熟讀して、二十九日伊藤公の手許に返却した。公が伯をして特に是等の文書を讀ましめた眞意は、果して何であつたらうか。

## 第二章 伊藤・大隈の提携を策す

### (一) 不承諾の儘で當選

(土佐から選ばれた代議士)

伯の代議士生活は、明治三十五年から翌三十六年までの短期間ではあつたが、其短か、つた割合に、内容は著るしく波瀾に富む。後年の伯の政治生活、政治思想、及び政派關係を顧みる上に、興味ある材料を提供する。(イ)板垣伯との絶交事件、(ロ)原敬氏との親交、(ニ)伊藤・大隈の提携幹旋、(三)島田三郎氏との選舉激争、(ホ)民黨聯合、(ヘ)桂内閣排撃運動等は、伯が二度代議士に打つて出た此時代に捲き起した活躍史實の主たるものであつた。

伯は國會開設と同時に、實は政治立身を決意した。その證據は、明治二十三年、被選舉資格(直接國稅十五圓)を得る爲に、親友中川郊次郎氏の實兄中川靜氏の所有地(尾張を自分の名儀に移して居た事でも判る(三十三年、他に資格を得て之を返還した)。



而して其機會は、明治三十五年の夏(第七回衆議院議員總選舉)に初めて到來した。恰度、對露外交の勝利の後、野に下つて政界を側面から眺めて居た時であるから、立候補の自由と利益とを併せ持つ立場に居た譯である。

果然、勸誘は夕立のやうに伯に降りかゝつた。五月七日には、郷里愛知の清水市太郎氏から、九日には海部郡(伯の生地)の伊藤義平氏から、引續き名古屋の奥田正香氏から、七月に入つては、松山市の有志から、同八日には原敬氏、及び九日には岡崎邦輔氏の使者から(共に和歌山縣立候補談、おのゝ熱心なる勸誘が反覆された。更に此間、土佐政友派の片岡健吉及び林有造の兩氏は、板垣伯を介して伯の立候補を直談(六月二十三日)させ、之を聞いた反對派は、大石正巳、中島氣崢の兩氏を通じて猛運動を試みると云ふ始末で、伯は正に勸誘の包圍攻撃を受ける有様であつた。

伯は何れへ行かうとしたか。また素願であつた代議士への立候補を決意したか。否な總てを拒んで了つた。思ふ所あつて夫れ等の熱説懇願を冷たく振り切つて了つた。思ふ所とは何であつたか。選舉界の腐敗が是れであつた。伊藤氏に對し『投票を懇願するやうな眞似は御免だ』と答へ、奥田氏に對し『腐敗せる選

舉界の現状では、余が當選を誇とする様な選舉は望めぬ』と斷はつた旨が、日誌に書いてあるのは、其一端を語るものである。然も、伯が嘔んで吐き出すやうに罵つた選舉の腐敗や、投票懇請の事實も、昨今の夫れに比すれば、寧ろ清淨と言ひ得る程のものであつたが、伯の例の潔癖と、英國の選舉を標準とする批判的觀測とは、頗る現狀に慊らない感を催はしたものであらう。一方、板垣伯に對しては來談の翌日(六月二十四日)口頭で斷はつた後、更に伊藤公とも相談の上、六月二十五日、次の手紙を送つて謝絶の意を明示した。

拜啓昨日者參館御妨仕候。其節更に御懇談の次第に關し篤と再考致候處結局昨日開陳致候卑見を變更するに到らず候。土佐に於ける政界の事情は小生に於て顧慮するに足らず、必要の場合には閣下にて相當の裁斷を下し、所分をなし、小生に累を及さざるべしとの御證言は、小生の敬重する所に有之候得共、自己に充分の自信と決意となくして、徒に他人(假令其人は何人なりとも)の證言若くは助力に依頼して、一身に取り大切の進退をなすべきにあらざるは、閣下の御首肯被下候事と相信じ候。



而して其自信と決意とは、關係の事情顛末を明にするにあらざれば形成しがたきことも勿論の議に存じ候。即小生は毫も土佐政界の事情を知らず、随つて何等の自信も決意もなきに閣下の御勧誘に應ずるは、漫然暗中に飛躍を試むるの舉動にして何分良心の許さざる所に有之候。

仍て兩次の御懇諭に背くは甚だ不本意の次第に有之候得共斷然勸誘を謝絶するの已むを得ざるを相感じ候間何卒其事に御諒承被下度相願候。

書餘他日拜顔の時に譲り右要件得貴意候。敬具

明治三十五年六月二十五日

加藤 高明

板垣伯爵閣下侍曹

然るに七月中旬、高知縣の反板垣派は、加藤伯の不承諾を構はず、勝手に伯を推薦して自費で運動を始め、『當選したら受諾を乞ふ』旨の電請を繰返すのであつた。

併し、伯は之をも拒み、一方、板垣伯からの反問に對しても、七月二十六日附で明白に、該運動は『小生の毫も關知せざる處に有之候』と答へた。併し乍ら、南海人の熱情

と突進とは、『當選の場合の受諾』を電稟し乍ら運動を續けた。八月五日、伯は困り抜いて伊藤公に相談に行つた結果、當選しても受諾せぬ決心を固め、土佐の選挙を對岸の火災と眺めて居た。然るに、八月十日の投票は、遮二無二、伯を當選させて了つたのである（高知縣郡部の定員五名中、伯は八百四十八票を得て第四位）。

之を聞いた伯の日記（十三日）には、たゞ『最も異常なる出来事!!』とのみ書いてある。土佐の人々が、全然人物を本位として、伯には頭一つ下げさせず、然も手辨當で當選させた眼前の出来事に對しては、果して一脈の感激が、伯の血管の中を走らすに濟んだであらうか。

されど、之は理智の判断に待つ。伯は八月十四日、三菱社に、岩崎久彌男（彌之助男は外遊中）、豊川良平氏と鼎坐して一應の協議を経た上、正式に『受諾不可能』を土佐の有志に通告した。十八日、伊藤公を訪ねて此次第を語り（公は、已むを得ずんば議員として活動せぬ條件で受諾することを心添へた）、二十日、駿河臺の自邸に、初めて土佐委員に接し、四箇の理由を以て彼等の懇望を謝絶した。即ち（一）土佐事情に無知の結果、地方的利益の増進が出来ぬ、（二）推薦者と自分とは政見を相互に相知らぬ、



(三)政黨の孤立の立場であるから議會に何等勢力なし、(四)代議士受諾の結果土佐政界に紛擾惹起を好まぬ、と云ふのであつた。

不承諾なものを遮二無二當選させて了つた方も、また當選して了つたのを飽く迄も受諾しない方も、いづれ劣らぬ剛情の根競べではあつた。

## (二) 板垣伯との絶交事件

(伯の無抵抗主義に依つて落着)

然るに土佐委員は、實戰に勝つて來た關係から、伯の拒絶に會つて其儘引き退がれるものではない。即座に、伯の四條件を遮り、『貴下の政見と人格とに全幅の信を置き、土佐からで無く、日本から貴下を議場に獻じ度い』と云ふ衷情を誠意溢れて説いて已まない。伯は遂に受諾の餘儀なきを感ぜざるを得なくなつた。そこで六月來の行懸りある板垣伯に對し、一應の挨拶を禮儀であると考へ、八月二十一日、老伯を訪ふて経過を報告し、其夜、土佐委員(天西岩井、久保池知の四氏)に、此交渉條件を文書を以て交換する事を求めて、二十三日附で受諾の意思を明かにしたので

ある。伯の文書の一節に云ふ。

〔前略〕……右様の次第なるに付、小生は諸君の推薦を辭するを至當なりと認め、去る二十一日以來、長時間に亙る數回の會見に於て、詳細貴下等に其趣旨を面陳したるも、貴下等は、地方の事情に關しては、決して小生に煩累を及ぼさざるべく、又政治上に於ける小生の進退行動に關しては、一に小生の所信に任せ、貴下等及び貴下等が代表せらるゝ選舉者諸君に於て、小生に何等の掣肘をも加へざるに付、是非とも承諾すべき旨勸告せられ、更に昨日付貴書を以て右の旨意を宣明し、併せて熱心なる希望を反覆御披陳相成候。

書中多くは小生の當る所に無之候得共、小生を信せらるゝこと此の如く厚く、小生に好意を寄せらるゝこと此の如く切なるに不拘、此の上固辭するは公人として寧ろ其處にあらざるを思ひ、茲に小生は初志を翻へし法律の命ずる所に従ひ當選承諾の手續をなし、諸君の信用と好意の持續する間、代議士として微力を致すことに決心致し候〔後略〕

斯んな迂餘曲折を経て、漸く受諾した伯の代議士當選を、更に紛擾させ且つ有名



にしたものは、板垣伯の憤怒であつた。伯の行動に就いては、冷靜な批評家は悉く是認し、現に地方的事情から云へば、伯の當選を利とせぬ片岡健吉氏の如きさへ、當選後の伯に對しては、敢て受諾を希望した位であつたが、獨り板垣老伯だけは、頑として伯を急責して已まなかつた。

八月二十一日、伯が禮を以て老伯に受諾の餘儀ない旨を挨拶に行く時、老伯は、多くは感情の方面のみから出發した反駁と激昂とを以て伯に迫つた。殆んど不義不徳呼ばりを辭しなかつた。伯は、常識を逸した此種の議論には、持前の闘志を抑へて取合はなかつたが、憲政の老先輩を自分の爲に憤怒させたことを悲しみ、歸途、原敬氏に立寄つて、老伯を冷靜に歸へす方策を計つた。原氏は快諾し、直ちに片岡健吉氏を説いて、板垣伯宥め役に廻すことにした。併し、板垣老伯の憤怒は容易に冷却せず、尙も執拗に伯を攻撃した。即ち二十四日には、伯に對し、『前後反覆の行爲と確認す。余が公德に對する責任上、遂に其顛末を社會に發表』す可しと云ふ、所謂通告狀を寄せ、二十六日には又『土佐人民に與ふる書簡』なるものを公表して伯の行爲を『不信・背徳』と罵つたのである。

左れど、伯は自ら誌るす如く、『留意に値せざるものと考へ、之に應答する格別の方法は取らぬことに決めた』のである。此默殺策は、識者が伯の爲に賢なりとした所であつた。二十九日、伊藤、山縣兩公共、伯に向つて、『板垣の無意味な罵詈には取合ふな』と忠告してくれた位であつた。

板垣伯は、尙も餘憤を八月三十日の新聞紙上に洩らしたが、其内容は伯を以て見れば、『板垣伯自身に都合よい様に』(伯の日記から語つたものであつた。併し伯は飽く迄、默殺の方針を取つた爲め、二週間ばかり經つと、『憲政の老先輩と新進の争ひ』も、自然と世間の視聽から遠ざかつて了つたのである。

### (三) 新代議士への大きい期待

(議長選舉に百四十四票を得た人氣)

外相として揚げた名望、不承諾の當選、それに板垣伯との衝突と云ふ大きい附録が附いたので、伯は、選舉後に於ける言論界に賑やかな題材を供した。恰かも新代議士として賣出す上に豫想外の樂隊を寄進された姿であつた。選舉挿話を獨占



する有様で、自ら伯に對する世間の期待を大にした觀がある。

『加藤は何う動く』と云ふ一題目が政界に提出され、その答が毎日、各新聞へ掲げられるやうな譯であつた。その中、八月二十九日の時事新報紙上に掲げられた『加藤氏に對する政界の批評』と題する三様の觀測は、當時の事情を鳥瞰する興味深い資料の一つである。

『高知縣の政界に關する板垣伯對加藤氏の衝突は、加藤氏の沈黙に依り自然に霧消するものとして、扱て之に對する政界の批評を一括して報道せんに、政友會は概して沈黙を装ひ、憲政本黨は聊か得意の模様あり。而して

甲は曰く、板垣伯の通告書は稍や過激に失したり(中略)。之に對して加藤氏の沈黙は大に可なり。そは兎も角も、加藤氏は今後議會に立ちて大に手腕を逞うすべしとて一般政界の注目する處ならんも、議會は如何なる人物と雖も孤立にては勢力を振ふに由なかる可し。或は新政黨の首領となるか、將た又政黨の黒幕と爲らば兎も角、然らずんば中立の態度を取るも、島田、田口氏等と一般、議會を左右すること能はざるべく、此點は加藤氏も萬々承知の筈なれば、今後果して如何に行動せんとするか、單に外交的手腕のみを頼みとし、之を弄して以て議會に臨むときは、結局その人物を下落せしむるに過ぎざるべきか云々。

乙は曰く、加藤氏の板垣伯に關する問題は別物として、加藤氏が池知氏等の國民派有志に

對する處置は餘り酷に失したり。池知、大西氏等は加藤氏の受任承諾を得るにあらずんば、再び歸國して同志に見ゆること能はざるの事情あり。即ち自由派に對する爲めには、如何なる條件をも得ざる可らず。加藤氏は此内情を知るが故に種々の言質を取り無條件にて遂に承諾せり。左れば今後議會に於ける行動は、選舉區の意見に拘泥せざるべく、例へば國民派が地租復舊を唱ふるも、加藤氏は任意繼續説を主張して毫も選舉區の掣肘は受けざる可し。斯くの如くにして、加藤氏は遂に立憲的公德を破り選舉區の意思と相容れざる行動を取らんか、選舉區の國民派は茲に如何なる觀念を起すべきか、是れ加藤氏は酷なりと云ふ所以なり。

丙は曰く、加藤氏は既に板垣伯に勝ち、又選舉區有志を盲從せしめたり。眼中に人なく、又他の掣肘を受けずして自由の手腕を振ふこととせば、議會に於ける行動に一層の責任あり。否な寧ろ政界に處する上に於て必らず見るべきものあるべし。氏は大隈伯にも縁故あり亦伊藤侯にも因縁あり。左れば此中間に處して殊に加藤氏を要する大活劇起らずとも限らず。兎も角、今後の舞臺は當分加藤氏の出し物ならんか。

と囑望せるものもあり、實に十八十色の批評を爲しつゝありと云ふ。』

事實、伯と相當昵近な政界の玄人連も、伯が議會で如何なる進退に出づるかを一考せずには居られなかつた。既に八月二十六日、原敬氏の如きも、下阪の途、大磯の別莊に伯を訪れ、専ら此件を訊したのである。之に對し伯は



『主義の問題に關せざる限り、余は政友會と行動を共にするであらうとは言ひ得る。但し主義の問題に就いては、各事件其もの、價値に従つて自分の行動を定めなければならぬ。尙ほ余は進歩黨員にはならない積りである』と答へて居る。政黨が今日のやうに發達しなかつた當時の議會では、一人一黨、卓然として独自の言行を營む名士が相當多かつたので、伯も亦斯くの如き立場を求めたものであらう。兎に角、此年の秋、伯は政界の興味ある存在として一般に眺められ、一種の人氣を惹いた事は、十二月、議院成立(十七議會)の際の議長選舉に、百四十四票と云ふ、可成りの次點票數を得た事に依つても明證された。果して伊。隈。提。携。の大。芝。居。を打つて、議會を解散に導いた次第は次節に述べる。

其政治季節迫る以前の伯は、能く東邦協會に盡力し、又大隈侯の爲に養子(現在の信常侯)一件を纏め、或は、舊藩主徳川侯爵家の隱居貞徳院殿の葬儀委員長となるなど、大いに各方面の世話役を勤めたものである。

#### (四) 伊藤大隈を握手させた大芝居

(遂に第十七議會を解散に導く)

斯くて伯の政界出現は、恰かも光芒燦爛たる一巨星を中天に加へた觀があつた。然も、此新星の軌道は、尋常に一恒星を繞るものでは無かつた。伊藤公と云ふ恒星を一中心には持つが、同時に大隈侯と云ふ星雲にも他の中心を置くかと思はるゝ、橢圓軌道を辿る彗星であつた。蓋し兩政黨の中間に介在して、孰れをも離さぬ強い引力を持ち、常に之を聯結するの作用を營み得るものは、伯を措いて無かつた。時しも伊藤公は、從來の積極政策の弊を痛感し、一轉して消極財政政策を採るに至つた。即ち政策的には、憲政本黨と同一の立場に據つた。自然、地租増徴繼續案を掲げた桂内閣に對し、共同戦線を布くの可能性が生じた。前年秋、この民黨聯合を畫策して成らなかつた伯は、此形勢を見遁す筈は無かつた。議會季節近づく十一月、伯の日誌は、原敬(政)、大石正巳(憲)の兩氏との往復を頻繁に記録し、また犬養毅(憲)、野田卯太郎(政)の諸氏を初め、民黨兩派の政客と接觸し、或は伊藤公とも屢々會見し



て「閥族を撃つ民黨の聯合軍」の形成の爲に動き出した。而して十一月二十八日午後、伊藤公と會見懇談し、愈々公の確定的政見（政府とは反對の）を直聞するに及んで、實行の第一歩を踏み出した。

即ち其日の夕刻、伯は大石氏を訪ひ、「上記の事を祕密を守る約束で概括的に彼に語り」（日記に依る）、伊隈提携の具體的運動を協議した。伯は大隈侯の側を大石氏に委せ、自身は専ら伊藤公の側を纏める役に廻つた。十二月一日、伊藤公が桂内閣首腦者と最後の決裂に及んだ其日、伯は原敬氏を自邸に招いて此件を懇談し、其夕、芝橋の松金に、原氏及び鮫島、安樂等、伊藤公昵近者と會食して此計畫を打明け、一致して民黨聯合の達成に努める諒解を得た。

翌二日、伊藤公の請に應じて訪問し、正式に、公の大隈侯と會見の承諾を得たので、其足で、大隈侯側を纏めた大石氏を東京俱樂部に訪ね、明晩、伯の邸に兩黨首を會見させる手筈を定めた。而して伯は西園寺公を介して伊藤公に此旨を通じ、一方、自ら大隈侯に赴いて公式に晚餐に招待を申出でた。此間、伯の奔走振りとその意見に關し、『大隈侯八十五年史』は誌るして云ふ。

『この際、最も立働いたのは加藤高明であつた。彼は度々伊藤を訪うて、「海軍擴張のことは時勢上止むを得ぬかも知れませぬが、増租繼續は到底輿論の許さぬところでございます。立憲政治家は當然輿論のあるところを察して、國政を指導しなければならぬと思ひます」といふ旨を熱心に述べて、伊藤の心を動かすことに力めた。又加藤は一方に於て、大石正巳を訪ひ、伊藤に告げたのと同じ旨趣を述べ、「この際成るべく伊藤侯、大隈伯のやうな輿論を善導する政治家の提携聯合を切望したい」と熱心に説き、大石から更にその事を大隈に勧めるやう望んだ』

十二月三日夕刻、駿河臺の伯邸に、伊藤、大隈兩雄の記念すべき會見は行はれた。伯の手記に據れば、「伊藤侯及び大隈伯は四時頃に来車。約二時間に亙り、兩老限りの懇談に任せた後、兩老初め西園寺侯及び鮫島を、常磐屋から取つた和食晚餐に招待した。此會合は頗る愉快で且つ成功したものであつた。來客は九時頃立去つた』のである。兩雄密談の席には主人の伯さへ列しなかつたが、長年疎隔して居た進歩主義の兩老政治家が、決然、共同戦線を誓約するに至つたのは、單に當面の實際政治上の大きい出來事であつた許りでなく、一種の劇的感慨を何人にも與へずには措かなかつた。恐らくは伯の發意の胸裏にも、民黨聯合の政治的素願以



外に、黨流の激奔に隔てられた政界の二大先輩を結び附けんとする一種の情誼的目的が、少なからず動いて居たであらう。

さて兩黨首會見の結果は、翌四日、政友會及び憲政本黨の大會に於ける桂内閣反對表明の合唱となつて現はれた。其日、伯は伊藤公と會見して、兩黨聯合の交渉委員に原、大石の兩氏を推し、五日夕刻、此兩人を自邸に招待して、三人鼎坐、密かに對議會策を練つた。而して兩民黨の對議會態度確定するや、伯は表面から退き、たゞ克明に豫算委員會に出席して大藏部の主査を勤めて居た。

此形勢を見た桂首相は、十二月十六日、停會を奏請し、此間に、近衛貴族院議長、兒玉臺灣總督を促がして妥協運動を起したので、伯は再び各領袖間を警戒し、二十四日には、大石氏を帶同して大磯に伊藤公を訪ふなど、熱心に兩民憲の結束に努めたのである。其結果、二十五日、政友會の原、松田、憲政會の大石、犬養の四領袖が、桂首相の請ひに依つて會見した際に、首相の提出した妥協案は即座に拒絶せられ、二十八日、第十七議會は遂に解散されて了つた。

伊藤公、大隈侯の提携と云ひ、民黨の珍らしく強い結束と云ひ、必ずしも伯の力の

みの所産ではないが、此計畫と成功との裏に、伯が最も太い絲を曳いた事は争ふを得ない。斯くて、政界の新巨星として多大の期待を懸けられた伯は、能く當選當時の世評以上の策動に成功した。蓋し伯が政界の初舞臺で打つた、眞似手の無い大芝居に相違なかつた。而して伯が後年、昵近者に對して當時を追憶した一節には次のやうな言葉がある。

『あのやうな兩雄の提携の出來た一番の原因は、自分の日露交渉に就いて伊藤公が非常に歡ばれ、著るしく信頼を増されて、自分の言ふ事を傾聽して呉れるやうになつた爲であつた云々』

伯が當時の心の満足は、茲に形容詞を重ねて唄ふ必要を見ないであらう。



## 第三章 立憲政治の確立に動く

## (一) 横濱からの『金権候補』

(島田三郎氏との競争事情)

さて第八回総選挙に臨んで政憲兩派に隙が生じては、折角の民黨聯合策は功を一簣に缺く事になる。伯は即ち引續き兩派の結束の爲に奔走した。明治三十六年一月十一日、兩黨の幹部協議會が、日本橋龜島町の偕樂園で開かれ、伯を中心楔子として、憲政本黨から大石、犬養、武富、箕浦、河野の諸氏、政友會から松田、尾崎、大岡、林の諸氏が出席し、(イ)前代議士の再選、(ロ)地盤争ひの禁止を約したのは、其活例の一つであつた。

然るに、伯自身は立候補を避ける事に決心し、土佐からの再三の懇請をも拒み、また名古屋有志からの勧誘をも断はつた。すると、一月十六日になつて、伊藤公から横濱市立候補の勧告を受けた。その由來は、同市有力者間に於ける、地主派(政友系

と商人派(進歩系)の抗争の餘弊を痛感した多數の少壯實業家が、市の發展の爲に全市一致の運動を起した事に始まる。此人々は恰度、總選挙を機會に、地商兩派を一丸とし、横濱更生の途を計る爲に、指導的人格を迎へる事に一決した。而して識見手腕ある理想の人物は、先づ伯を以て第一とするの結論に達し、伯を説くに最も有力なる伊藤公に絶つたものである。

此横濱公民の懇望も、伊藤公の慫慂も、伯を直ぐには動かし得なかつた。伯は、或は大隈侯に、岩崎彌之助男に、又は原敬氏に接して、此問題に就いて慎重に相談した。就中彌之助男は、横濱の有力者にして、伯推薦派の一人、朝田又七氏に就いて、伯の當選の可能性を確かめた。其結果、絶對安全と云ふので、二十四日、伯は遂に立候補を諾した。而して伯を選出す可き地盤としては、昨年初めて地主派から選出された平沼專藏氏を譲らしめ、更に伊藤公自ら横濱に赴いて平沼氏に伯の援助を懇請した(又原敬氏は、此間の運動に就いて奔走最も努めた)。

而して、地主派が平沼氏を譲らしめる代りに、商人派も亦、初期以來選出して來た島田三郎氏を隠退させ、奥田義人男を推す事に決し、之を機として、地商兩派は各々



其團體を解き、殆んど全市の有力者と金權とを網羅した『癸卯俱樂部』(二月五日創立に合一し、合同運動の手始めとして、加藤、奥田の兩新人を議會に送る事を約した。『横濱市有志者』と肩書して其推薦狀に署名した顔觸れは、原富太郎、茂木保平、朝田又七、小野光景、木村利右衛門、若尾幾造、平沼專藏、渡邊福三郎、左右田金作、石川徳右衛門、増田増藏、阿部幸兵衛、上郎清助、佐藤政五郎と云ふのであるから、何人が見ても全横濱の一致した表現と信せられた(横濱市長市原盛宏氏も大いに盡力した)。

然るに手順は思はぬ方面から狂つて來た。加藤、奥田兩氏の推薦、癸卯俱樂部の創立と運んで、今や残る所は、島田三郎氏を隱退させる事だけであつた。而して其役を大隈侯に頼む事になり、侯も心よく諾し『島田に洋行でもさせて一期休む位は宜からう』と其説得を引受けたのである。然るに、大隈侯の説得に對して島田氏の返事が與へられない前に、『島田は洋行費を貰つた代償に代議士を止す』との素ッ破抜きが、某新聞紙に掲げられて了つた。何うして漏れたものか、誰に罪があるのか、夫れは詮索の必要もない。さて、斯んな買收的口吻の記事が出ては、島田氏の治まらぬのは當然である。今や、氏は傷つけられた名譽の爲に、敢然起つて一戦を

強行せざるを得ない破目に陥つた。

之と同時に、地商兩派の處置に對して快からず思つて居た島田宗の濱ッ兒は、今日で言へば、富と權とに對する無産系的の感情にも比す可き一種の激憤を感じた。即ち成敗を度外に置き、自らは『正義派』と號し、伯及び奥田男には伊藤公、大隈侯、岩崎男及び横濱巨商等、權門富豪の指名選舉を企つるものとして、『金權派』の名を附し、猛烈な對抗運動を開始した。茲に於て、平和を期した横濱有力者の初志は裏切られ、正反對に慘澹たる鼎立政戦が現出した。

### (二) 有名なる「落第當選」

(意想外の落選と補充當選の受諾)

二月十日、今更ら退く譯にも行かず、伯は、此形勢の下に立候補を公表し、十四日、横濱に向いて正式に推薦者と會見した。加藤、奥田、對島田。一粒選りの人材の三角戦は、比較的平穩な此總選舉中、獨り天下の視聽を吸引した。蓋し、元老と富豪の後援ある伯及び奥田男に對し、島田氏は、一般民衆の義侠的人氣を極度に利用し、言論



機關を味方に附けて陣を布いた。更に百戦の政争に慣れた此派の闘士と、島田氏得意の雄辯とは、『金權派』を虚實取交せて完膚なく罵倒し、人心の機微を動かす事、恰かも暴風雨のやうな氣勢を示した。

初め、選挙に關しては絶対に候補者の心身を煩はさぬ條件であつたが、事茲に至つては、傍觀の場合では無い。伯は請はるゝ儘に進んで政戦場に立つた。即ち二月十六日は喜樂座、十七日は神奈川、十九日は松影町横濱亭、二十日は元町美濃屋、二十一日は本牧千代崎亭、最後に二十四日は羽衣座で、民衆相手の演説を行つた。恐らく、伯が此種の演説の皮切りであつたらう。伯は外交、殊に東洋に於ける我國の地位を論じ、横濱の立場と結びつけて市勢大發展の論策を説く所、實に堂々たる大演説であつたが、聴衆中の彌次に對して、『外交のことは私が教へてやる。黙つて聽け』と應酬して自派の有志をヒヤリとさせたりした。一體に無愛想な態度と、場當り一つ云はぬ理論一點張りの論旨は、反對派の感情論に比して、民衆に訴へる效果の薄い憾みを免れなかつたと云ふ。

伯は此演説と、一二度全市の事務所廻りをした以外には、全く選挙運動には與か

らなかつた。二月二十六日、報知新聞に掲げられた伯の談片は、當時の模様を最もよく傳へて居る。

『僕は斯う云ふ演説をしたよ。僕は有權者諸君を訪問し低頭平身して頼むことはしない。是れ決して僕が高くともまつて居るのではない。横濱の諸君を高く見上げて居るのである。横濱とも云はるべき開港場の首位にある諸君は、僕が訪ふて頼んだから賛成するの、頼まぬから賛成せぬといふやうな下等なる人ではないと信ずるからだ。僕もずつと田舎へでも往つたら歴訪するかも知れぬが、横濱などでは無禮と思ふから、斷じて訪問はせぬと公言したのだ』

負けられぬ戦となつて、巨商連は日夜戸別訪問の上、承諾書に調印を取り、島田派また熱戦し、全市を擧げて商港が政戦場と化する騒ぎとなつた。二千三百の有權者は、大概は豪商の息のかゝつた人々であるから、伯の當選は先づ一般から確信され、二月二十五日の東京日日新聞の如きも『要するに横濱市に於て最大多數を以て月桂冠を戴くは加藤高明氏なるを疑はずと雖も、奥田、島田兩氏に至ては七分の勢力を有するに過ぎずと云ふを以て、正當の觀察といふべく、此處二三日の活動如



何によつて兩氏の勝敗は決するならん」と傳へた。

然るに三月一日投票、二日開票の結果は、世間を驚愕させたのである。島田氏は實に一千百六票、奥田男は四百三十票で當選し、伯は纔に四百十八票で落選してつた。『金權派』對『正義派』と云ふ島田派のスローガンは、正しく圖に當つた。伯は其日記に『稀代の敗北、非常なる驚愕と失望』と誌るして居る。

凡そ強い者が負けた時に、殆んど無意識的に湧き返る人氣は、全國的に湧いて、横濱の巨商連は伯に合はず顔を失つた。伯も亦不快の感に堪へなかつた。恰度、奥田男は、同時に鳥取市からも當選したので、横濱を伯に譲らうとしたが、伯は頑として受けず、逆に奥田男を横濱から出さうとして、伊藤公に其説得を依頼するに至つた。三月五日の伯の日記に云ふ(編者譯)。

「奥田と共に大磯に伊藤侯を訪ふ。横濱選出に就き、奥田説得方を侯に頼む爲である。侯は奥田の鳥取市より立つに委せて、余の横濱選出を欲するらしかつたが、余が固辭の結果、奥田説得に努めた。奥田が頑強に拒絶したので、侯は再び余に向つて熱心に横濱選出の受諾を勧めた。其最大の理由は、横濱で、補缺選舉

の煩を避くると云ふことであつた。七時の汽車で原敬と共に歸京した。原が大磯まで来た目的は、余をして横濱選出を受けしめる爲であつた。」

其間に奥田男は颯々と横濱當選の抛棄を正式手續に及んだので、横濱有力者、伊藤公、彌之助男も總掛りで伯を説いた。伯は止むを得ず、八日、補充當選受諾の條件として、(イ)島田三郎氏が、選舉運動中に伯に對して放つた虚言と讒謗とを謝罪すること、(ロ)地商兩派合同の初志遂行の二件を容れしめて、澁々乍ら受諾した。之が所謂伯の『落第當選』と取沙汰されたものである。

其後島田派との融和成り、其派の謀將は、後年忠實な憲政會員として伯の傘下に參じ、此市の憲政會地盤は、伯の苦節十年間にも、搖がなかつた因縁は、實に此時に發したと云はれて居る。また此落選の經驗は、一つの教訓ともなつた。三月三日、詫に參邸した横濱代表者に對して『落選は自分の不徳の致す所で致方ないが、横濱の先輩勢力家たる諸君一致の努力を以てして此結果を招いたのを見れば、將來人心の歸向は最も恐る可きものがある』と語り、自ら『民衆の力』に開眼した語調を示すと共に、一同に無言の訓示を與へるのであつた。是れ、其場にあつた當事者の



一人、原富太郎氏の銘記する所である。

(三) 伊隈提携の終焉(十八議會)

(伊藤公の外交顧問となつて)

選舉騒ぎの漸く鎮まつた三月中旬、伯は結婚以來十八年間住み馴れた駿河臺を去つて、半込砂土原町に移つた。新たに甲武線電車が、鈴木町二十二番地の自邸の下を通る事になつた爲である。四月は家族を擧げて大阪に博覽會を見、神戸の觀艦式に陪し、更に前年の代議士推薦に對し土佐人に敬意を表す可く、高知に廻り、初めて岩崎家の郷地を訪れた。更に轉じて名古屋では徳川家の爲に、明倫中學校の紛擾を解決し、四月二十日に歸京した。

伯の旅行中、伊藤公と桂首相の妥協は急速に二月頃から、山縣公を介して密かに進行して居た。運んだ。桂首相は、對露の風雲を顧み、内争を避くる爲め、増租繼續案の抛棄をも辭せないとして妥協を申込み、伊藤公また大局に鑑み、獨斷之を容れて妥協を遂げた。前議會來の民黨聯合は茲に崩壊し、伊藤公は大隈侯に對して、提携の結末をつける必要に迫られたので、從來の行懸り上、更に伯を煩はした。四月二十六日、伊藤公は、伯を招いて對政府妥協を打明け、此旨を憲政本黨の大石氏に通せん事を依頼し、更に翌二十七日、大阪から歸京した大隈侯に對しても傳言役を伯に求めた。其日「大隈伯は明かに不快の色を示した」と、伯の手記は誌るして居る。

斯くて伯の奔走に成つた伊隈提携は、半歳ならずして終焉したが、民黨聯合そのものは未だ完全には壊滅しない。第十八議會が召集されてからも、政憲兩黨の首領は、伯と共に會合して對議會策を謀つた(五月十一日)。之に就いては、「立憲政友會史」は次の通り録して居る。

『政友會と憲政本黨は、去冬十二月三日(明治三十五年)加藤邸にて總裁の會合以來、提携を持續し來れるが、本年五月十一日星ヶ岡茶寮にて、將來の方法に關する協議をなす爲の會合あり。政友會より松田、原尾崎三常務員並に林、大岡兩總務委員、憲政本黨より箕浦、河野、武富三政務委員並に鳩山、犬養兩氏出席せる外、無所屬の加藤高明、奥田義人兩氏亦出席せるは頗る注目すべし云々』

明治三十六年五月の第十八議會に於ては(伯は豫算委員、桂内閣は伊藤公との妥協の筋書に従つて進んだが、偕て其妥協條件に就いて政友會は一致を得ず、遂に尾



崎氏以下の非妥協派十餘人の脱會を見るに至つたのである。

併し、政友會の讓歩に依り、海軍財源を公債に求むる妥協案が成立して、議會の大勢は決した。憲政本黨は、桂内閣の無定見非立憲を責めて、五月二十六日、遂に内閣不信任上奏案を衆議院に提出するに至つた。曖昧不純なる政界の無恒心に、胸底の不滿を禁じ得なかつた伯は、此數日、全く政客との應接さへ絶つて居たが、此不信任上奏案の議事には、憲政本黨案に贊して政府不信任の一票を投じ（此案は政友會反對で否決）、更に二十九日、教科書事件及び取引所事件に關する政府彈劾決議にも、一票を投じて其通過を祈る等、桂内閣反對の所信を、黙々として一人で果して居たのである。議會にすつきり愛想をつかした伯は、遂に院内で一回も發言せず、同僚議員との挨拶は「詰らない」と云ふ一點張りであつた。

十八議會は斯くて六月五日に終つたが、時しも露國の脅威は、既に痛烈に滿洲の野に迫つて居た。一度びは伯の外交に依り、二度びは日英同盟成立の威力に依つて牽制し得た露國の野心は、今度は何物をも押し倒す勢で迫つて來たので、國民の對露決戦論は漸く喧ましく、政府も腹を決めなければならなくなつた。六月二十

三日、伊藤、山縣、大山、松方、井上の五元老に桂、小村、山本、寺内の四相は、明治大帝の御前に會議して、和戰の方針孰れかを決するの大論議を進めたのである。

而して此有名な御前會議に、臨むに當り、伊藤公が實に豫め伯に對して意見を徴したの、は重要な記録でなければならぬ。伯の日記を辿れば、六月二十一日、塔の澤に伊藤公を訪ひ、相携へて大磯に至り、夜半まで公と當面の外交を論じ、翌二十二日、更に公と同車して歸京した。而して、伊藤公は、更に伯を自邸に請じ、祕密外交書類を示して伯の意見を徴した事實が明記されて居る。伯が此時、公に與へた進言は全く不明であつて、且つ伊藤公が其翌日の御前會議に主張した意見も、世間には正確に知られて居ない。却つて某元老の宣傳に依つて誤まられて居ると云ふ。

吾々は御前會議の記録を見ない以上、伊藤公の主張の筋を確言する術は無い。然も、公が或る元老と意見を異にし、大に論争したのは事實で、而して夫れ等外交の重大事に就いては、常に伯を最高の顧問としたことは明かである。果して然らば、伊藤公が對露一戦を主張したか、妥協論を説いたかは、之を察するに難くない。伯の主張から考へても明白である。また次節は一層之を明證する。



その後、伊藤公の態度は、萬事に痛く桂首相を困らせ、また山縣公をも悩ました。結局此二人の策動の結果、七月十三日、公は遂に樞密院議長に祭り込まれ、政友會總裁を辭して、永久に政界の現役から身を退いて了つたのである。

#### (四) 再び桂内閣と戦ふ

(同志研究會と十九議會の解散)

十八議會で、政友會が政府と妥協した事を、伯が心に憤つたのは勿論であつた。そこで憲政本黨に贊して内閣不信任案に所信の一票を投じた程であつたが、政友會員そのものとの親善關係は、議會後も依然として續けられた。而して民黨提携策は、伊藤公の樞府入り後、伯の一層努むる所であつた。伯の記録に徴すれば、六月二十三日(明治三十六年)、金子、松田、大岡、長谷場、杉田、元田、改野、重岡、櫻井、伊藤、小池、横井、都筑、竹越等、政友會の領袖を濱町常磐屋に招じて交誼を温め、七月十六日には、借樂園に政友會の原、松田、憲政本黨の大石、河野、箕浦の諸領袖と會し、閥族内閣を絶つ可く民黨聯合の爲に斡旋を續けて居る。

初夏に入つて、黨人の頭は少しく冷却し、聯合の話にも油が乗らなくなつた。その間、伯は七八・九の三箇月を大磯の新別荘に暮し、十月中旬は甲信に旅して、鹽尻に亡母の墓に額づいた(此旅に甲信の政友會支部は伯を待つに領袖の禮を以て遇した)。歸京すれば、政治季節は伯を待つて居た。即ち十月二十七日、政友會の松田、原、江原、憲政本黨の箕浦、鳩山の諸領袖と星ヶ岡茶寮に會したのを端緒として、十一月、大石、犬養兩氏が清韓旅行から歸るや、兩黨の提携談は次第に具體化し、伯は、再び楔子として運動を開始した。十一月二十七日の伯の日記は、『午後原敬來訪、來る可き議會に處する兩黨關係に就き、大石、犬養に傳言方を余に囑す。其結果余は犬養を訪ふて原の傳言を通ず』と云ひ、其後、兩黨領袖との頻繁な接觸の後、十二月三日には、『午後帝國ホテルの會合に出席す。憲政本黨を代表して大石及び犬養、政友會を代表して原及び松田來會。兩者の間に提携談成る』に至つたのである。之に關し、『帝國議會史』(工藤武重氏著)は誌るして云ふ。

『提携談は當初祕密に兩黨領袖の間に開かれ、一般の黨員は之を關かり知らず(政友會より松田、原二人、憲政本黨より犬養、大石二人、外に加藤、高明、兩黨の聯鎖として、列席)會見數次、遂に



提携の約を訂したり。然らば則ち其提携談の内容及條件如何。見來れば政府の兩政整理極めて姑息汗漫にして之に満足すべからず。若し夫れ對露の折衝常に機宜を失し、東洋の天地をして日に危殆に瀕せしむ。兩黨領袖は此内外の二大問題を捕へて以て政府に肉薄し、飽く迄も歩調を同うして議會に立ち、必らず現政府を倒さずんば已まざらんことを誓ひたり。而して政友會は議長候補者を憲政本黨に譲るべく、憲政本黨は全院委員長及豫算委員長を政友會に譲るべく、常任委員は兩黨の協議を以て適宜安排せんことを約したり』

斯くて兩民黨提携の縊を戻し得た伯自身は、其翌日奥田男の紹介で、桂内閣反對の急先鋒たる同志研究會に入會した。此會は前議會に政友會を脱した尾崎行雄氏以下の硬論者を主體とし、奥田義人、小川平吉、望月圭介氏等十九名の小團體に過ぎなかつたが、何れも一騎當千の士を揃へて政界に注目されたものであつた。而して、此會員に依つて驚天動地の計畫が企てられ、其結果、十九議會は又も解散になつたのである。即ち河野議長政府彈劾奉答文事件が是れである。

十二月十日(明治三十六年第十九議會開院式)の勅語に對する奉答文案として、河野議長が、事もなげに朗讀し去つたものは『内政は彌縫を事とし、外交は機宜を失し』と云ふ立派な政府彈劾上奏案であつたが、衆議院は滿場一致で贊成の拍手を送つ

て了つた。併し、其内容が判明するや、政府も議員自身も愕然として色を失ひ、翌日、衆議院は解散されて了つたのである。

河野議長の此異常な行動は、同志研究會内二三有志等の畫策の結果と稱せられ、伯は此事件の黒幕の一人と見做された。事實、伯は此件には直接關係が無かつたが、然も議長の行動は默認した。現に十二日解散後の同志研究會懇親會には、伯も出席して同志と歡話し、大いに桂内閣の對露無爲、軟弱を痛論して居る。而して伯等同志の期した目的は、一内閣の興廢の問題ではなくて、實に其對露態度の軟弱な政府を鞭撻し、國民の決心を對外的に宣揚するに在つた。伯は議長の行動を此效果から觀て是認したのであらう。果然倫敦タイムスは此報を聽いて論じて曰く

『日本國會の異常なる奉答文は、露國に對して明白なる警告を組成するものと言はねばならぬ。若しも露國にして相當なる協商を容認するの意思が無ければ、平和的落着の望は從來に比し一層少いものと斷ぜざるを得なく』

伯が如何に對露一戰の必要を信じて、桂内閣の優柔不斷を遺憾としたかは絮説を要しない。隨つて、六月二十三日の御前會議その他に於て、伯を顧問とした伊藤



公が如何なる主張を疾呼して、山縣公等と衝突したか、想像に難くない。

然るに、幾何も経たない二月明治三十七年、總選舉戰中、日露戦争となつて政争休止、舉國一致の秋は來た。そこで伯が立憲政治確立の爲に策動した理由は、一時乍ら消滅を感じたのである。伯は立候補も斷念し、二月八日、金杉英五郎氏から千葉、十一日名古屋の有力者から、十六日備中の石黒氏から、二十日まで數回横濱有志から等の立候補勸説を悉く拒絶して了つた。板垣伯との争ひ、横濱の敗戦、いづれも愉快な思ひ出では無かつた。既に民黨聯合の産婆役に成功し、而して今や一旦夫れを中止せねばならぬ事態となつた上に、師父と仰いだ伊藤公の隱退もあつて、茲に一先づ議會から去つて後圖を策する潮時と考へたのであらう。

而して伯の政治家となる大方針は確立不動であつた。一旦議會から勇退はしたが、再舉の用意に、先づ手を染めたものは、即ち東京日日新聞の經營であつた。

## 第八編 新聞經營篇

### 第一章 『東日』の社長

#### (一) 『東日』經營の由來

(『口を利く』『子分を得る』の二目的)

新聞社の社長時代ほど、伯が全精力を傾けた年譜は、首相時代以外には得られな  
いと言つて差支へなからう。明治三十七年から足掛け五年、東京日日新聞に據つ  
て『倫敦タイムス』を生産す可く、涙ぐましい大努力を試みた。病の爲もあつたが、  
其體量を十一貫餘に減耗させた身心兩面の苦心は、恐らくは、我國に於ける新聞社  
長の苦闘史の第一位を占めるものであつたらう。

而して伯は、見様に依つては成功の譽を得たが、結果に於ては、失敗の評を甘受せ  
ねばならなかつた。即ち、『東日』の紙面は、燦然として『タイムス』の權威を築いた  
けれども、その經營は逆比例を以て衰勢を増し、我國の新聞社の通有の運命とも言